日野市地域防災計画

（令和８年度修正）

【地震災害対策編】



日野市防災会議

― 目次 ―

地震災害対策編

第１章　地震災害対策の計画的推進 2

第１節　総則 2
第２節　市の概況 4
第３節　被害想定 6
第４節　防災・減災の基本理念 9
第５節　市・市民・地域組織・事業所の責務と市及び防災関係機関等の役割 11

第２章　災害に強いひと、組織づくり 22

第１節　防災意識の普及・啓発 23
第２節　自己備蓄の推進 28
第３節　地域防災力の強化 30
第４節　要配慮者への支援体制の確立 36
第５節　防災訓練の実施 40

第３章　災害に強いまちづくり 45

第１節　防災空間の確保 46
第２節　道路・橋梁・下水道の整備 53
第３節　建築物等の防災対策 57
第４節　液状化対策 63
第５節　土砂災害警戒区域等対策 64
第６節　危険物等の災害予防対策 67
第７節　事前復興対策 69

第４章　災害応急対策の整備 71

第１節　災害対策本部機能の強化 72
第２節　災害情報受伝達体制の充実 76
第３節　救助・救急及び消火体制の充実 81
第４節　医療救護体制の充実 85
第５節　避難対策 92
第６節　帰宅困難者対策 102
第７節　緊急輸送道路等の確保対策 106
第８節　飲料水、食料、生活必需物資等の調達及び配布対策 109
第９節　要配慮者対策 115

第１０節　ライフライン等の応急復旧対策 121
第１１節　燃料の確保 125
第１２節　災害時受援・応援体制の充実 127
第１３節　ボランティアの受入体制の充実 129
第１４節　保健衛生、防疫、遺体の取扱い対策 132
第１５節　危険度判定体制の整備 138
第１６節　被災家屋調査・罹災証明書発行体制等の整備 141
第１７節　教育・保育体制の整備 143
第１８節　災害廃棄物等の処理対策 147

第５章　災害時の応急対策活動 150

第１節　災害対策本部の設置及び運営 151
第２節　災害情報の受伝達 154
第３節　消火、救助、救急活動 158
第４節　医療救護活動 161
第５節　避難対策 166
第６節　帰宅困難者対策 175
第７節　保健衛生、防疫、遺体の取扱対策 177
第８節　飲料水・食料・生活必需物資等の調達及び供給対策 181
第９節　災害時受援・応援活動 184
第１０節　警備・防犯対策 188
第１１節　ボランティア活動 189
第１２節　緊急輸送対策 191
第１３節　被災建築物等の応急危険度判定等 195
第１４節　ライフライン等の応急復旧活動 197
第１５節　教育・保育体制の整備 204
第１６節　災害廃棄物等の処理対策 208
第１７節　災害救助法関係 210

第６章　災害復興対策 214

第１節　復興体制の確立 215
第２節　被災状況の調査・把握 217
第３節　生活再建支援策 220
第４節　復興対策 227

第７章　南海トラフ地震対策 235

本章の考え方 236
第１節　総則 238

第２節　基本的な考え方..... 239

地震災害対策編

第１章　地震災害対策の計画的推進

第１節　総則
第２節　市の概況
第３節　被害想定
第４節　防災・減災の基本理念
第５節　市・市民・地域組織・事業所の責務と市及び防災関係機関等の役割

第１章は、地域防災計画の目的、防災業務に関係する関係機関とその役割、災害に関係する市の環境、計画の前提条件、防災・減災の基本理念を明らかにするものである。

第１章　地震災害対策の計画的推進

第１節　総則

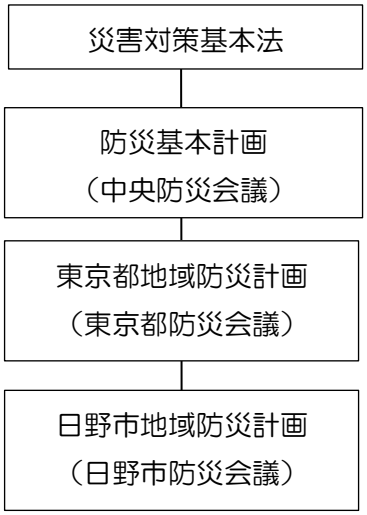
第１　計画の目的

○ 日野市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び日野市防災会議条例第２条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、日野市防災会議が作成している。

○ 地震災害対策計画は、地震災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき、事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生したときの応急対策活動を迅速かつ円滑に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としている。

第２　計画の位置づけ

○ 日野市地域防災計画は、国の「防災基本計画」、「東京都地域防災計画」との整合性、関連性を有した地域防災計画として位置づけられている。



第３　計画の範囲

１　計画の範囲

○ この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき、都知事が実施する災害救助のうち同法第 30 条の規定に基づき都知事から市の災害対策本部長（市長）に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務に協力する場合の計画及び同法適用前の救助事務に関する計画等防災に関する各種の計画を包含するものである。

２　市の他計画との関係

○ この計画に係る施策又は事業等については、日野市まちづくりマスタープラン、及び国土強靭化計画等の計画との整合を図り、推進する。

３　市の各部及び防災関係機関の定める計画等との関係

○ この計画に基づく防災上の諸活動にあたって必要と認められる事項については、市災害対策本部の各対策部及び防災関係機関等において別に定める。

第４　計画の構成

○ 日野市地域防災計画は、「地震災害対策編」、「風水害対策編」、「特殊災害対策編」及び「資料編」で構成されている。

表第 １　日野市地域防災計画の構成

区分	概要
地震災害対策編	本市の地震災害に対する予防、応急、復旧・復興対策の各計画を示している。
風水害対策編	地震災害及び特殊災害を除く、風水害に対する予防、応急、復旧・復興対策の各計画を示している。
特殊災害対策編	地震災害、風水害以外の本市に関係がある火山災害、航空災害対策、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模火災、雪害に対する予防、対策の各計画を示している。
資料編	地震災害対策計画、風水害対策計画、特殊災害対策計画に係る資料を掲載している。

第５　計画の習熟

○ 市及び防災関係機関は、平常時から危機管理や地震防災に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通してこの計画の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

○ 市は地域防災計画に基づき、具体的な各対策部の応急対策を「各対策部マニュアル」として策定するとともに、随時見直しを図るものとする。

第６　計画の修正

○ この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本市の都市構造の変化及び災害事前対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを市防災会議において修正する。

○ 市及び防災関係機関は、関係のある事項について検討し、毎年市防災会議が指定する期日（緊急を要する事項についてはその都度）までに、計画修正案を市防災会議事務局（市総務部防災安全課）に提出しなければならない。

第２節　市の概況

第１　自然的な条件

１　位置及び面積

○ 本市は、東京都のほぼ中央に位置し、本市の北部と東部は多摩川を境にして、昭島・立川・国立・府中の各市に接し、西は日野台地の土地続きで八王子市に接し、南は、多摩丘陵を境に八王子市、多摩市に接している。

表第２　日野市の概況

位置	東経139度23分42秒　北緯35度40分17秒
面積	27.55平方キロメートル
広がり	東西：7.59ｋｍ　南北5.85ｋｍ

２　地勢

○ 大きく丘陵地、台地、低地の３段からなっている。市の北部を多摩川が流れており、昭島市、立川市、国立市、府中市とは分断され、これらの市とは橋により、結ばれている。

○ 中央部を浅川が流れており、浅川により市域は北部と南部の２つの地域に大きく分かれ、橋が南北を結ぶ出入口になっている。

○ 浅川の右岸（南側）は、多摩丘陵と呼ばれる起伏に富んだ丘陵地となっており、神奈川県の三浦半島まで続く広域的な丘陵地である。浅川左岸（北側）は、台地であり、そこから浅川に降りる２段の段丘崖がある。

第２　社会的な条件

１　人口

○ 市の人口は、188,785人であり、人口密度は、１km²当たり6,852人で、世帯数は95,005世帯（１世帯当たり人口は約1.99人）であり、高齢化率は24.7%である。（令和７年４月現在）

２　土地利用状況

○ 浅川の右岸（南側）沿いに市街地が形成されており、用水路や湧水が残っている。浅川左岸（北側）は、台地があり、台地上は、住宅地と工業用地を中心とした土地利用がされている。浅川と多摩川沿いの沖積低地は、住宅地と農地が共存する土地利用となっており、水田用の用水路が網の目のように張り巡らされている。南部の丘陵地には寺社、公園・緑地、樹林地が点在する。急傾斜地は、住宅地に位置する人工斜面、道路沿いの自然斜面、大規模団地開発後に残存する自然斜面に広く分布している。

３　建物状況

○ 木造建築物の総数は37,233棟となっており、その内、住宅が35,709棟、店舗が230棟、工場が186棟、その他が1,108棟を占めている。（令和６年１月現在）

○ 木造以外の建築物の総数は 11,199 棟となっており、その内、住宅・アパートが 7,795 棟を占めている。

4　道路状況

○ 広域道路網は、甲州街道（都道）、国道 20 号日野バイパスと中央自動車道が市の北部を通過し、隣接市を結ぶ主要路線である都道は、北野街道、川崎街道、多摩モノレール通りがそれぞれ通っている。

○ 市の道路の多くは昭和 30 年前後からの土地区画整理事業や大規模開発によって建設されたものであり、市道の舗装率は 91.4%、改良率は 85.7%となっている。（令和６年４月現在）

○ 都市計画道路の整備率は、令和７年 3 月現在、71.3%となっているが、西平山地区など依然として道路などの基盤整備が遅れている地域がある。

第３節　被害想定

第１　地震被害の想定

○ 東京都防災会議は、東日本大震災を踏まえ、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」を令和４年に公表した。

○ 市の被害想定は「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和４年５月）によるものとし、一部を抜粋したものを示す。

表第３　想定地震

地震名	立川断層帯地震	大正関東地震	多摩東部直下地震	都心南部直下地震
規模（M）	M7.4	M8	M7.3	

１　被害想定結果

表第４　想定条件

季節	冬
日	平日
発生時間	18時
風速	8m/秒

表第 5　被害想定結果

区分	地震名		都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
	地震規模		M7.3		M8	M7.4
	時期及び時刻		冬・夕方　18時			
	風速		風速　8ｍ／s			
人的被害	死者数　計		13人	44人	11人	79人
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	5人	25人	3人	44人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	1人
		火災	3人	12人	4人	26人
		ブロック塀等	1人	3人	1人	5人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		屋内収容物（参考値）	2人	4人	2人	4人
	負傷者　計		385人	995人	306人	1484人
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	280人	774人	211人	1155人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	1人
		火災	7人	20人	8人	79人
		ブロック塀等	49人	114人	37人	158人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		屋内収容物（参考値）	49人	86人	49人	90人
	うち重傷者　計		42人	135人	32人	229人
	原因別	ゆれ・液状化建物被害	10人	66人	4人	125人
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人
		火災	2人	6人	2人	22人
		ブロック塀等	19人	45人	15人	62人
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人
		屋内収容物（参考値）	11人	19人	11人	20人
物的被害	全壊棟数　計		209棟	779棟	153棟	1299棟
	原因別	ゆれ	203棟	72棟	145棟	1285棟
		液状化	2棟	5棟	4棟	4棟
		急傾斜地崩壊	4棟	2棟	4棟	10棟
	半壊棟数　計		1587棟	2863棟	1298棟	3292棟
	原因別	ゆれ	1558棟	2812棟	1247棟	3230棟
		液状化	20棟	46棟	43棟	42棟
		急傾斜地崩壊	9棟	5棟	9棟	20棟
	ライフライン支給率	電力（停電率）	1.70%	4.6%	1.5%	8.5%
		通信（不通率）	0.30%	1.2%	0.4%	2.7%
		ガス（供給停止率）	0.00%	0.0%	0.0%	0.0%
		上水道（断水率）	11.50%	23.8%	9.3%	30.6%
		下水道（下水道管きょ被害率）	2.50%	3.7%	2.4%	5.4%
火災被害	出火件数		4	1	5	15
	焼失棟数	倒壊建物を含む	149棟	553棟	195棟	1229棟
		倒壊建物を含まない	139棟	542棟	188棟	1194棟
その他	帰宅困難者		18356人	18356人	18356人	18356人
	都内滞留者数		156852人	156852人	156852人	156852人
	避難者		11721人	27265人	9868人	33608人
	エレベーター停止		116	142	112	173
	災害時要配慮者死者数		8人	29人	7人	51人
	自力脱出困難者発生数		79人	321人	58人	549人
	震災廃棄物（万t）		12	33	10	49

第４節　防災・減災の基本理念

第１　基本理念

○ 災害への対応は、「自助」すなわち自分の身は自分で守ること、「共助」すなわちご近所など地域の助け合いで乗り切ること、そして「公助」すなわち行政・公的機関による支援の３つにより行われる。
○ 特に自身や地域住民による「自助」「共助」は災害対応の基礎となる力であり、日頃からの地域の防災力が問われる。
○ 一方、被害が甚大になるほど、被害が広域に及ぶほど、災害対応が長期間になるほど、地域の力だけでは対応が困難になり、外部からの支援、つまり広い意味での「共助」が必要になる。
○ 「公助」の分野でも、災害対策基本法では市町村に基礎自治体としての一義的な災害対応の責務を位置づけているが、被害規模が大きくなるにつれて、近隣自治体による応援、都道府県による広域調整、国による支援というように外部支援に依存する割合が高まっていく。
○ このため、市は、地域特性や今後の都市開発動向を踏まえた上でより災害に強いまちづくりを推進するため、防災対策の基本方針となる次の４つの基本理念のもとに防災・減災対策を進める。

１　市民と行政等が一体となった防災体制の確立
２　災害につよい日野市
３　災害時受援・応援体制の確立
４　すべての人が安心して暮らせる地域の実現

第２　市民と行政等が一体となった防災体制の確立

○ 自然災害は、発生そのものを防ぐことはできないが、その被害の大きさは、防災体制のあり方によって大きく異なる。
○ 災害の被害を最小限におさえるため、「自らの身は自ら守る」という「自助」、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神のもと、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が必要である。
○ また、市は、行政として取り組むべき施策や公共施設の整備、防災関係機関や企業等との連携等、「公助」を確実に推進するとともに、自主防災組織や防災リーダーを育成し、市民の自主的な防災活動を全面的に支援することが必要である。
○ このことから、市、防災関係機関、市民及び企業等は、それぞれの役割や責任を明確にし、応急対策活動に関わる全ての者が連携を図り、柔軟な対応を可能とする組織づくりを進め、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指す。

第３　災害に強い日野市

○ 災害の被害を最小限におさえるため、市は、道路の整備、河川の改修、下水道の整備や消防力の強化等を推進する必要がある。そのため、市及び防災関係機関は、恒久的に災害に強いまちづくりを目指し、防災機能を考慮した道路や公園、避難場所、防災上の拠点等といった防災空間の整備や、建築物の耐震化を促進する。

○ また、大規模な災害が発生し、被災した場合にも、速やかに立ち上がり市民が１日も早く平常の生活を再開できるよう、災害が発生する前から災害発生後の生活や都市の復興対策について計画的に準備することが必要である。
○ このことから、市は、災害に強いまちづくりが災害発生後にはそのまま、「復興まちづくり」に繋がるよう「被災前からの復興対策」を推進し、恒久的に「災害に強い日野市」を目指す。

第４　災害時受援・応援体制の確立

○ 災害発生時は、消火、救助・救急活動等の応急対策活動、復旧・復興対策等において、市単独では対応しきれない事態が考えられる。
○ これまでの日本各地での大規模災害においても、行政職員の応援派遣、緊急消防援助隊や警察、自衛隊、ＤＭＡＴ等の支援活動、また、国内だけではなく海外からのボランティア活動、支援物資の受入れが行われた。
○ しかし、東日本大震災では、支援が長期にわたるとともに、応援部隊等の受援体制について十分な準備ができておらず、応援機関の職員の寝食を賄う施設や、限られた人数での動員、指揮・引継体制について課題が残った。
○ このことから、自治体相互や企業等との災害協定の拡充を図り、活動拠点となる施設との連携体制を充実させ、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結して効果的な活動を行えるよう「災害時受援・応援体制の確立」を目指す。

第５　すべての人が安心して暮らせる地域の実現

○ 地域には、高齢者、障害者、子どもなど世代や背景の異なるすべての人々が生活している。このような地域において、すべての人が安心して暮らせる地域を実現するためには、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や事業者、地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現し、地域の防災力を向上させていくことが必要である。
○ そのためには、すべての人を想定した避難訓練の実施、要配慮者の思いやりや男女共同参画の視点を持った、地域のすべての人で支えていく避難所運営の実施、未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献することが重要となる。
○ 市は、この計画の全ての事項を通じて、要配慮者の視点、男女共同参画の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「すべての人が安心して暮らせる地域の実現」を目指す。

第５節　市・市民・地域組織・事業所の責務と市及び防災関係機関等の役割

第１　市及び都の責務と処理すべき事務または業務の大綱

１　市

○ 市は、基礎的な自治体として、防災の第一義的な責任を有し、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等と連携し防災活動を実施する。

１　日野市防災会議及び日野市災害対策本部に関すること
２　日野市危機管理基本指針に基づく防災に関する組織の整備に関すること
３　災害に強いまちづくりの推進に関すること
４　防災に関する施設及び設備の整備、点検に関すること
５　災害応急・復旧用資材及び物資の備蓄、点検に関すること
６　自主防災組織・ボランティア団体等の育成、指導支援に関すること
７　防災知識の普及と防災に関する教育及び訓練の実施に関すること
８　防災に関する調査研究に関すること
９　災害に関する情報の収集、伝達及び被害の調査に関すること
10　市民等への避難指示及び誘導等に関すること
11　市民等への災害時広報及び災害相談の実施に関すること
12　被災者に対する救助・救護及び避難受け入れに関すること
13　緊急輸送の確保に関すること
14　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
15　消防及び水防に関すること
16　被災した市施設・設備の応急復旧に関すること
17　救援物資の備蓄及び調達に関すること
18　要配慮者の支援に関すること
19　帰宅困難者の支援に関すること
20　災害時における給食・給水、医療救護、保健衛生等の応急措置に関すること
21　ごみ、し尿、がれき等の処理に関すること
22　遺体の取扱いに関すること
23　市内の関係機関が実施する災害応急対策の調整に関すること
24　他自治体等との連携に関すること
25　その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること
26　過去の災害から得られた教訓の伝承活動に関すること
27　所掌に係る災害復旧・復興に関すること

２　東京都

○ 都は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、都域並びに都民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体等と連携し防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務、または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

（１）東京都

ア　東京都防災会議に関すること
イ　防災に係る組織及び施設に関すること
ウ　災害情報の収集及び伝達に関すること
エ　自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること
オ　政府機関、他道府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること
カ　警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること
キ　緊急輸送の確保に関すること
ク　被災者の救出及び避難誘導に関すること
ケ　人命の救助及び救急に関すること
コ　消防及び水防に関すること
サ　医療、防疫及び保健衛生に関すること
シ　帰宅困難者の支援に関すること
ス　応急給水に関すること
セ　救助物資の備蓄及び調達に関すること
ソ　被災した児童及び生徒の応急教育に関すること
タ　市区町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
チ　公共施設の応急復旧に関すること
ツ　災害復興に関すること
テ　市区町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
ト　防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること
ナ　事業所防災に関すること
ニ　防災教育及び防災訓練に関すること
ヌ　その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

（２）八王子都税事務所

ア　被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること
イ　災害時における市区町村の応援に関すること

（３）南多摩西部建設事務所

ア　道路、橋梁及び河川の保全に関すること

イ　道路、河川等の災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関すること
ウ　水防に関すること
エ　道路、河川等の障害物の除去に関すること

（４）南多摩保健所
ア　保健医療全般の支援に関すること
イ　飲料水の安全等環境衛生の確保に関すること
ウ　食品の安全確保に関すること
エ　防疫その他保健衛生に関すること

（５）流域下水道本部
ア　流域下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること
イ　し尿の受け入れ・処理に関すること
ウ　公共下水道施設の復旧に係る支援調整に関すること

（６）多摩建設指導事務所
ア　都市の復興計画の策定に関すること
イ　被災建築物、崖地等の調査に関すること
ウ　被災者のための住宅の確保及び修理に関すること
エ　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること
オ　災害時における他の局の応援に関すること

（７）日野警察署
ア　被害実態の把握と各種情報の収集に関すること
イ　被災者の救出・避難誘導に関すること
ウ　行方不明者等の捜索及び調査に関すること
エ　遺体の調査等及び検視に関すること
オ　交通の規制に関すること
カ　緊急通行車両確認標章の交付に関すること
キ　公共の安全と秩序の維持に関すること

（８）日野消防署
ア　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること
イ　救急及び救助に関すること
ウ　危険物等の措置に関すること
エ　前三号に掲げるもののほか、消防に関すること

第２　防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

１　指定地方行政機関

○ 指定地方行政機関は、都域並びに都民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、都及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置を行う（一部抜粋して記載）。

（１）関東地方整備局京浜河川事務所（多摩出張所、多摩川上流出張所）

ア　日野市災害対策本部への情報連絡員（「リエゾン」）の派遣、情報交換に関すること
イ　防災上必要な教育及び訓練に関すること
ウ　通信施設等の整備に関すること
エ　公共施設等の整備に関すること
オ　災害危険区域等の関係機関への通知に関すること
カ　官庁施設の災害予防措置に関すること
キ　豪雪害の予防に関すること
ク　災害に関する情報の収集及び予警報の伝達・災害対策の指導、協力に関すること
ケ　水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関すること
コ　建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること
サ　緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること
シ　災害時における復旧資材の確保に関すること
ス　災害発生が予測される時又は災害時における災害応急対策及び復旧対策に関すること

（２）関東財務局（東京財務事務所立川出張所）

ア　地方公共団体に対する資金融資のあっ旋及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること
イ　国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること

（３）関東農政局

ア　農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
イ　応急用食料・物資の支援に関すること
ウ　食品の需給・価格動向の調査に関すること
エ　飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
オ　飼料、種子等の安定供給対策に関すること
カ　病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること
キ　営農技術指導及び家畜の移動に関すること
ク　被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
ケ　農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
コ　被害農業者に対する金融対策に関すること

（４）関東経済産業局

ア　生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること

イ　商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること

ウ　被災中小企業の振興に関すること

（５）関東運輸局

ア　船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること

イ　災害時における輸送用船舶のあっ旋に関すること

ウ　鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること

エ　災害時における輸送車両のあっ旋に関すること

（６）関東地方測量部

ア　災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること

イ　復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言に関すること。

ウ　地殻変動の監視に関すること

（７）東京管区気象台（気象庁）

ア　気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること

イ　気象業務に必要な観測体制の充実及び予報、通信等の施設や設備の整備に関すること

ウ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報及び特別警報・警報・注意報、並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の防災危難への伝達及びこれらの機関や報道機関を通じた住民への周知に関すること

エ　区市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力に関すること

オ　災害の発生が予想される時や、災害発生時における、都道府県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等に関すること

カ　都道府県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に関すること

（８）関東地方環境事務所

ア　有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供に関すること

イ　廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集に関すること

ウ　行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等に関すること

エ　放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援に関すること

（９）北関東防衛局

ア　災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。

イ　災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

２　指定公共機関及び指定地方公共機関

○ 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する（一部抜粋して記載）。

（１）東日本旅客鉄道株式会社（以下「ＪＲ」という。）

ア　鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。

イ　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。

ウ　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること

（２）日本郵便株式会社（日野郵便局）

ア　郵便物送達の確保、窓口業務の維持及びこれら施設等の保全に関すること

イ　災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱に関すること

ウ　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

エ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

オ　被災地宛救助用郵便物の料金免除

カ　被災者援助団体に対するお年玉付き郵便葉書等寄附金の配分

（３）東日本電信電話株式会社（以下「ＮＴＴ」という。）

ア　通信及び電話施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること

イ　災害非常通信の調整及び気象予警報の伝達に関すること

（４）NTTドコモビジネス株式会社

ア　国内・国際電話等の通信の確保に関すること

イ　災害時における通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること

（５）株式会社ＮＴＴドコモ、ソフトバンク株式会社

ア　携帯電話等の移動通信施設の建設並びにこれらの施設の保全に関すること

イ　災害時における移動通信の疎通確保と通信設備の復旧に関すること

（６）ＫＤＤＩ株式会社

ア　重要通信の確保に関すること

イ　災害時における電気通信の疎通の確保と被災通信設備等の復旧に関すること

（７）東京電力グループ

ア　電力施設等の建設及び安全保安に関すること

イ　電力需要に関すること

（８）日本通運株式会社、福山通運株式会社 、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

ア　災害時における貨物自動車（トラック）等による救助物資等の輸送に関すること

（9）東京ガス株式会社・東京ガスネットワーク株式会社（以下「東京ガスグループ」という。）

ア　ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること。

イ　ガスの供給に関すること

（10）中日本高速道路株式会社（八王子支社）

ア　道路、施設の建設及び維持管理に関すること

イ　災害時の緊急交通路の確保に関すること

ウ　道路、施設の災害復旧工事に関すること

（11）日本赤十字社（東京都支部）

ア　災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関すること

イ　災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること

ウ　こころのケア活動に関すること

エ　赤十字ボランティアの活動に関すること

オ　輸血用血液の確保、供給に関すること

カ　義援金の受領、配分及び募金に関すること（原則として義援物資については受け付けない。）

キ　赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関すること

ク　災害救援物資の支給に関すること

ケ　日赤医療施設等の保全、運営に関すること

コ　外国人安否調査に関すること

サ　遺体の検案協力に関すること

シ　東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること

（12）日本放送協会（以下「ＮＨＫ」という。）

ア　報道番組（気象予警報及び被害状況等を含む。）に関すること

イ　広報（避難所等への受信機の貸与等を含む。）に関すること

ウ　放送施設の保全に関すること

（13）株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン‐イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

ア　支援物資の各種品目の調達に関すること

イ　被災地への迅速な供給等に関すること

（14）京王電鉄株式会社（以下「京王電鉄」という。）

ア　鉄道施設等の安全保安に関すること

イ　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること

ウ　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

（15）多摩都市モノレール株式会社（以下「多摩都市モノレール」という。）
　ア　鉄道施設等の安全保安に関すること
　イ　利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること
　ウ　災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

（16）一般社団法人東京バス協会
　ア　バスによる輸送の確保に関すること

（17）一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会（三多摩支部）
　ア　タクシー、ハイヤーによる輸送の確保に関すること
　イ　発災時の災害情報の収集・伝達に関すること

（18）一般社団法人東京都トラック協会（多摩支部）
　ア　災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること

３　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

○ 公共的団体（医師会、歯科医会、薬剤師会、農業協同組合等）及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市町村その他の防災関係機関の活動に協力する。

（１）日野市医師会
　ア　医療に関すること
　イ　防疫の協力に関すること
　ウ　遺体の検案の協力に関すること

（２）日野市歯科医会
　ア　歯科医療活動に関すること

（３）日野市薬剤師会
　ア　医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること

（４）東京南農業協同組合
　ア　物資の調達に関すること
　イ　オープンスペースとしての農地活用の協力に関すること

４　自衛隊（第１施設大隊（陸上自衛隊朝霞駐屯地））

○ 自衛隊は、都知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派

遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

○ また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

（１） 防災関係資料の基礎調査
（２） 自衛隊災害派遣計画の作成
（３） 防災に関する訓練の実施
（４） 人命または財産の保護のため緊急を有する救助、救援及び応急復旧

第３　市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務または業務の大綱

１　市民及び自主防災組織の責務

○ 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、７日分以上の飲料水・食料の備蓄等の予防対策、台風や豪雨等の風水害への備え、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、市民自らが防災対策を行う。

○ 「自分たちの地域は、自分たちで守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努める。

○ 地域特性に応じた防災訓練、防災研修会や防災講座等（以下、「防災研修会等」）に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努める。

○ 災害発生時には、地域において相互に協力し、情報の入手、救助・救急、消火、応急手当等に努めるとともに、避難においては、冷静かつ積極的に行動するように努める。

２　市民及び自主防災組織の処理すべき事務または業務の大綱

（1）市民
　ア　建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
　イ　家具類の転倒・落下・移動の防止
　ウ　飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄及び家屋の安全対策
　エ　被災者の救助・救急活動の協力
　オ　出火防止、初期消火活動の協力
　カ　初期消火に必要な用具の準備
　キ　避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認
　ク　家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保
　ケ　避難、給食等に際しての隣保協力
　コ　自主防災組織活動への協力
　サ　その他必要な災害応急対策業務への協力
（2）自主防災組織
　ア　防災訓練の実施等平常時における災害に関する予防活動
　イ　被災者の救助・救急等に必要な資機材等の整備

ウ　出火防止及び初期消火活動
エ　被災者の救助・救急活動、避難誘導等応急対策活動
オ　地域における被害情報等の収集、伝達
カ　警戒宣言が発せられた場合の防災活動
キ　避難所運営委員会への参画
ク　その他災害時において特に災害対策本部長等から要請のあった応急活動

第４　企業等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

１　企業等の責務

○ 日頃から、各企業等が管理する施設及び設備の安全対策や飲料水・食料等の備蓄、救助・救急、消火のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災研修会等の積極的な実施に努める。
○ 防災対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員の取るべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努める。
○ 災害発生時には、市民及び自主防災組織との連携、事業所相互間の協力により、情報の収集及び伝達、救助・救急、消火、応急手当、避難誘導等を積極的に行うように努める。

２　企業等の処理すべき事務または業務の大綱

（1）企業等
ア　管理する施設及び設備の安全対策及び事業所単位の防災計画の作成
イ　従業員の飲料水、食料等の備蓄と、救助・救急、消火のための資機材の整備
ウ　帰宅困難時の企業等における顧客・従業員等の保護及び一斉帰宅の抑制
エ　従業員の防災訓練や防災研修会等の実施
オ　従業者との連絡手段の確保、従業者の家族等との連絡手段の確保、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知
カ　防災対策責任者を定め、災害時の従業員の責務、行動の明確化
キ　市民及び自主防災組織との連携による地域における防災活動への参加体制の整備
ク　災害時の市民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、救助・救急、消火、応急手当、避難誘導等の実施
ケ　早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定
コ　災害後の行政機関が実施する震災対策事業及び市民が協働して行う地域復興に関する活動への協力
サ　その他、災害時における災害対策活動への協力

第２章　災害に強いひと、組織づくり

第１節　防災意識の普及・啓発
第２節　自己備蓄の推進
第３節　地域防災力の強化
第４節　要配慮者への支援体制の確立
第５節　防災訓練の実施

第２章　災害に強いひと、組織づくり

第１節　防災意識の普及・啓発

Ⅰ．現在の到達状況

○ 市は、各種防災訓練等を通じて、市民に対して防災知識の普及・啓発を図っている。
○ 市は、「防災マップ・洪水ハザードマップ」の作成・配布をはじめ、様々な媒体を通じ意識啓発を行っている。
○ 自主防災組織は、地区防災訓練や自治会における防災研修会等を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っている。

Ⅱ．課題

○ 「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守る行動が必要である。
○ 地域防災力の強化のために「自助・共助」の取り組みが重要である。
○ 災害時には男女のニーズの違いを認識し、双方の視点を持つことが必要である。
○ 自主防災組織や避難所配備職員、学校職員が災害時に連携して避難所の開設及び避難者の受け入れを行うため、平常時からの顔の見える関係づくりが必要である。
○ 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要である。
○ 園児、児童、生徒が、災害時、適切に行動できるよう防災教育を充実させる必要がある。
○ 企業、事業所（以下「企業等」という。）における自主防災体制の強化には、その地域の自主防災組織との連携が必要である。
○ 断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　市民等に対する防災知識の普及・啓発

１　市民への防災知識の普及・啓発

（１）防災研修会等の開催

○ 市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ防災知識の普及・啓発を図る。

（２）防災訓練の実施

○ 市及び自主防災組織は、市が主催する防災訓練や、地域が主体となって行う地区防災訓練への市民の積極的な参加を促す。

２　家庭への防災知識の普及・啓発

（１）広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の作成

○ 市は、広報紙への防災特集の掲載やハザードマップ等の作成を行い、各家庭に配布し、それらの内容について理解が得られるよう努める。

（２）家庭における防災対策等の普及・啓発

○ 市は、耐震診断、耐震補強、家具の転倒防止、危険ブロック塀の倒壊防止、保険・共済等の加入による生活再建に向けた事前の備え等の推進を図る。

○ また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図る。

第２　自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発

○ 市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織における防災知識の普及を図る。

○ また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する必要性に対し、普及・啓発を図る。

第３　要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発

１　啓発パンフレットの作成

○ 市は、要配慮者及び支援者に対し、パンフレット等により防災知識の普及・啓発を図る。

２　防災訓練への参加促進

○ 市及び自主防災組織は、要配慮者に対し、防災訓練への参加を促進する。

第４　園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発

１　防災研修会等の開催や防災訓練の実施

○ 市は、小学校、中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）と連携し、児童、生徒に対し、災害に対する基礎的知識の習得を図ることを目的とした防災研修会等を開催する。

○ また、市は、自主防災組織や学校等と連携し、児童、生徒に対し、地区防災訓練への積極的な参加を促す。

２　防災教育の推進

○ 保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した各年齢にあった防災教育、避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育を図る。

（１）身体の安全確保、非常時の生活技術の習得、助け合い精神の醸成、避難行動の習得

（２）防災意識の啓発

（３）既存のキャンプ、デイキャンプ事業、野外活動等の防災の視点を取り入れた実施

（４）中学生を対象に、地域の一員として自らできることを考える防災教育

第５　企業等に対する防災知識の普及・啓発

１　企業等における防災への取り組み

○ 企業等は、災害時における顧客及び従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等の社会的な責務を十分認識したうえで、防災活動の推進に努める。

２　地域との連携

○ 企業等は、自主防災組織と連携し、自己の自主防災体制において災害時に協力して活動が行えるよう、共助づくりを進めるものとする。

第６　市職員に対する防災知識の普及・啓発

１　職員研修会の実施

○ 市は、災害発生時における組織の役割分担、職員の行動等について習得を図ることを目的とした防災訓練や防災研修会等を実施する。

２　配備職員研修会の実施

○ 市は、指定避難所配備職員に対し、避難所の開設や運営等を迅速かつ柔軟に行うことを目的とした研修会を実施するとともに、避難所打合会への出席、各種訓練への参加を促進する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
防災情報の定期広報	○ 広報紙、ポスター、ホームページ、自治会及び、自主防災組織等に行う防災講話等を活用、定期的に防災情報を広報する。 • 最新動向等をわかりやすく発信する。 • 「日野市地域防災計画」の内容をわかりやすく周知する。 • 大規模災害における市民の行動基準を周知する。 • 家庭における対応の指針等を周知する。（備蓄等）	総務部 【防災安全課】	継続
防災マップ・洪水ハザードマップ等による周知、災害の危険性の啓発	○ 災害の危険性のある区域や指定避難所等施設を市民にわかりやすく周知する。 • 地図情報（指定緊急避難場所・指定避難所等） • 啓発情報（避難手順、家族等との連絡手段の確立等の必要性の周知） • 外国語版の作成 ○ 防災マップ、洪水ハザードマップの定期的な見直し及び更新を行う。 •令和４年度に多摩川•浅川ハザードマップを作成する	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	上で、土砂災害警戒区域も合わせて作成している。 今後、日野市のハザードマップは①多摩川・浅川編、②東京都河川編、③日野市内水編を作成する。 その際、土砂災害警戒区域も合わせて作成する。		
防災イベントの開催	○ 関係機関と連携し、事業を実施する。 ・ 施設見学会、講演会、映画会等 ・ 防災週間、防災ボランティア週間の周知 ○ 各地で発生した災害を取り上げるなど、関心を引くテーマの厳選し事業の実施及び周知を図る。	総務部 【防災安全課】	継続
大学生への防災教育の推進	○ 市内及び近隣の大学と連携し、防災講話等を通じ、自分の命を自分で守るための情報の提供を行う。 ・ 一人暮らしの大学生への指定避難所、指定緊急避難場所等の周知、防災備蓄、情報収集手段の周知等 ・ 各地で発生した災害を取り上げるなど、関心を引くテーマを厳選し事業を実施及び周知	総務部 【防災安全課】	継続
子どもたちへの防災教育の推進	○ 保育園、幼稚園、小・中学校等での各年齢にあった防災教育を定期的に実施する。 ・ 身体の安全確保、非常時の生活技術の習得、助け合い精神の醸成、避難行動の習得 ・ 防災意識の啓発 ・ 既存のキャンプ、デイキャンプ事業、野外活動等の防災の視点を取り入れた実施 ○ 中学生を対象に、地域の一員として自らできることを考える防災教育を実施する。	子ども部 教育部 総務部 【防災安全課】	継続
日野消防少年団への入団勧奨 【日野消防署と連携】	○ 災害時にどう動けばよいのか自発的に考え、行動できる地域の子どもを増やす。 ○ 市内小中学校、市内公共施設にてポスター掲示、リーフレット配布等を実施する。	総務部 【防災安全課】	継続
市民等への自助の備えの周知【日野消防署と連携】	○ 市民や事業所へ防災出前講座等を行い、防災知識の普及・啓発を実施する。 ・ 自助・共助の推進 ・ 応急救護知識及び技術の普及 ・ 事業所の一斉帰宅の抑制等についての普及啓発 ・ 事業所における事務機器等の転倒・落下・移動防止の促進 ・ 災害時のための備蓄の必要性の普及啓発（在宅避難	総務部 【防災安全課】 教育部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	に向けた食料・飲料水・携帯トイレ・トイレットペーパー等（最低３日間分、推奨１週間分）） ・ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え ・ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備 ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策 ・ ブロック塀等の倒壊防止対策の推進 ・ 東日本大震災等の災害教訓の伝承 ・ 高層建築物居住者に対する防火対策及び長周期地震動の危険性等に関する周知 ○ 職員による防災出前講座のみならず、関係機関への協力依頼や事業委託を行う。		
普通救命講習等の実施 【日野消防署と連携】	○ 応急手当や AED（自動体外式除細動器）の使用方法の訓練講習を実施する。 ・グループ、団体への出前講座の開催 ・応急救護訓練の実施 ○ 受講者を募集するための広報を行う。	総務部 【防災安全課】	継続
AED の設置	○AED を設置及び管理する。 ・市内 99 か所の公共施設に設置（令和７年１月現在） ○ 公共施設への AED 設置を推進する。	総務部 【防災安全課】	継続
事業所防災力の向上支援	○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と地域の自主防災組織等との連携・災害協力協定の締結など、地域との協力体制づくりを推進する。 ・ 広報紙等で、事業所相互間及び事業所と地域の自主防災組織等の連携の重要性について、モデルケースの紹介等広く啓発に努める。 ○ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう周知する。	総務部【防災安全課】	継続
中小企業の BCP 策定支援	○ 国や都などが行う BCP に関する講座や助成金制度について市内事業者へ周知する。	産業スポーツ部 【産業振興課】	継続
防災研修の実施	○ 危機管理啓発講演会を実施する。 ○ 職員の研修に防災に関するテーマを盛り込む。 ・ 新任研修、職場研修（情報分析等）、管理職研修等	総務部 【防災安全課】 【職員課】	継続

第２節　自己備蓄の推進

Ⅰ．現在の状況

○ ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、広域的な援助を受けるまでには、数日程度の期間が想定される。
○ 市は、広報紙等により、自己備蓄の推進について啓発を行っている。

Ⅱ．課題

○ 本市は、首都直下地震、立川断層地震等大規模地震の発生が予想されており、これら災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の流通断絶が想定される。
○ 市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ対策、各種資機材等の備蓄を進めているが、市の備蓄だけでは、十分な量を賄うことが困難である。
○ 市民及び企業等は、在宅避難に向けた食料、飲料水（目安は１人１日３リットル）や生活用品を備える日常備蓄の実施（最低３日間分、推奨１週間分）が必要である。
○ 停電や避難に備えた非常持ち出し品等の準備が重要である。
○ 女性や要配慮者等は、避難生活の負担を軽減するために、その特性に応じた自己備蓄に取り組む必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　自己備蓄の推進

○ 市は、広報紙や防災研修会等を通じ、市民及び企業等に対し自己備蓄の重要性、公的援助の限界等について周知し、自主防災組織と連携し、自己備蓄の積極的な確保の周知を図る。

１　主な自己備蓄（３日分以上の備蓄を確保）

ア 飲料水　　イ 食料　　ウ 携帯トイレ　　エ トイレットペーパー

２　主な非常時持出品

ア 貴重品（現金、身分証明書、通帳類、マイナンバーカード、資格確認書、免許証、印鑑等）	カ タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、マスク、消毒用アルコール
イ 携帯電話、充電器	キ 歯ブラシ（歯磨き用ガム等）、洗面用具
ウ 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等）	ク 着替え、下着等
エ 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む）	ケ ホイッスル
オ 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等）	コ 上履き、ポリ袋

３　その他の主な非常時持出品

○ 女性や要配慮者等は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できる。また、食物アレルギーの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できる。ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分に配慮する必要がある。

（１）女性
ア 生理用品
イ 化粧水、乳液、保湿クリーム
ウ 下着、おりものシート
エ 携帯用ビデ

（２）妊産婦及び乳幼児
ア おむつ
イ 離乳食、粉ミルク
ウ 授乳カバー、授乳ケープ（乳児用ブランケット）
エ ほ乳瓶
オ バスタオル
カ おしり拭き
キ 母子手帳

（３）障害者
ア 障害者手帳
イ 補装具、日常生活用具等
ウ ストーマ、おむつ等

（４）高齢者（要支援・要介護者）
ア 介護保険証
イ 介護用品（大人用おむつ、尿取りパット等）
ウ 福祉用具、日常生活用具等

（５）ペットのいる家庭
ア 名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）
イ 愛犬手帳
ウ 食器
エ ケージ
オ リード
カ ペットフード
キ トイレ用品

（６）その他
ア お薬手帳
イ 常用薬

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
市民等への自己備蓄の周知	○ 市民や事業所へ防災出前講座等を行い、防災知識の普及・啓発を実施する。 ・ 災害時のための備蓄の必要性の普及啓発（在宅避難に向けた食料・飲料水・携帯トイレ・トイレットペーパー等（最低３日間分、推奨１週間分）） ・ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え	総務部 【防災安全課】	継続

第３節　地域防災力の強化

Ⅰ．現在の到達状況

○ 市の自主防災組織は152組織（令和７年4月現在）となっている。
○ 市内には、東京防災隣組認定団体が６団体（令和2年1月現在）ある（都の「東京防災隣組」認定事業は、平成28年度に終了）。
○ 発災時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するために、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。
　現在、消防団（8分団）に351名の消防団員が所属しており、日野市消防団条例による定員490名を満たしていない（令和７年４月現在）。

Ⅱ．課題

○ 地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組む必要がある。
○ 地域防災力の向上には、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神に基づく市民の自主的な防災活動が必要である。
○ 自主防災組織が発災時に実効性ある行動がとれるよう、平常時の活動の活性化及び地域の防災リーダーの育成が必要である。
○ 結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の充実が必要である。
○ 自主防災組織、消防団及び企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要である。
○ 女性の防災人材を育成することにより、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等に多様な視点が反映されるようにする必要がある。
○ 事業所の地域に対する役割（地域の救助・事業継続等）を果たす体制の整備が必要である。
○ 一般ボランティアが円滑に活動することができるよう、日野市社会福祉協議会との連携が必要である。
○ 発災時に、ボランティアが円滑に活動することができるよう、平常時からの訓練、連絡及び支援体制を整備する必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　消防団の強化

１　消防団への加入促進

○ 市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解が深まるよう努める。

２　消防団の装備の改善

○ 市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和６３年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図る。

３　消防団の訓練・研修

○ 市は、地域防災力の中核である消防団の応急対応能力の向上を図るため、消防団員の能力（知識や技能、判断力など）及び資質を高める各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化、ひいては地域防災力の強化に努める。

○ また、消防団は自主防災組織等と連携して訓練を実施することで、地域防災力の強化に努める。

第２　自主防災組織の育成・充実

１　自主防災組織の育成

○ 市は、自主防災組織の活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を図る。

２　自主防災組織に対する支援

（１）補助金の交付

○ 市は、自主防災組織が行う防災用資機材の整備に対し補助金交付要綱に基づき補助する。

（２）職員派遣

○ 市は、要請により防災研修会等の防災知識の普及・啓発を実施する。

○ 市は、防災訓練の指導を実施する。

（３）自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援

○ 市は、自主防災組織が平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために地区の特性を踏まえた「自主防災組織活動マニュアル」の作成及び計画に基づく防災活動を実践し、計画の評価や見直しを行うことができるよう支援する。

第３　自主防災組織の活動

１　平時の活動

（１）地域における防災に関する正しい知識の普及

（２）自主防災組織活動マニュアルの作成及び計画に基づく防災活動を通じての検証

（３）実践的な防災訓練の実施

（４）地域の災害時危険個所との事前把握と地域住民への周知

（５）防災活動に必要な防災用資機材の整備・点検、取扱い訓練の実施

（６）防災訓練等を通じた消防団及び企業等との連携強化

２　災害時の活動

（１）情報の収集伝達

（２）地域の協力のもと初期消火活動の実施

（３）地域住民の安否確認、救助活動の実施

（４）負傷者に対する応急救護活動の実施

（５）避難誘導の実施

（６）避難所の開設及び運営の協力

第４　地域自主防災会の活動支援

１　地域自主防災会とは

○ 災害時には、行政のみでは避難所の開設・運営が困難となる場合があるため、地域住民からなる避難所運営組織が主体となって避難所を開設・運営をすることが想定される。本想定に基づき、災害時の指定避難所となる各小・中学校を拠点として、周辺の自治会・自主防災会・学校等が主体となって避難所運営などについて検討を行うことを目的に結成される組織が「地域自主防災会」である。

２　地域自主防災会の活動支援

○ 市は、地域自主防災会の活動を支援し、災害時の避難所運営を市と地域が一体となって行えるような体制づくりを目指す。

第５　防災リーダーの育成

○ 市は、自主防災組織の育成・指導のためのリーダー研修会を実施し、防災リーダーの育成を図る。

○ 防災リーダーは、自主防災組織の活動を補佐する立場として、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者としての役割を担い、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導等の応急対策活動にあたるほか、避難所の開設及び運営にあたる。

第６　女性防災リーダーの育成

○ 市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において、多様な視点が反映されるよう女性防災リーダーを積極的に育成する。

○ 災害時においては、男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーも参画した活動体制の構築により、地域防災力の強化を図る。また、避難所においては、早期から女性が運営に関わるものとし、性別による視点の違いに配慮し、女性専用スペースの確保、妊産婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違い等に十分配慮し、多様な主体が安心して避難生活を送れる環境の整備に努める。

Ⅳ．具体的な施策

項目	対策内容	担当部署	期間
消防団員の確保・充足	○ 消防団員の確保・充足に努める。 ・ 令和７年度４月現在：消防団（８分団）に計 351 名所属＜女性団員含む＞　（定員 490 名） ○ 女性消防団員の確保・充足に努める。 ・令和７年度４月現在：女性消防団員　15 名 ○ 学生消防団員認証制度を実施する。 ○ ＯＢ団員を活用した機能別消防団員制度、また企業や大学と連携した機能別団員・分団制度の導入を検討する。 ○ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をＰＲし、入団等を促進する。		
消防団協力事業所増加促進	○ 継続して毎年１～２事業者増を目標とし、消防団協力事業所の増加促進を図る。 ・ 令和７年４月現在：１８事業者	総務部 【防災安全課】	継続
消防団の装備基準の見直しによる消火活動の充実	○ 消防団組織及び活動基盤の充実・強化を図るため、装備・資機材・要員を整備・増強する。 ・ 消防器具置場建設事業・耐震化促進 ・ 消防用資機材の計画的導入・配備 ・ 消防団の活動拠点となる敷地の確保 ・ 消防団の安全確保のためのライフジャケット、チェーンソー安全保護衣の配備 ・ 電力供給不足時のための発動発電機の継続配備 ○ 各種資機材を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施する。 ○ 教育訓練を実施する。 ・ 新入団員への入団教育の実施 ・ 消防訓練所での教育訓練の実施 ・ 女性消防団員向けの訓練の実施 ・ 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進 ○ 地域等と連携した防災対策を推進する。 ・ 防火防災教育訓練を消防団と地域住民等との連携により実施	総務部 【防災安全課】	継続
自主防災組織の結成促進・行動力強化	○ 自主防災組織の結成を促進し、市民相互が助け合う自主的な防災活動の推進を図る。 ・ 組織の役割分担、情報連絡体制、要配慮者の把握等、活動体制・計画づくりの育成支援 ・ 自主防災組織への助成の継続 ・ 自主防災組織が行う出火防止等防災知識の普及及び初期消火・避難・応急救護訓練等の実施促進と支援・指導 ・ 自主防災組織の育成・指導のためのリーダー研修会の実施	総務部 【防災安全課】	継続
	○ 地域に向けて地域活動や、地域防災に関心を持ってもらえるよう働きかける。引き続き、自治会加入促進にも努める。	企画部 【地域協働課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
防災市民組織の活性化 【都と連携】	○ 町内会・自治会等の防災市民組織の結成を推進する。 ○ 都と連携し、町内会・自治会等の防災市民組織の育成・指導を推進し、地域防災力の向上を図る。 ・ 防災市民組織の活動の活性化 ・ 女性防災人材の育成 ・ 円滑な避難所運営	総務部 【防災安全課】	継続
地区防災計画の取り込み	○ 災害対策基本法第 42 条の 2 に規定される地区防災計画について、市内の一定の地区に居住する市民等（事業者含む）の団体から提案を受けて日野市地域防災計画に位置づけがなされるよう、支援等の取組を推進する。	総務部 【防災安全課】	継続
自宅での生活を継続できる地域の仕組みの推進	○ ひとり暮らし高齢者等に対する水・食料等の提供支援について、地域のボランティア、中学生・高校生及び大学生等によるボランティア活動で行う仕組みを検討する。 ○ 避難所だけでなく、災害時に情報・物資の提供を行う拠点について開設を検討する。	総務部 【防災安全課】	継続
	○ 在宅の要配慮者へのアウトリーチ（訪問支援）の仕組みとして、要配慮者の情報をシステムで管理する等で地域包括支援センター、民生委員等との連携を図る。	健康福祉部 【福祉政策課】 【障害福祉課】 【高齢福祉課】	継続
地域における相互協力の促進	○自助・共助による地域における組織間の相互協力を推進する。 ・ 日野消防署、日野警察署、自主防災組織、自治会、老人クラブ、事業所等との協力促進 ・ 鉄道事業者による駅滞留者対策の支援 ・ 地域住民と事業者等との連携体制の促進 ・ 地域住民が主体となる地域自主防災会（避難所となる小学校を中心とした、自主防災会、自治会、PTA、老人クラブ、女性会等で結成する団体）の推進	総務部 【防災安全課】	継続
	○ 地域、防災関係機関等と学校、保育園、幼稚園等との連携による地域防災の推進を図る。	子ども部 【保育課】 教育部 【学務課】 【教育指導課】	継続
各組織内リーダーの育成支援と	○ 自主防災組織等で活躍するリーダーを支援し、研修・講習会等を通じて育成する。	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
人材ネットワークづくりの促進	・ リーダーマニュアルの作成・配布 ・ 各種研修、講習会の開催 ・ 育成した人材同士のネットワークづくり ○ ボランティアコーディネーターを育成する。 ・ 日野市社会福祉協議会が中心となりボランティアコーディネーターの人材育成と確保を行う。 ○ 市民からの寄附金によるボランティア活動の支援の仕組み作りについても検討していく。 ○ 都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした研修（東京都震災対策条例に基づく研修）に参加する。	健康福祉部 【福祉政策課】	
各組織内リーダーの育成支援と人材ネットワークづくりの促進	○ 女性防災リーダーを増やす・育成する。 ・ 講習会等の開催 ・ 育成した人材の登録制度を作る ・ ＮＰＯ等の各種団体で指導的役割を果たしている女性のネットワークを作る	企画部 【平和と人権課】	継続

第４節　要配慮者への支援体制の確立

Ⅰ．現在の状況

○ 近年の災害では、要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足する等の課題が浮き彫りとなっている。
○ また、情報の入手や自力での避難が困難な避難行動要支援者の犠牲者が、健常者に比して多い傾向がある。

Ⅱ．課題

○ 要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要である。
○ 要配慮者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要である。
○ 災害時の要配慮者の迅速な安否確認や適切な避難誘導には、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者等の平常時からの声掛けと顔の見える関係が必要である。
○ 避難行動要支援者支援制度に基づく取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　要配慮者への支援体制の確立

１　地域における支援体制の確立

○ 要配慮者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいている。
○ 市は、要配慮者に対する防災環境の整備や支援に向けた防災対策を行うことにより、要配慮者支援体制の確立に努める。

２　地域の関わり

○ 日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となることから、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等の地域における各主体は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、状況の把握・共有を図る。

第２　避難行動要支援者支援制度の確立

○ 市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援方法を確立する。
○ なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、「日野市避難行動要支援者支援計画（全体計画）」により定めている。

第３　避難行動要支援者名簿の活用推進

１　避難行動要支援者名簿の作成

○ 避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

○ 対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者とする。

①介護保険法における要介護認定を受けており、要介護度３以上の方。
②身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が身体障害１・２級の方、ただし、肢体不自由は３級以上の方。
③愛の手帳の交付を受けている方。
④精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が１・２級の方。
⑤障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に定める難病等で、障害福祉サービスの支給決定を受けている方。
⑥その他、民生委員等の日頃の見守り活動を通じて支援を必要とするひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の高齢者で、「避難行動要支援者登録申請書」を市に提出した方。
（①については、高齢福祉課介護認定者名簿より作成する。）
（②、③、④、⑤については、障害福祉課各種手帳発行台帳等より作成する。）
（⑥については、随時申請により作成する。）

○ なお、名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとする。

①氏名　②年齢　③性別　④住所または居所　⑤電話番号その他の連絡先
⑥避難支援等を必要とする事由
⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項（危険区域か否か、避難する避難場所、避難支援者の氏名、要支援者の状況、支援時の留意事項）

２　避難行動要支援者の情報の把握及び維持管理

○ 市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を必要な範囲で集約する。

○ また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つように努める。

○ なお、避難行動要支援者名簿については、個人情報の保護に関する法律や日野市個人情報保護法施行条例に留意し、目的外の利用、または盗難もしくは外部への漏えいを防止するよう適切な措置を講じる。

３　避難行動要支援者の名簿の利用及び提供

○ 市は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するため、必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供できることとする。

○ また、避難行動要支援者名簿は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援

者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

○ なお、避難支援等関係者とは次に掲げる者とする。

①日野消防署　②日野警察署　③消防団　④民生委員　⑤居住する地域の地域包括支援センター
⑥居住する地域の自治会及び自主防災組織（ただし、当該自治会又は自主防災組織と市が名簿管理に関し、協定を締結し「実施地区」となっている場合に限る）
⑦日野市社会福祉協議会　⑧利用している居宅介護支援事業所　⑨市と協定を締結している指定福祉避難所で、要支援者の避難先となる施設　⑩その他、当該要支援者が特に希望する者（当該要支援者の情報に限る）

４　個別避難計画作成の推進

○ 市は、避難行動要支援者一人一人について、本人やその家族を交え、災害時の避難先や移動手段などを想定した個別の避難計画を作成することを推進する。個別避難計画は、できうる限り、地域及び市と共有を図り、避難行動要支援者の迅速な避難を目指すものとする。

○ 個別避難計画の作成の詳細については、別途要綱等で定める。

○ 個別避難計画の利用及び提供については、避難行動要支援者の名簿の利用及び提供の規定に準じるものとする。

Ⅳ．具体的な施策

項目	対策内容	担当部署	期間
避難行動要支援支援計画の見直し	○ 避難行動要支援者支援計画（全体計画）の見直しを定期的に行っていく。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】	継続
避難行動要支援者名簿を用いた安否確認体制の構築	○ 避難行動要支援者システム導入し管理を始めている。 • 管理方法等ルールの確立 • 安否確認体制のマニュアルの作成 • 避難行動要支援者名簿の提供先に地域自主防災会等の支援者の追加を検討する	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】	継続
地域ぐるみの支援体制づくり	○ 「地域の助け合いの仕組み作りマニュアル」の自主防災組織等への周知を図る。 • 福祉施設と自主防災組織及び周辺地域の事業所が相互に行う災害協定締結の推進 • 地域包括支援センター、民生委員、協定締結している自治会・自主防災会との連携 • 声かけ・見守り活動等地域の活動の推進 • 要配慮者向け防災パンフレットの作成の検討 • 要配慮者に対する防災訓練の実施等	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【障害福祉課】 【福祉政策課】	短期

項目	対策内容	担当部署	期間
要配慮者への情報伝達	○ 要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整えておく。	総務部 【防災安全課】	継続
自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発	○ 自主防災組織に対して、研修等を通じ、要配慮者への配慮や災害時に十分配慮する必要性について、普及・啓発を図る。	総務部 【防災安全課】	新規
要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発	○ 要配慮者及び支援者に対し、パンフレット等により防災知識の普及・啓発を図る。 ○ 自主防災組織と連携し、要配慮者に対し、防災訓練への参加を促進する。 ○ 関係機関と連携し、要配慮者の災害時行動計画を立てるための支援を行う。	総務部 【防災安全課】	新規
個別避難計画の作成	○ 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者について、個別避難計画の作成を目指す。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】	新規

第５節　防災訓練の実施

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、地域と連携した総合防災訓練、災害対策本部運営訓練や防災関係機関と連携した通信訓練等を実施している。
○ 自主防災組織は、地区防災訓練や地域の特性に応じた防災訓練を実施している。
○ 自主防災組織が主体となって行う各地区の防災訓練は、東日本大震災を契機とし、自主防災組織が中心となり、より実践的で実効性のある訓練内容へと変化しつつある。

Ⅱ．課題

○ 総合防災訓練で実施する訓練の一部について、関係機関の協力が得られず実施できていない現状がある。
○ 防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加を求めるとともに、市、防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要である。
○ 市は、災害時に備えて、日頃から防災関係機関等と顔の見える関係を構築することが必要である。
○ 市が主催する防災訓練及び防災イベントについては、より幅広い年齢層が自由に気軽に参加できる形態で行い、防災知識や技術の向上を図ることが必要である。
○ 地域における防災訓練については、各自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要である。
○ 要配慮者の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要である。
○ 地域防災力を更に強化していくため、女性や中学生等を対象とした防災訓練の実施が必要である。
○ 行政相互の連携強化には、広域的な応援活動体制の確立が必要である。
○ 保育園、幼稚園、学校等は、各種災害を想定した実践的な避難訓練の実施や、保護者への連絡体制または引き渡し体制の確立が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　総合防災訓練

○ 地震災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策ができるよう、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図るため、総合防災訓練を実施する。

第２　地区防災訓練

○ 市は、小学校区単位で、自治会及び自主防災組織等を対象とした防災訓練を実施し、地区の防災体制の向上を図る。

第３　通信訓練及び情報受伝達訓練

○ 市、都及び防災関係機関は、各種情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策活動の指示を迅速的確に行えるよう通信訓練を実施する。

○ 市、防災関係機関及び企業等は、災害時の情報伝達を目的とした通信訓練を実施する。

○ 市及び防災関係機関は、災害協定に基づき、災害時に臨機応変に対応できるよう必要な情報受伝達訓練を実施する。また、円滑な相互応援のため、平常時からの連絡体制を充実させ、広域的な応援体制を確立する。

第４　災害対策本部運営訓練

○ 市及び防災関係機関は、警戒宣言発令時及び災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等本部の運営を適切に行うため、警戒本部及び災害対策本部運営訓練（図上訓練）を実施する。

○ 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、災害対策本部事務局が本部員会議の意思決定機能を適切に補佐することを目的とした図上訓練等を実施する。

○ 市は、災害時の参集経路の確認や緊急参集体制の検証、職員の防災意識の向上を図るため、職員参集訓練を実施する。

第５　保育園、幼稚園、学校等における訓練【教育部】【子ども部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の安全確保を図るため、災害時を想定した実践的な避難訓練を実施する。

○ 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒を保護者へ確実に引き渡すための訓練等を実施する。

第６　多数遺体取扱い訓練

○ 市は、防災関係機関、日野警察署、歯科医会、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施する。

Ⅳ．具体的な施策

項目	対策内容	担当部署	期間
定期的な無線通信訓練の実施	○ 平時からの無線通信訓練を実施する。 ・ 市組織及び関係機関等による無線操作習熟を目的とした通信訓練（月１回）の実施	総務部 【防災安全課】	継続
	○ 平時からの無線通信訓練を実施する。 ・ 災害時に連絡し合う関係にある関係機関との無線連絡訓練の実施	全部・課	継続
災害対策本部運営訓練の実施	○ 地震を想定した災害対策本部運営訓練を実施する。 ・ 図上シミュレーション訓練、実働訓練と連動した訓練、関係機関との連携等	総務部 【防災安全課】	継続
総合防災訓練の実施	○ 「日野市総合防災訓練」を地域住民、関係機関及び協力団体等との協力・連携訓練に主眼をおいて毎年実施する。 ・ 住民を参加主体とした訓練内容、条件・テーマの設定及び訓練指導 ・ 非常参集、情報収集及び情報連絡、出火防止、救助・救急、緊急医療救護所開設及びトリアージ、避難所開設、道路障害物除去、物資輸送、遺体安置、帰宅困難者一時滞在施設の運用、報道対応、応急仮設住宅の供給等各種訓練等の指導実施 ・ 実践的な訓練の実施と訓練成果の取りまとめと検証 ・ 土砂災害に対する防災訓練の実施 ・ 非常通信訓練、総合防災訓練の実施 ・ ボランティア団体や社会福祉協議会等と連携した災害時ボランティア支援センターの設置・運営訓練の実施 ・ 市役所庁内連絡体制の検証（無線機等）	総務部 【防災安全課】	継続
検視・検案訓練への参加 【日野警察署と連携】	○ 日野警察署が実施する訓練に参加する。 ・ 遺体収容所の設置・運営手順等の把握 ・ マニュアルの整備	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【生活福祉課】 【セーフティネットコールセンター】 【健康課】【高	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
		齢福祉課】	
保育園、幼稚園、学校等における避難訓練等の実施	○ 保育園、幼稚園、学校等は、定期的に避難訓練を実施し、園児、児童、生徒及び保護者の意識向上、避難行動の質の向上を図る。	子ども部 【保育課】 教育部 【学務課】 【教育指導課】	継続
各種訓練の実施	○ 自主参加型訓練などの導入を検討する。 ・ シェイクアウト訓練、図上訓練等の実施の検討 ○ 災害時職員行動マニュアルに基づく各種訓練を定期的に実施する。 ・ 徒歩による自宅から職場への参集訓練 ・ 避難訓練 ・ 図上訓練　他	総務部 【防災安全課】	短期
複合災害対策	○ 複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する危険性を認識し、防災体制等を見直し、備えを充実する。 ・ 後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定める。 ・ 外部からの支援を早期に要請することも定める。 ・ 様々な複合災害を想定した図上訓練を行い、その結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。 ・ 地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害（大地震後の豪雨による崖崩れ、洪水等）を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。 ・ BCP を基に、あらかじめ参集人数を想定したうえで適切な職員配置を検討する。	総務部 【防災安全課】 全部・課	継続
災害初動緊急地区担当員への初動対応訓練の実施	○ 担当の指定避難所での役割の認識及びそれに沿った定期的訓練等を実施する。 ・ 担当の指定避難所での訓練及び話し合い等への参加 ・ 門扉及び校舎等の解錠方法、無線の使用方法等の	総務部 【防災安全課】 市民部 教育部	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
	確認		

第３章　災害に強いまちづくり

第１節　防災空間の確保
第２節　道路・橋梁・下水道の整備
第３節　建築物等の防災対策
第４節　液状化対策
第５節　土砂災害警戒区域等対策
第６節　危険物等の災害予防対策
第７節　事前復興対策

第３章　災害に強いまちづくり

第１節　防災空間の確保

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、災害発生時に延焼防止、広域避難場所あるいは防災上の拠点として重要な役割を有している公園、道路、河川、農地等の防災空間の確保に取り組んでいる。
○ 市は、避難所に必要な設備や防災用資機材の整備を進め、また、市内の企業等との協定の締結等、新たな避難場所の確保に努めている。

Ⅱ．課題

○ 避難行動や応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、避難場所や防災拠点の機能の拡充が必要である。
○ 公園、道路、河川、農地等は、延焼拡大防止の効果とともに、避難場所としても有効に機能することから、防災空間の更なる確保が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　防災空間の確保

○ 市は、避難場所、防災上の拠点等の確保に努め、機能の更なる整備に努める。
- オープンスペースの減少を抑制したり確保・維持に努める。
- 緑化、空地の集積により、延焼遮断効果を考慮した防災上有効なスペースを確保する。
- 防災機能を有した公園を計画的に整備する。

○ 市が進めているまちづくりに関するさまざまな計画や土地区画整理事業の推進の中で、災害時の消防活動路、オープンスペースを確保する。
○ 市は、日野市まちづくりマスタープランとの整合性を図り、防災機能を持った土地利用を保全・誘導し、災害に強い都市づくりを目指す。
○ 市は、規模の比較的大きい民間施設等の再整備の機会を捉え、事業者等に対する用途地域の窓口照会、開発事前協議等の段階での情報周知を行い、防災機能をすることができるよう理解を求め、適切に指導、助言等を行う。

第２　防災空間の整備

１　主な防災上の拠点とその役割

○ 市は、災害発生時に重要な応急対策活動を行う拠点を定め、円滑な応急対策活動の実施に努める。
○ 市庁舎の免震化工事を令和２年６月に完了した。

行政拠点	災害対策本部の設置や災害時の応急対策活動の中枢となる拠点	市庁舎

地区防災拠点	避難者の受け入れ（避難所）や災害情報や支援情報等の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点	中小学校等
物資拠点	防災用資機材の保管場所や災害時応援等による物資等の一時的な集積・保管を行う場所で、地区防災拠点等への分配を行う拠点	市の備蓄倉庫、市民の森ふれあいホール、クリーンセンター、南平体育館
活動拠点	消防署や消防団等の応急対策活動並びに自衛隊や各種災害時応援部隊、ボランティア等が災害時応援活動等を行う拠点	消防庁舎、消防出張所、日野中央公園、市民会館、消防団詰所器具置場、その他各種応援機関等の活動の拠点となる場所
医療拠点	災害拠点病院や医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点	日野市立病院、医療救護所

２　道路・河川の整備

○ 市は、広幅員の道路等において、延焼遮断帯や緊急物資を輸送する道路としての機能を確保する等、防災空間としての道路整備を検証し、必要な整備を図る。

（１）避難に必要な道路

（２）緊急物資の輸送の機能を有する道路

３　公園の整備

○ 市は、公園・緑地等の整備を行うにあたり、防災空間としての機能を有効に活用できるようその地域の特性に応じた空地の整備を図る。

（１）広域避難場所としての機能を有する公園

（２）一時的な避難、地域の集合場所となる公園

（３）応急仮設住宅の建設地となる公園

４　農地の保全

○ 市は、災害時に避難地等としても効果的な防災空間として、農地や緑地の保全を進める。また、延焼防止や水確保の機能を果たす水路等の基盤整備を進める。

第３　避難場所等の指定

１　指定緊急避難場所の指定

○ 市では、地震・大規模火災時において切迫した災害の危険から身を守るための緊急的な避難先として、安全性等の一定の基準を満たす約５０か所の施設又は場所を指定している。

２　指定避難所の指定

○ 市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校等（２７か所）を指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用する。

３　その他の避難場所等の確保

（１）福祉避難施設

○ 市は、指定避難所での生活が困難な障害者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用する。市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努める。

（２）帰宅困難者一時滞在施設

○ 市は、地震等により多くの滞留者の発生が予測される駅周辺に、滞留者の安全確保と災害関連情報を提供する場所として一時滞在施設を確保する。

○ また、都が指定した徒歩帰宅支援対策道路沿いの公共施設に帰宅支援場所を設置し飲料水、トイレ、休憩場所等の提供を行うとともに、都が帰宅困難者一時滞在施設として設置した施設に関する情報提供を行う。

（３）予備的避難施設

○ 市は、多数の避難者で避難所となる公立小中学校等のスペースが不足する場合や、被災等により使用できない避難所が発生した場合に備え、市内の高等学校や企業等と協定を締結し、予備的避難所（施設）を確保している。

○ 今後も企業等との協定締結を進め、避難施設の確保に努めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努める。

４　避難場所等の周知

○ 市は、災害の種別に応じた避難先や避難生活を送るための避難所等について、災害時の円滑な避難行動に資するため、ハザードマップや市ホームページ等で周知するとともに、防災訓練等を通じて、平常時にあらかじめ確認するよう啓発に努める。

第４　公園の整備

○ 市は、市街地及びその周辺の広域避難場所をはじめ、身近な避難場所や応急仮設住宅建設候補地、延焼遮断帯となる公園や緑地の確保に努める。

○ 防災上有効な拠点となる公園については、施設設備（太陽光発電等の照明設備、非常用電源設備、情報通信設備、飲料水・消火用水確保施設、防災備蓄倉庫等）や、災害時の諸活動の拠点機能の確保を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
オープンスペースの確保・整備	○緑の保全、創出、育成は、災害予防及び応急対策活動上も有効な観点であるため、自然環境整備、公園・緑地整備、生産緑地の保全を総合的に進める。 ＜各種計画の推進＞ ①「日野市まちづくりマスタープラン」（平成 31 年改定） ②「緑の基本計画」（平成 13 年度策定） ③「第４次日野市農業振興計画・前期アクションプラン」（令和５年度策定）	まちづくり部 【都市計画課】 産業スポーツ部 【都市農業振興課】 環境共生部 【緑と清流課】	長期
オープンスペース情報の一元管理	○各種用途の活用のために平時からオープンスペース利用候補地台帳等を作成し使用に備える。 ・指定緊急避難場所 ・緊急輸送路上の撤去車両置き場 ・救出救助活動拠点 ・ヘリコプター緊急離着陸場 ・生活物資の集積・輸送拠点 ・ライフライン復旧活動拠点 ・仮設住宅建設用地 ・災害廃棄物集積場所（１次、２次） ・仮設庁舎建設用地 ○消防活動を円滑化のため部隊集結を考慮したオープンスペース情報を整理する。 ○都の求めに応じ、これらの情報を最新予定地の状況として年１回報告する。	総務部 【防災安全課】	充実
緑化の推進	○防災上有効な緑化を図る。 ・公園緑地等の確保・拡大 ・街路樹整備 ・道路の緑化（街路樹キーパー制度導入等） ・公共施設及び学校の緑化推進 ・民有地の緑化推進 ・難燃性の樹木の植林 ・歩車分離を基本とした歩行者専用道・緑道の整備促進 ・市の進めるさまざまな計画及び土地区画整理事業等による緑化の推進 ○緑化及び清流化に関する条例の推進に努める。 ○校庭芝生化を実施している学校に対し、地域協働による維持管理の継続を図る。	環境共生部 【緑と清流課】 まちづくり部 【都市計画課】 【区画整理課】 【道路課】 教育部 施設の所管部・課	長期

項目	対策内容	担当部署	期間
農地・緑地維持のための支援	○農地や市内に残された緑地を防災上も有効に活用できる形で保全する。 ・市民農園の整備 ・生産緑地の追加指定 ・特定生産緑地の指定 ・土地区画整理事業等による農地の集約化の検討 ・緑地信託制度、登録樹林、樹木制度の活用 ・特別緑地保全地区や東京都の緑地保全地域制度等の活用検討・制度周知	産業スポーツ部 【都市農業振興課】 まちづくり部 【都市計画課】 【区画整理課】 環境共生部 【緑と清流課】	長期
空地の集積・連担化の推進	○公共施設や公園等の配置についてオープンスペース確保の観点から総合的に進めるため、関係計画との連携・調整を積極的に行う。 ・公共施設の接道部緑化、ポケットパーク、歩道状空地の整備、壁面の位置の制限等の手法を活用し、空地の集積を推進する。 ・緑道、歩行者専用道路による緑のネットワーク化を図る。 ・農地や緑地、用水や湧水の保全により水と緑のネットワーク化を図る。	環境共生部 【緑と清流課】 まちづくり部 【道路課】 【都市計画課】 【区画整理課】	長期
屋外広告物の規制 【都と連携】	○東京都屋外広告物条例、道路法等に基づき、広告塔・看板等の屋外広告物の脱落等を防止する。 ・設置の許可申請、設置後の維持管理に関する改善指導	まちづくり部 【道路課】	継続
自動販売機の転倒防止 【都と連携】	○自動販売機の設置者及び自動販売機業界に対し、違法な道路占用がないよう周知を図る。また、「自動販売機据付基準（JIS 規格）」の周知徹底等により、沿道に設置された自動販売機の転倒防止対策の促進を図る。	まちづくり部 【道路課】	継続
放置自転車対策	○震災時に避難路となる歩道空間を確保するため、日頃より放置防止指導を徹底する。 ・「日野市自転車等の駐車秩序の確保に関する条例」により、駅周辺道路に自転車等放置禁止区域を指定し、自転車や原動機付自転車の放置に対する措置を講じることにより、円滑な交通と防災活動の確保を図っていく。	まちづくり部 【道路課】	継続
防災拠点整備（本庁舎・防災情報センター）	○災害対策及び防災対策の拠点となる本庁舎、防災情報センターについて、必要な機能と資機材の整備を進める。 ・本庁舎の免震化（令和２年６月完了）	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】 【建築営繕課】	長期

項目	対策内容	担当部署	期間
	・耐火・耐水性能の充実 ・情報通信・処理システム、非常用自家発電設備の充実 ・自家発電燃料の備蓄 ・燃料貯蔵設備の設置検討、自然エネルギーも含み自立・分散型エネルギーの確保体制の検討 ・ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等におけるエネルギーの確保 ・機器・備品類の転倒・落下・移動防止及び機能停止の防止 ・電話（災害時優先電話の整理）、無線通信設備等の必要な機能の整備 ・情報セキュリティの確保 ・災害時に使用できるスペース・機能の確保 ・災害用トイレの確保		
活動拠点の整備	○オープンスペースの確保・整備を行う。 ・ヘリコプター活動拠点予定地の選定、協定や候補地の情報の更新・大規模救出救助活動拠点等の確保・整備	総務部 【防災安全課】	長期
行政情報電算処理の災害対策	○災害によるシステムダウンを最小限にとどめ、迅速なシステム復旧を行えるよう対策を講じる。 ・バックアップデータの分散保管 ・非常時専用回線の確保	企画部 【情報政策課】	継続
指定緊急避難場所及び避難所の指定	○災害対策基本法及び施行令等に定める基準等に基づき、避難場所及び避難所を指定する。 ○災害時に避難場所 機能等を担う民間施設に対して、コージェネ レーション システムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。 ○災害時に非常電 源としても有効な蓄池、家庭用燃料電池等の導入を支援する。	総務部 【防災安全課】	継続
指定緊急避難場所の見直し・整備	○定期的に指定緊急避難場所の見直しを行う。 ○防災型トイレ、かまどベンチを整備する。 ○防災公園を整備する。 ○地域の実情に応じ、都市機能やオープンスペースの適正配置を行う。 ○災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【緑と清流課】 まちづくり部 【都市計画課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
指定緊急避難場所・指定避難所の周知	○防災マップ及び洪水ハザードマップの発行・更新により周知を図る。 ○避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	総務部 【防災安全課】	継続
指定緊急避難場所・指定避難所表示板の設置及び周知	○国・都の指針等に連携し指定緊急避難場所・指定避難所表示板の定期的な改善・修理・外国人の方への配慮として絵表示の多様化（ピクトサイン＝案内図記号）を図る。 ○指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示した上で、標識の見方に関する周知に努める。あわせて、当該標識の多言語対応（英語、中国語、韓国語）も図る。	総務部 【防災安全課】	継続
指定避難所及び地域における防災拠点整備	○地域住民や自主防災組織が応急対策を実施する拠点としての指定避難所、地域における防災拠点施設及び防災機関の設備を整備する。 ・緊急車両の出入りを想定した環境整備 ・防災用トイレ等の確保 ・マンホール型トイレ対応施設整備等、避難所におけるトイレの確保、管理について計画を策定していく ・災害時の非常電源等の確保	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【下水道課】 教育部 【庶務課】	継続
都市公園の整備	○防災機能を有した公園を計画的に整備する。 ・防災トイレの設置の推進 ・防災かまどの設置の推進	環境共生部 【緑と清流課】	長期
災害防止に関する指導・助言 【まちづくり条例】	○規模の比較的大きい民間施設等の再整備の機会を捉え、事業者及び住民等に対し防災情報周知を徹底し、防災機能をすることができるよう理解を求め、適切に指導、助言等を行う。 ・用途地域の窓口照会の段階 ・開発事前協議等の段階 ・大規模土地取引の段階 ・住民が家屋購入時の重要事項説明の段階　等	まちづくり部 【都市計画課】	新規 中期

第２節　道路・橋梁・下水道の整備

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、災害時の機能確保のため、道路、橋梁及び下水道の整備や補修、修繕、更新において、長寿命化計画等に基づき施設の耐震化を進めている。
○ 都は、震災時の避難、救急消火活動、緊急支援物資の輸送及び復旧復興活動を支える緊急輸送道路において沿道の建築物の耐震化を推進するために、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」により、緊急輸送道路のうち、特に公共性の高い道路を特定緊急輸送道路として指定するとともに、対象建築物の耐震診断を義務付けている。
○ 無電柱化の推進に関する法律に基づき、「日野市無電柱化推進計画」を策定し、緊急輸送道路や土地区画整理事業において事業計画に位置付けている道路について、無電柱化の優先整備道路として選定した。
○ 市は、道路法に基づき、市が管理する橋梁 173 橋について点検を実施した。これにより「日野市橋梁長寿命化修繕計画」(令和 3 年度改定)の基礎資料とした。
○ 市は、「日野市橋梁長寿命化修繕計画」(平成 25 年度策定)に基づき、市が管理する橋梁 14 橋について修繕及び耐震化を実施した。
○ 下水道総合地震対策計画に基づく管路の耐震化は完了している。

Ⅱ．課題

○ 避難、消防、救助活動、緊急物資の輸送、要配慮者の安全性等を確保する観点から道路整備が必要である。
 • 道路（橋梁及び高架橋含む）等の被災による物流・救援ネットワークの断絶回避のための広域道路ネットワークを確保する必要がある。
 • 避難者や要配慮者の安全を確保する道路環境の整備が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　道路の整備

○ 市は、都市計画道路等、既存の主要市道について、緊急輸送や避難行動等の防災活動上の機能に配慮した環境整備を促進する。
○ 市は、国・都と連携をとり広域的道路整備計画を検討し、日野市と周辺自治体とを結ぶ主要幹線道路の整備を推進する。
○ 市は、生活道路の幅員 4.0m 未満の解消に努め、地域住民の円滑・安全な避難路を確保する。
○ 市は、次の計画に基づき道路施設の補修・修繕を進める。
 ⑴ 道路舗装補修計画　40 年間（計画期間：令和７年度～令和 16年度）
 ⑵ 道路標示修繕計画　10 年間（計画期間：平成 25 年度～令和 4 年度）

第２　電線類の地中化

○ 道路管理者は、災害時の電柱倒壊による電線類の寸断、緊急通行車両の通行障害防止のため、電線管理者と協調して、緊急輸送道路等について、電線共同溝等の整備を進め、ライフラインの安全性及び防災対策のより一層の向上を図る。

第３　橋梁の整備

○ 橋梁は、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要である。そのため、市は、定期的に点検を行い、「日野市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、損傷程度が軽微な段階で小規模な修繕を行い、健全な橋の状態を維持するとともに、長寿命化を推進する。

第４　下水道の地震対策

○ 市は、「日野市上下水道耐震化計画（上下水道）」に基づき、下水道処理区域内避難所等の重要施設の下流の耐震性能を更に充実していく。

○ 都流域下水道本部は、水再生センター等の震災対策を推進するとともに、施設のバックアップ機能を強化する。また、市と連携し、他市町村及び民間事業者との協定等に基づく応急復旧体制を強化・充実させる。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
道路の老朽化対策の推進	○ 市管理の道路について老朽化対策を推進する。 ＜道路施設の各種計画＞ • 「道路舗装補修計画」（平成 25 年度策定） • 「道路標示修繕計画」（平成 25 年度策定）	まちづくり部 【道路課】	長期
広域幹線道路の整備 【国・都と連携】	○ 国・都と連携をとり広域的道路整備計画を検討し、日野市と周辺自治体とを結ぶ主要幹線道路の整備を推進する。＜まちづくりマスタープランに基づき整備＞ • 都市計画道路　日３・３・２号線及び日３・４・17 号線の整備促進 • 都市計画道路　日３・４・24 号線の早期整備	まちづくり部 【道路課】 【都市計画課】 【区画整理課】	長期
地区幹線道路の整備	○ 都市計画道路等、既存の主要市道について、緊急輸送や避難行動等の防災活動上の機能に配慮した環境整備を促進する。 • 歩車道不分離区間の計画的な改良、局部改修	まちづくり部 【道路課】 【都市計画課】	長期
生活関連道路の整備	○ 生活道路の幅員 4.0m 未満の解消に努め、地域住民の円滑・安全な避難路を確保する。 ○ 狭隘道路に面する建築物の後退整備促進に関わる制度の検討を行う。	まちづくり部 【道路課】 【区画整理課】 【建築指導課】	長期

項目	対策内容	担当部署	期間
各種計画・プランの実施	○ 日野市まちづくりマスタープランとの整合性を図り、避難誘導に適したまちづくりを目指し、ハード面・ソフト面両面での対策を検討する。（平成３１年４月改定）	まちづくり部 【都市計画課】	継続
土地区画整理事業の推進	○ 計画的な道路等の公共施設と宅地の再配置により、無秩序な住宅開発の乱立によるスプロール化を防ぎ、防災性の向上に資する土地区画整理事業を推進する。 ＜市施行地区＞ • 豊田南土地区画整理事業 • 万願寺第二土地区画整理事業 • 東町土地区画整理事業 • 西平山土地区画整理事業 ＜組合施行地区＞ • 川辺堀之内土地区画整理事業 • 上台土地区画整理事業 • 高幡橋北土地区画整理事業（準備会） • 新井東養塚土地区画整理事業（準備会） ＜計画地区＞ • 万願寺第三土地区 • 新坂下地区	まちづくり部 【区画整理課】	長期
都市計画道路沿道の不燃化推進	○ 都市計画道路の整備に合わせ、地区計画等の都市計画手法の活用により、沿道の土地の高度利用及び不燃化を推進し、延焼遮断帯のネットワーク機能を強化する。	まちづくり部 【都市計画課】	継続
良好な市街地の形成	○ 市民・事業者・市が協働により緑地やオープンスペース等の保全・整備・ネットワーク化に努め、良好な居住環境を持つ住宅地の形成を目指す。 ○ 地区計画等のまちづくりルールの策定により、道路空間の確保や良好な街並みの形成を促進する。	まちづくり部 【都市計画課】 環境共生部 【緑と清流課】	長期
道橋梁の長寿命化等の促進	○ 市管理の橋梁について長寿命化を図る。 •「日野市橋梁長寿命化修繕計画」（令和４年度改訂）	まちづくり部 【道路課】	長期
下水道の耐震化	○「日野市上下水道耐震化計画（上下水道）」に基づき、下水道処理区域内避難所等の重要施設の下流の耐震性能を更に充実していく。	環境共生部 【下水道課】	継続
無電柱化の促進	○ 「日野市無電柱化推進計画」（令和２年度策定）に基づき、選定した優先整備道路について事業を進めていく。	まちづくり部 【道路課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
特定緊急輸送道路から避難所への経路の指定	○ 特定緊急輸送道路から各避難所へ、アクセス道路の指定を検討する。	まちづくり部【道路課】	短期

第３節　建築物等の防災対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市には、都が示す「地震に関する地域危険度測定調査」における火災危険度が比較的高い地域がある。
○ 令和２年度末現在の住宅（戸建て、共同住宅、木造、非木造）の耐震化率は 90.2%であり、令和２年度末の市内の木造住宅戸数の割合は 47.7%である。
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断は 100%完了しているが、耐震化率は 93.5%にとどまっている。（出典：日野市耐震改修促進計画　令和３年度策定）

Ⅱ．課題

○ 阪神・淡路大震災においては、昭和 56 年の新耐震基準以前の建築物が大きな被害を受けていることから、既存建築物の耐震診断を早期に実施し、耐震化を図る必要がある。
○ 都の被害想定を踏まえ、建築物の耐震化、不燃化及び消防用水の確保に一層取り組む必要がある。
○ 建築物は、建て替えが進むことにより建築物の耐震性の向上が図られるが、地震による被害の削減を図るためには、合わせて家具等の転倒防止対策が必要である。
○ 火災危険度が比較的高い地域の解消を図るには、市街地を整備するなど抜本的な対応が求められるものの、関係者の合意形成に多くの時間を要し、また、多大な財源の確保も課題となることから、全体的な都市計画と連携した取組を視野に入れつつ、市が進めているまちづくりに関するさまざまな計画及び土地区画整理事業の中でこれらの解消に努めていく必要がある。
○ 地域における自主防災組織等による初期消火活動や避難誘導の仕組みづくりの重要性を当該地域の住民に周知する必要がある。
○ 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率の向上を図る必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　既存建築物の防災対策

○ 「新耐震基準」の適用前の建築物は、耐震性が不足している可能性がある。市は、特に不特定多数が集まる建築物に対し、構造、防災設備、防火設備等の安全性を指導する。また、住宅の耐震診断や家具の転倒防止等について、リーフレットの作成や耐震相談の実施等、住宅の防災対策に係る意識の向上を図る。

１　木造建物が多い地区対策

○ 当該地区の住民には、自主防災組織の結成・強化を促し、平常時から避難経路、指定緊急避難場所及び指定避難所等の確認並びに、初期消火と早期の避難の意識を啓発し、発災時の被害を軽減する仕組みづくりを進める。
○ 市が進めているまちづくりに関するさまざまな計画及び土地区画整理事業の中でこれらの解消に努めていく。
○ 経年防火水槽の耐震化や火災危険度が高い地域の水利整備を推進する。

２　住宅の耐震化対策

○ 住宅の耐震化により、市民が自らの生命及び財産を守るとともに、自宅での生活を継続できるよう推進する。

○ 耐震化についての知識の普及や意識向上のため、市民に対し次のような情報提供・啓発活動を行う。

- 助成制度の紹介
- 防災講演会　等

○ 建物所有者が主体的に耐震化に取り組むきっかけ作りのためには、地震に関する地域危険度や建築物の耐震化の必要性と重要性を周知する。

第２　新築建築物の防災対策

○ 建築基準法に基づく建築物等の確認業務の中で、災害時における避難等も考慮し、敷地、建物、設備について審査を行い、各種の問題点について総合的に検討し、安全性の高い建物の建築を行うよう指導する。

第３　防災上重要な公共建築物の防災対策

○ 日野市地域防災計画で対策本部や救護施設、指定避難所として位置づけられた施設 29 棟すべてで耐震基準を満たしている。

○ 事業継続計画（BCP）や災害復旧活動の拠点となる本庁舎は、長期的視野で本庁舎の将来のあり方を考えていく。

○ 小・中学校の体育館の非構造部材の耐震化に関する実態調査の結果に基づき、必要な措置に取組む。

第４　特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

○ 市は、耐震性を有していない対象建築物の所有者に対し耐震化の重要性、必要性を改めて認識させ、補強設計や耐震改修または建替え、除却等、次の耐震化の段階に進むよう積極的に促す。

第５　民間の特定建築物の耐震化

○ 市は、特定建築物と判断された昭和 56 年以前の建築物の所有者には、耐震診断や耐震改修に向けての相談、助言を関係団体等と連携しながら行い、計画的に耐震化を促進する。

※特定建築物：大規模な建築物で、延べ床面積が3,000平方メートルを超える百貨店、事務所、旅館、興行場等が該当

第６　社会福祉施設の安全確保

○ 入所施設及び通所施設等の各種社会福祉施設においては、その利用者の安全確保を図るとともに、施設の災害に対する安全性を高めることが重要である。

１　施設の耐震化

○ 施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、災害時においてもその機能を維持できるよう努める。

２　防災設備等の整備

○ 施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努める。

○ また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努める。

３　防災教育・訓練の充実

○ 施設管理者は、職員や利用者が災害時に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施する。

○ また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施する。

４　緊急連絡体制の整備

○ 施設管理者は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備する。

○ また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動ができるよう体制を整備する。

第７　その他安全対策

１　ブロック塀等の倒壊防止対策

○ 市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀、石塀の生垣への転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図る。

２　窓ガラス等の落下物防止対策

○ 窓ガラス、広告塔、看板等は、災害時に脱落し、被害を与えることが予想される。このため、市は、所有者及び管理者に対し、落下物防止対策の観点から指導する。

３　家具等の転倒防止対策

○ 家屋の中にあっても家具等の倒壊、飛散したガラス等の危険性があるため、市は、市民に対して家具等の転倒・落下・移動の防止対策の普及・啓発に努める。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
特定建築物及び防災上重要	○ 児童館・学童クラブ等については、施設改修計画により順次耐震化を図っていく。	子ども部 該当施設の所管	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
な市有建築物※の耐震化促進	○ 民間施設についても同様の措置を講ずるよう啓発する。 ※ 防災上重要な市有建築物：耐震改修促進法第 14 条に規定する市有特定建築物及び指定避難所に該当する市有施設をいう。	部・課	
その他の市有施設の耐震化促進	○「日野市耐震改修促進計画（令和３年度策定）」により推進する。 （昭和 56 年以前に着工され、現在の建築基準法等の耐震関係規定(新耐震基準）に適合していないもの、その他これに類するもので市が認めたものを対象とし、耐震化を推進する。）	まちづくり部	継続
民間特定建築物の耐震化	○ 耐震化の必要性や建築所有者の責務について積極的に啓発する。 ○ 耐震改修促進計画の改定とともに耐震化の状況の確認に努める。	まちづくり部 【都市計画課】 【建築指導課】	継続
エレベーター対策	○ 市有施設におけるエレベーターの閉じ込め防止装置等の設置に努める。 ○ 設置・点検事業者と連携をとり、非常時の対応について情報共有していく。	エレベーター設備施設所管の部・課	継続
公共施設等の対策	○ 小・中学校の体育館の非構造部材の耐震化について実態調査の結果に基づき、必要な措置に取り組む。 ○ 小・中学校、保育園等の公共施設における、落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁タイル、本棚等について、落下・転倒等の防止措置に努める。 ○ 老朽化により外壁面の仕上材などの浮き、爆裂等が進んでいることから、落下防止および防水工事を計画的に実施する。	子ども部 教育部 施設の所管部・課	継続 中期
一般住宅の耐震化促進	○ 木造戸建住宅及び分譲マンションの耐震化を促進する。 ○ 市民が相談しやすい環境づくりや下記の制度の情報提供を行う。 • 日野市住宅耐震化及びバリアフリー化補助金 • 日野市分譲マンション耐震改修工事等助成制度	まちづくり部 【都市計画課】	充実
	• 税の控除等の周知 • 耐震改修住宅に対する家屋の固定資産税の減額制度の周知	市民部 【資産税課】	継続
耐震診断・改	○ 国・都の示す指針や「日野市耐震改修促進計画」に基	まちづくり部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
修のＰＲ	づき、民間建築物所有者に対し、建築物の安全確保に関する普及・啓発を行う。 • 耐震診断・改修啓発パンフレットの配布 • 耐震診断・改修助成制度のＰＲ	【都市計画課】	
文化財の保護対策	○ 重要な文化財等に対する有効な災害防止措置を講ずるよう努める。 • 政令に基づく消防用設備の設置促進 • 文化財防火デー(１/26)の意識徹底 • 消防演習の実施、広報の推進 • 展示ケースや収蔵庫等の免震化 • 文化財等の安全な保管方法の検討 • 文化財点検表の作成	産業スポーツ部 【ふるさと文化財課】 教育部 【生涯学習支援課】 【郷土資料館】 他、文化財等を管理する部・課	継続
公共施設の生け垣化等推進	○ 小・中学校、保育園等の市公共施設接道部にあたるブロック塀、万年塀等について必要な倒壊防止措置を講ずるよう努める。 ○ 施設の特性に応じ、生け垣化、ネットフェンスへの転換について検討する。 ○ 1.2m未満、民地境界上のもの、目視上問題ないものなどのブロック塀についても更新を検討する。 ○ 倒壊防止措置を講じながら、部外者、不審者の立入を防ぐ措置も同時に講じていく。	子ども部 教育部 施設の所管部・課	継続
ブロック塀の撤去及び生け垣化の推進	○ ブロック塀等撤去及び改良工事補助金制度事業の周知を図る。 • 道路に面した 1.0m以上のブロック塀の撤去を促進するため、費用の一部補助を実施。 ○ 日野市ウェルカムツリー等植栽補助制度の周知を図る。 • みどり豊かなより良いまちづくりを推進するため、市民のみなさんがウェルカムツリー（記念樹）や生け垣を植栽する場合など、市が苗木代の一部を補助する。	まちづくり部 【都市計画課】 環境共生部 【緑と清流課】	継続
安全対策の指導強化 【都との連携】	○ 都及び建設・建築関係者と協力し、ブロック塀の施工等に関し適切に行われるよう指導する。 ○ がけ・擁壁の危険度調査等を都と協力して行い、所有者に自己の所有するがけ・擁壁の危険性を認識し	まちづくり部 【建築指導課】 総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	てもらい、改善に結び付ける。		
危険物取扱施設の安全化	○ 防災計画の作成や法令等を遵守した安全対策を実施する。	対象施設を所管する部・課	継続
新築建築物への災害対策の指導	○ 建築基準法に基づく建築物等の確認業務の中で、災害時における避難等も考慮し、敷地、建物、設備について審査を行い、各種の問題点について総合的に検討し、安全性の高い建物の建築を行うよう指導する。	まちづくり部 【建築指導課】	継続
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【都と連携】	○ 日野市耐震改修促進計画に基づき令和７年度までに耐震化率 95%達成に向けて耐震化促進事務に取り組む。 ○ 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進を図る。 • 「耐震改修促進計画」（令和３年度改定）の推進 • 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成制度による支援 • 耐震アドバイザーの無料派遣（東京都） ＜特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化＞ 助成実績：診断 33 件、補強設計６件、耐震改修３件、除却・建替８件（令和7年 10 月現在）	まちづくり部 【都市計画課】	長期

第４節　液状化対策

Ⅰ．現在の状況

○ 東日本大震災では、東北地方から関東地方等の広範囲において液状化被害が発生した。
○ 市は、令和5年3月に「日野市防災ガイドブック」を作成し、警戒区域等に関わる地域に配布した。

Ⅱ．課題

○ 市は、市民に対し、液状化ハザードマップにより、液状化に対する基礎知識等の情報提供が必要である。
○ 市は、地震時の下水道施設の機能障害を最小限にする必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１ 液状化対策

１ 市は、建築物の建て主や所有者が液状化による建築物被害に備えるため、液状化対策についての相談や液状化の可能性を調べるための地盤調査データ等の閲覧・周知を行う。
２ 市は、地盤の特性を考慮した液状化防止策を行い、地震時の下水道施設の機能障害を最小限にする。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
下水道施設の液状化対策	○ 地盤の特性を考慮した液状化防止対策を実施し、地震時の下水道施設の機能障害を最小限にする。 ○ 下水道事業の耐震化は、日野市第１次及び第２次下水道総合地震対策計画で重要な幹線等のうち軌道・河川下を横断する管路、緊急輸送路を横断・縦断する管路等の液状化危険度の高い地区の整備は既に完了している。	環境共生部 【下水道課】	長期
液状化に係る情報提供 【都と連携】	○ 都が示した「東京の液状化予測図」の周知を図る。	まちづくり部 【建築指導課】 総務部 【防災安全課】	継続

第５節　土砂災害警戒区域等対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市内では川崎街道及び北野街道の南側約 700ha が宅地造成工事規制区域に指定されている。
○ 都は、平成 30 年３月 15 日に市域の「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」を指定した。
- 市内の急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、生命または身体に危険が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害警戒区域：イエローゾーン）は、469 箇所（急傾斜地の崩壊：452 箇所、土石流：17 箇所）（令和７年 10 月１日現在）
- 市内の急傾斜地の崩壊や土石流が発生した場合に、建築物に損壊が生じ生命または身体に著しい危害が生じる恐れがあると認められる区域（土砂災害特別警戒区域：レッドゾーン）は、391~~392~~箇所（急傾斜地の崩壊：383 箇所、土石流：８箇所）（令和７年 10 月１日現在）

Ⅱ．課題

○ 現在の基準に合わない既存不適格の古い擁壁、経年劣化が生じている擁壁、積み増しした擁壁は、大雨や地震時に崩壊する危険性が高いと考えられる。
○ 市と都は、造成地で発生する災害を防止するため、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法、日野市まちづくり条例等に基づき、許可や審査及び工事の指導・監督を連携して行う必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　危険箇所の予防対策

○ 市は、該当の地域住民へ急傾斜地崩壊危険箇所などの情報提供を行うとともに、危険と判断される急傾斜地については、所有者・管理者に対して安全対策の実施を要請する。
また、急傾斜地崩壊危険箇所に係る開発等については、情報の提供とともに危険防止のために適正な土地利用の誘導を図る。
○ 市は、宅地造成工事規制区域における宅地造成工事に対して、梅雨期及び台風期に、都と合同でパトロールを行う。

第２　警戒避難体制の整備

１　土砂災害に関する防災気象情報等の周知

○ 市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害に関する防災気象情報等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図る。

２　避難誘導体制の確立

○ 市は、消防関係機関と連携し、豪雨・台風時に危険箇所を巡視し、警戒にあたる体制の整備や自主防災組織など地域と連携した避難誘導体制の仕組みづくりを推進する。

３　警戒避難体制の構築

○ 市は、都により「土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）」に基づく土砂災害警戒区域が指定された際は、これをふまえた警戒避難体制を構築する。

４　土砂災害危険警報・土砂災害特別警報の伝達

○ 市は、レベル4土砂災害危険警報やレベル5土砂災害特別警報が市域に発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努める。

５　避難措置

○ 市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または急傾斜地の崩壊により人命に危険を及ぼすと予想される場合は、高齢者等避難、避難指示を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図る。

第３　がけ崩れ対策

１　急傾斜地崩壊危険箇所等の災害防止

○ 市は、急傾斜地崩壊危険箇所に係る開発等については、情報の提供とともに危険防止のために適正な土地利用の誘導を図る。

２　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

○ 都は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴き、土砂災害警戒区域等を指定する。さらに、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、住宅等の新規立地の許可制の導入や、建築物の移転促進等の防災対策を行う。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
土砂災害危険箇所等の点検等 【国・都と連携】	○ 崖地や老朽化した擁壁の所有者に安全対策を要請する。 ○ 危険箇所の定期的な点検・パトロールを実施する。	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 【都市計画課】	継続
災害防止に関する指導・監督 【都と連携】	○ 都と連携し、都市計画法、建築基準法、宅地造成等規制法等に基づき、安全な宅地造成が図られるよう指導する。 ・ 造成地の開発許可・確認の審査及び施工に対する指導・監督 ・ 造成中及び完了検査後の巡視等による違法開発行為の取り締まり ○ 宅地造成等規制法施行以前の造成地等に存在する老朽化した擁壁や補強が必要な法面等の土砂災害防止工事	まちづくり部 【都市計画課】 【建築指導課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	については、所有者や基礎自治体での対応には限界があるため、都・国に更なる協力を要請する。		
土砂災害警戒区域の安全対策【公共施設・公共用地】	○ 日野市まちづくりマスタープラン（平成 31 年 4 月改定）において位置付けられた安全性を考慮した土地利用について取組を継続する。 ・ 公共施設の再編における都市機能の集約、まちづくり用地の利活用	総務部【防災安全課】 企画部【企画経営課】 まちづくり部【都市計画課】	継続
警戒体制の充実	○ 集中豪雨時、梅雨・台風期や地震発生後に崩壊の危険性がある斜面の警戒・巡視体制を充実する。 ・ 巡回ルート図を作成している。	総務部【防災安全課】 まちづくり部【都市計画課】	継続
土砂災害警戒区域等の周知・啓発【都と連携】	○ 土砂災害警戒区域等として指定された箇所について、ハザードマップに収載し情報提供を行うとともに、避難方法について周知徹底を図る。 ・ 震災前後の集中豪雨等による崖崩れや擁壁等の崩壊の危険について、当該地区住民に対して、周知を行う。 ・ 当該地区住民に対し、自主避難、避難準備情報等の避難のめやすを周知する。	総務部【防災安全課】	継続

第６節　危険物等の災害予防対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市内には、ガソリンスタンドに代表される危険物取扱施設が混在し、また、工場や各種研究機関にも高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物取扱施設等が存在する。

Ⅱ．課題

○ 危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、市民生活に大きな影響を及ぼす。

○ 関係機関は、危険物取扱施設の安全対策については、関係法令により規制や指導等を行っているが、一層の保安体制の確立が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　危険物取扱施設に対する指導

１　危険物施設に対する指導

○ 危険物施設に対して、耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資器材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。

２　一般取扱所等に対する指導

○ 製造所、営業用給油取扱所及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な所蔵取扱及び出火危険排除のための安全対策について指導する。

３　事業所防災計画の作成指導

○ 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

４　自衛消防組織への指導

○ 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

第２　輸送の安全化

１　路上取り締まりの実施

○ 関係機関による路上取締を毎年定期的に実施するとともに、常置場所においても立入検査を実施し、構造設備等の保安・管理の徹底を図る。また、輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努める。

２　危険物輸送車両に対する立入検査等の実施

○ タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査等を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。指導に当たっては、隣接署所と連携を密にし、安全指導を進める。

３　鉄道タンク車の危険物輸送に対する指導

○ 鉄道タンク車による危険物輸送については、東京都震災対策条例に基づき、関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

○ 「危険物の運搬又は移送中における事故等の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
各施設における防災点検の実施	○ 施設管理者等は平時から施設内の危険排除に努める。 • 事務用機器・備品類の転倒・落下・移動防止対策 • 危険物等の引火性物質の安全管理 • 施設建物及び塀等の防災性能の調査・補強 • 防災設備の作動点検等	施設の所管部課	継続

第７節　事前復興対策

○ 日本各地では阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震そして能登半島地震等、度重なる大規模地震災害に見舞われている。
○ 国では、地震災害を踏まえ、これまでの応急・復旧対策に加え、災害発生後の生活や都市の復興対策についても、災害が発生する前に計画的に準備することを推進している。
○ 復興対策は、被災者の住宅や生活、都市活動、雇用の再興の基盤であり、平常時から被害の軽減を目指した「減災」につながる都市計画や災害に強いまちづくりを進め、迅速に対応していくことが求められる。
○ 市は、「災害に強いまちづくり」が、災害発生後にはそのまま「復興まちづくり」に繋がるよう「被災前からの復興対策」を推進する。

Ⅰ．現在の状況

○ 都は、平成 15 年３月に「東京都震災復興マニュアル復興施策編」（令和３年３月修正）を策定し、復興対策に関する取り組みを進めている。
○ 各区市町村において、災害発生後の被災者の生活や都市活動について、円滑な復興対策を実施できるよう「事前復興」の取り組みを進めている。

Ⅱ．課題

○ 市は、被害想定に基づき、被害の軽減を目指した「減災」につながる都市計画や災害に強いまちづくりを推進し、「被災前からの復興対策」の推進が必要である。
○ 大規模な災害から迅速な復旧・復興に資する地籍調査や町名地番整理事業を推進する必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　日野市復興対策マニュアルの策定

○ 市は、被災した市民が１日も早く平常の生活を再開できるよう、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後にあっても、できる限り円滑な復興対策を実施できるよう震災復興対策マニュアルの策定に取り組む。

第２　地籍調査、町名地番整理事業の推進

○ 市は、地積調査及び町名地番整理事業を実施し、大規模災害からの迅速な復旧・復興に資する土地の基礎的な情報の整備を推進する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
地籍調査及び町名地番整理事業の実施	○ 関係機関や住民と調整を行い、地籍調査の実施計画作成、境界確認、地籍測量を行う。 ○ 関係機関や住民と調整を行い、適正な規模の町区域の設定するため、町名地番整理事業を行う。	まちづくり部 【都市計画課】	継続
都市復興対策	○ 復興事業がスムーズに行われるように事前に災害復興整備に関する構想及び復興体制を準備しておく。 • 復興期のマニュアルの整備 ○ 復興対策において、男女に加え、性的マイノリティの方の視点を取り入れるよう努める。 ○ 事前復興計画の策定について検討を行っていく。	企画部 まちづくり部	長期

第４章　災害応急対策の整備

第１節　災害対策本部機能の強化
第２節　災害情報受伝達体制の充実
第３節　救助・救急及び消火体制の充実
第４節　医療救護体制の充実
第５節　避難対策
第６節　帰宅困難者対策
第７節　緊急輸送道路等の確保対策
第８節　飲料水、食料、生活必需物資等の調達及び配布対策
第９節　要配慮者対策
第１０節　ライフライン等の応急復旧対策
第１１節　燃料の確保
第１２節　災害時受援・応援体制の充実
第１３節　ボランティアの受入体制の充実
第１４節　保健衛生、防疫、遺体の取扱い対策
第１５節　危険度判定体制の整備
第１６節　被災家屋調査・罹災証明書発行体制等の整備
第１７節　教育・保育体制の整備
第１８節　災害廃棄物等の処理対策

第４章　災害応急対策の整備

第１節　災害対策本部機能の強化

Ⅰ．現在の状況

○ 災害発生時には、建物の倒壊、がけ崩れ、道路・橋りょうの損壊、ライフライン等の一時的被害または火災の発生、延焼拡大、ライフラインの機能停止による二次的被害等の大きな被害が想定される。
○ 二次災害等による被害の軽減、防止のため災害発生直後の応急対策活動を適切に行うことが必要である。
○ 市では、災害対策本部組織の本部長及び本部員会議の意思決定を補佐する組織として、災害対策本部事務局を設置している。
○ 市では、災害発生時に、応急対策活動に全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくため、日野市事業継続計画（BCP）を策定している。

Ⅱ．課題

○ 市は、平常時より適切な配備体制を整え、災害対策本部組織の機能の確保が必要である。
○ 市は、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部そのものが被災することを想定した体制の整備が必要である。
○ 市は、災害発生時に迅速かつ的確に応急対策活動に取り組めるよう、平常時から実施すべき対策を定めるとともに、都や防災関係機関との連携の強化が必要である。
○ 市は、災害発生後速やかに、市民生活に必要不可欠な業務を継続できる体制を整える必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　災害対策本部の機能強化　【総務部】

１　災害対策本部組織の体制整備

○ 市は、災害対策本部組織の本部員会議（意思決定機関）のもとに、災害対策本部事務局（意思決定機能の補佐機能）及び各部（災害対策本部決定事項の執行機能）を編成し、統一した方針の下に部局横断的な活動ができるような体制を整備する。

２　災害対策本部組織の強化

○ 市は、災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を行い、災害発生時に適切な応急対策活動が行えるよう体制を強化する。

３　災害対策本部設備の強化

○ 市は、円滑な災害対策本部活動を行うために、災害状況収集・表示システム等を整備し災害対策本部

の機能強化を図る。

４　災害対策本部における災害情報の共有

○ 市は、応急対策活動に係わる関係機関が、統制の取れた応急対策活動を効率的かつ効果的に行うことを可能にするため、災害情報を集約し関係者間で共有することができる体制を整備する。

第２　各関係機関との連携の強化　【総務部】

○ 市は、国、都及び防災関係機関との連携をより一層高め、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部組織の機能強化を図る。

第３　業務継続体制の確保　【総務部】

○ 市は、災害発生時の応急対策業務や優先度の高い通常業務の実施のため、必要な職員や非常電源、通信手段等の業務資源の確保に向けた対応策を作成するとともに、資源確保に関する課題を解消し業務継続体制の向上を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
応急活動体制の整備	○ 防災に係る組織体制を整備し、非常時における職員の人事管理の効率化を図る。 • 職員動員配備計画表の作成及び定期的な見直しを図る。 ○ 職員参集体制の整備を行う。 • 全職員を対象とした参集訓練の実施 • 災害初動緊急地区担当員による指定避難所参集訓練の実施 ○ 災害対策要員の災害時の安全確保対策強化に向けた検討を行う。 ○ 業務継続性を確保する。 • 事業継続計画（BCP）の習熟（職員異動時の必須な引継ぎ項目とする）	総務部 【総務課】 【職員課】 【防災安全課】 各部課	短期
災害時職員初動行動マニュアルの整備	○ 災害時職員初動行動マニュアルを整備し、地域防災計画に基づく初動・応急・復旧対策の実効性を担保する。	総務部 【防災安全課】	短期
災対部の行動マニュアルの整備	○ 災害時の各部各班が所掌する災害応急対策活動を迅速に実施できるマニュアルを作成、習熟を図る。 • 事業継続計画（BCP）の習熟 • マニュアル未作成部署への作成の支援及び作成の確	全部・課	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
	認 ・ 庁内マニュアルの一元管理、定期的な見直し ・ 部長、課長を中心とした定期訓練の実施		
防災会議の充実	○ 市地域防災計画の修正及び市長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議する機関として一層の充実を図る。 ○ 防災会議構成員の女性比率の増加を図る。	総務部 【防災安全課】	継続
都との相互協力	○ 平常時から連絡を密にし、災害時には、一層の連絡強化を行い、相互に協力して応急対策に当たる。 ○ 災害時における都から派遣されたリエゾンとの更なる連携強化のため、リエゾンに依頼できる項目や役割についてあらかじめ明確化する。	総務部 【防災安全課】	継続
近隣市区町村との連携強化	○ 定期的な情報交換を行い、連携促進を図る。 ・ 相互を結ぶ道路に関する情報交換 ・ 通勤・通学者等の安否情報の交換方法の検討 ・ 帰宅困難者に関する立川市及び八王子市など近隣市との連携体制の確保 ・ 行政境界地域における指定避難所、指定緊急避難場所等の相互提供の検討 ・ 物資・人員等の相互応援の検討 ・ 河川の総合的治水対策の推進の検討	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 環境共生部	継続
本庁舎のバックアップ施設及び課題の検討	○ 本庁舎が被害を受けた場合の代替場所及び仮設庁舎予定地の確保やその方法について対策を講じておく。 ・ 電気、通信等のインフラ設備の検討 ・ 情報システムが利用できない場合の代替方法やその手順の検討（手処理、手書き対応等）	企画部 【企画経営課】 総務部 【防災安全課】 【財産管理課】 各部・課	短期
BCM の推進	○ 事業継続計画（BCP）を策定した。（平成 22 年 1 月策定） ○ 訓練、既往災害等の教訓、地域防災計画改定等の機会に応じて BCP の点検・改善を行い、業務継続マネジメント（BCM）を推進する。	総務部 【総務課】	継続
市職員用の災害対応備蓄・資器材の整備	○ 災害対応する市職員のための飲料水、食料等備蓄の確保を図る。 ・ 市職員のための３日間の飲料水及び食料の備蓄の推進 ・ 災害対応資器材、ヘルメット、被服等について備	総務部 【職員課】 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	蓄の検討		
市役所本庁への災害対策本部機能の移行を検討	○ 災害時の迅速な対応を行うため、災害対策本部の設置場所を再検討する。	総務部 【防災安全課】 【財産管理課】 【建築営繕課】	新規
災害対策本部施設の拡充	○ 災害対策本部の無線通信施設・情報通信施設等の充実を図る。	総務部 【防災安全課】	充実
災害時受援応援体制の構築	○　災害時に人的・物的支援を他の自治体や組織から迅速かつ円滑に支援を受けるため、体制や手順を事前に定める。また、大規模災害が発生した場合の災害時応援のため、円滑かつ迅速な被災地支援に向け、防災部門、人事部門、企画部門などの連携体制と対外的な連絡窓口を整備する。	全部	新規

第２節　災害情報受伝達体制の充実

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、市内 123 か所に設置している防災行政無線屋外拡声子局から防災情報等を発報している。
○ 株式会社日野ケーブルテレビ（現：株式会社ジェイコム東京）と「防災情報放送業務等に関する協定」を締結した。
○ 市民への紙媒体情報伝達手段として、日野市新聞組合と災害時の臨時広報印刷及び集配等の協定を締結した。
○ すべての指定避難所に下記の配備が完了している。
- 防災行政無線
- 災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線
- 災害時用の Wi-Fi 環境

Ⅱ．課題

○ 市は、災害情報を広く確実に伝達するため、関係機関との連携のもと伝達手段の多様化、多重化に取り組む必要がある。
○ 都、防災関係機関、市民、企業等からの多様な災害情報の収集・提供体制の整備が必要である。
○ 市は、災害情報の収集、提供を円滑に行うために、各種のシステム等を適切に運用できる体制を整える必要がある。
○ 市は、災害応急対策活動を効果的に実施するため、地域防災無線（防災用ＭＣＡ無線）、消防救急無線、衛星電話等の通信手段を更に整備することが必要である。
○ 市は、GIS（地図情報システム）等を用いて、市民や関係者に対し、リアルタイムに情報共有ができる仕組みや環境を整備する必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　災害情報受伝達体制の整備　【総務部】【企画部】

○ 市は、災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとする。
○ そのために、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）、戸別受信機、緊急速報メール、メール配信サービス等の手段を組み合わせて配信する。
○ さらに、市ホームページのほか、Ｘ（エックス）やテレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組む。
○ また、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図る。あわせて、多様な広報媒体を、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知する。

第２　防災行政用無線の充実強化　【総務部】

○ 市は、防災行政無線設置・デジタル化事業を推進し、防災関連施設（指定福祉避難所含む指定避難所）及び防災拠点を結ぶネットワークを充実させる。

第３　市民への情報伝達体制の強化　【総務部】【企画部】

○ 市は、必要な情報を自動的に配信する形式の、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）、戸別受信機、緊急速報メール、メール配信サービス等の手段や、より多くの受け手に詳細な情報を伝達する型式の市ホームページ、X（エックス）、日野市公式 LINE 、GIS（地図情報システム）やテレビのデータ放送等の情報提供手段を組み合わせ、適時に情報を伝達する体制を強化する。また、防災行政無線(屋外拡声子局)の調整及び増設による聴取困難地域の解消に努める。

第４　報道機関との協力体制の確立　【総務部】【企画部】

○ 市は、株式会社ジェイコム東京や日野市新聞組合との協定に基づき、災害情報を市民に提供する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
災害時優先電話指定の周知	○ 指定されている災害時優先電話の活用ルールについて周知し、運用についてマニュアルに位置付ける。	総務部 【防災安全課】	継続
避難情報伝達体制の整備・強化	○ 緊急地区担当員や参集途上の職員が収集した危険箇所、通行可能箇所等避難誘導に必要な情報を速やかに伝達する体制を整備する。 • 防災無線による伝達方法の確立 • タブレット端末等活用の検討 • その他、作動可能な機器による伝達 • 情報伝達訓練の実施	総務部 【防災安全課】	継続
災害時用公衆電話回線設備の活用	○ 指定避難所への災害時用公衆電話（特設公衆電話）回線の事前敷設は完了しているため、訓練等での使用を継続していく。 ○ 指定避難所が増えた際には、NTT（株）と協力して敷設を行う。	総務部 【防災安全課】	継続
通信手段の確保	○ 通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保しておく。 ○ 非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に堅固な場所（耐震性がある場所）へ設置する。	総務部 【防災安全課】	継続
自転車の台数の確保	○ 口頭伝令の際に有効な自転車・電動自転車の台数の確保を図る。	総務部 【財産管理課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
インターネット等による情報網の整備	○ 庁内及び防災拠点間の回線を整備し、防災関連情報の各分野での共有化を推進する。 ・ インターネット等による情報伝達手段の確立 ○ 避難所内のより広い範囲で確実に情報を受信するために小中学校の Wi-Fi 環境を強化し、これまでの体育館だけではなく、各教室でも Wi-Fi を利用できるようにする。	教育部 【教育指導課】 企画部 【市長公室】 【情報政策課】 総務部 【防災安全課】	中期
ソーシャルメディア等の活用	○ 災害時の迅速な情報提供のため、X（エックス）などのソーシャルメディアの活用を推進する。 ○ 「日野市職員のソーシャルメディア利用に関するガイドライン」（平成 25 年８月策定）に基づき活用する。 ○ 内閣府が取り組んでいる AI 防災協議会で検討しているＬＩＮＥ防災チャットボットの導入など、他市の先進事例等を情報収集し、有効性及び運用について検討する。	企画部 【市長公室】 【情報政策課】 総務部 【防災安全課】	充実
災害用自家発電装置の整備拡充	○ 停電により使用不能になる電話機もあることから、災害用自家発電装置を拡充するとともに、それらの点検・補修・管理を行う。 ○ 発電機のための燃料の確実な補給体制を確保するため、事業者と災害時供給協定を締結する。 ○ 携帯電話専用の発電機等を指定避難所へ配備することを検討する。	総務部 【防災安全課】 【財産管理課】	充実
情報対策要員の養成	○ 情報班への研修を実施する。 ・ 情報分析の訓練 ・ 定期会議の開催等	総務部 【防災安全課】 【職員課】 【総務課】	充実
災害時情報網の整備	○ 防災行政無線(屋外拡声子局)の調整及び増設による聴取困難地域の解消及び防災行政無線の内容の確認手段の周知に努める。 ○ 防災行政無線の電話確認システムを維持継続する。 ○ J:COM「防災情報サービス」による情報提供を行う。 ○ 日野市メール配信サービス（登録制）及び携帯電話事業者によるエリアメール（緊急速報メール）を継続する。 ○ 通信機器の操作の習熟に努める。 ・ 月１回の防災安全課による無線訓練の他、各部署	総務部 【防災安全課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
	単位の平常時からの使用習慣の確立		
新たな情報媒体の導入	○ 市からの災害情報や安否情報、交通情報、生活・ライフライン情報を大規模災害においても確実に、かつリアルタイムに提供できる手段を構築・運用する。 • 市ホームページによる情報提供 • J:COM「防災情報サービス」による情報提供 • ソーシャルメディア（LINE・X（エックス）など）の活用 • 防災行政無線ダイヤルの活用 • 携帯電話緊急速報メール配信の活用	企画部 【市長公室】 【情報政策課】 総務部 【防災安全課】	継続
災害用伝言ダイヤル・サービスの PR	○ 電話の輻輳緩和の対策として開発された「災害用伝言ダイヤル」の周知を徹底する。 • 防災マップや市 HP にて周知	総務部 【防災安全課】	継続
情報の取得に配慮を要する人への対策	○ 聴覚障害者、視覚障害者、外国人への提供方法の検討と確立に努める。（当事者の意見を反映させるよう努める。） • マニュアルの作成 • 必要物品のリストアップ ○ 日野市の外国人国別比率を考慮し、市 HP や防災ハザードマップの更なる多言語化を検討する（ベトナム語やフィリピン語への対応）。	企画部 【市長公室】 総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】	新規 短期
広報活動用資機材の整備	○ 災害時を想定した広報活動用資機材の整備に努める。 • 拡声器付車両、ハンドマイク、アンプ等の増強、回覧用の用紙確保 • 市民・事業所・団体等との協定、広報活動用資機材の数量把握 ○ 市の資機材について必要数を再計算すると共に、自主防災組織に対しては、老朽化した資機材の再貸与を検討する。	企画部 【市長公室】 総務部 【防災安全課】	継続
「広報ひの被災者支援情報」の事前準備	○ 「広報ひの被災者支援情報」を災害発生後、速やかに作成する体制を整備する。 • フォーマット作成 • 第１号分発行原稿の事前準備 • 点字広報の準備	企画部 【市長公室】	新規 中期

項目	対策内容	担当部署	期間
「広報ひの被災者支援情報」の発行協力体制の整備	○ 日野市新聞組合との協定（平成 25 年８月締結）内容の具体的なルールづくり及び訓練を実施する。	企画部 【市長公室】	充実
報道機関との協力体制強化	○ ラジオ・テレビ・新聞等報道機関と連携し、市からの救援・救護対策に関する情報等について、その提供方法について検討する。 • 対応窓口の一元化、報道フォーマットの作成、広報対応の方針作成	企画部 【市長公室】 総務部 【防災安全課】	中期

第３節　救助・救急及び消火体制の充実

Ⅰ．現在の状況

○ 震災時に活用する消防水利（以下「震災時消防水利」という。）の充足率は、250mメッシュ単位で87.6%である。（令和７年４月現在）
○ 初期消火体制の強化として、自治会の協力を得て設置している地域設置消火器を約 690 か所配置（令和７年４月現在）するとともに、地域の自主防災組織の活動体制の強化を推進している。

Ⅱ．課題

○ 災害発生により、道路が閉塞した場合には、消防車両等の進入が難しく消火が困難となることが想定される。また、同時に火災が発生し、消防力が不足するおそれがある。
○ 地震火災の特徴である同時多発出防止には、消防力が不足するおそれがあるため、消防施設や設備の充実等消防力の強化と並行して地域住民による初期消火体制を充実する必要がある。
○ 市は、市の火災危険度についての周知を徹底するとともに、家庭において火を出さない取り組みや、電気の復旧に伴う通電火災の予防等の出火防止措置を充実させる必要がある。
○ 市は、自主防災組織、消防団、消防署と連携した消防活動体制の充実を図る必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　消防力の整備　【総務部】

○ 市は、災害時に効果的に消防活動を行えるよう、出火防止や初期消火、延焼拡大の防止に有効な消防施設及び設備の充実を図る。特に、延焼火災の危険性が高い地域においては、初期消火に効果的な消火用資機材の拡充や導入を検討し、消防団や自主防災組織、防災リーダー等に対し、取扱いの周知を図る。
○ また、消防団員は、能力、資質の向上を図るため、各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化に努める。

第２　出火予防対策　【総務部】

１　一般家庭に対する指導

○ 市は、住宅用火災警報器の適切な設置と定期的な点検について周知し、災害時の出火防止対策についてあらゆる機会を捉えて普及・啓発に努める。
○ また、本市における火災危険度について、都が発行する「地震に関する地域危険度測定結果報告書」（第８回）の周知を図り、火を出さない試みや初期消火の重要性及び、電気の復旧に伴う通電火災の予防について普及、啓発を図る。

第３　消防活動体制の充実　【総務部】

１　消火活動体制の充実

○ 日野消防署は、防災訓練、火災予防運動等の機会を利用して、消火器を使った消火訓練を実施し、初期消火方法を指導する。

○ また、市は、日野消防署と協同し自主防災組織や防災リーダー等に対して、初期消火方法についての講習会の開催及び実技指導を行う等、地域防災力の強化を図る。

２　救急活動態勢の充実

○ 日野消防署は、効率的な救急活動を行うために、日頃から医療機関と密接な協力体制を構築する。

○ また、日野消防署は、防災訓練の場を活用し、応急手当の処置方法や救命措置方法等の指導を行い、地域における救助者の育成を図るとともに、市民に対する知識の普及・啓発を図る。

○ 市はAED設置場所の拡充を図り、救命対策を充実させる。

３　地域及び広域的な連携強化

○ 日野消防署は、災害発生時には、市民、自主防災組織、消防団、警察、自衛隊及び緊急消防援助隊等と連携し、消防活動に努める。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
市の備蓄整備	○ 初動期救出・救護用資機材、消火用資機材の備蓄及び定期的な点検により質・量を充実する。 ○ 消火用資機材を使用できる人材を、自衛消防訓練などを通し育成するとともに、その資機材の場所や活用方法などを周知していく。 ○ 道路維持管理用資機材置場配置方針に基づいて資機材の確保を行う。	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】 まちづくり部 【道路課】	充実
日野市災害対策協力会等との応援体制の強化	○ 日野市災害対策協力会との連携を強化する。 ・ 協定に基づく救助用資機材・作業員の派遣協力体制の維持・継続	まちづくり部 【道路課】 【区画整理課】 総務部 【防災安全課】	継続
消防団の応急救護資器材等の充実	○ 消防団の応急救護資機材等の増強・充実を図る。 ・ 担架、簡易救助器具等の整備	総務部 【防災安全課】	充実
初期消火用資機材の普及	○ 各家庭や事業所等における消火資機材の普及を推進する。 ○ 消火資機材のみならず、住宅用火災警報器の適正な維持管理についても、啓発していく。	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
地域設置消火器の設置事業	○ 市民の協力による初期消火活動のため、自治会の協力を得て、消火器を設置している。（約 690 か所・令和７年４月現在） • 地域設置消火器の増設及び保守・管理を進める。	総務部 【防災安全課】	継続
防火貯水槽・消火栓の整備 【国・都と連携】	○ 消防水利の不足地域の解消、指定避難所及び避難路の安全確保のため、防火貯水槽及び消火栓を順次整備し、計画的に消防水利の充実を図る。（目標：市事業として毎年１基以上の防火貯水槽設置） • 防火貯水槽、消火栓設置事業の推進 • 老朽防火水槽の耐震化促進 • 消防活動路の確保 • 消火栓の耐震化促進 ○ 都水道局と協議を行い、消火栓設置について、個数、位置等を要望していく。 ○ 都施設の建て替え等に伴い、消防水利の設置を要望していく。	総務部 【防災安全課】	継続
消火栓等の使用方法の周知 【消防署との連携】	○ 消火栓及びスタンドパイプの使用方法を市防災訓練、自治会の防災訓練等により周知する。 • 高水圧による危険等の周知	総務部 【防災安全課】	継続
スタンドパイプを活用した放水器具等の配置 【都水道局と連携】	○ 26 か所の指定避難所に配備済みである。 ○ 定期的に訓練等を実施し使用方法について確認をする。	総務部 【防災安全課】	継続
市民、事業所の自主防災体制の強化	○ 防災市民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、地域防災力の中核である消防団と連携し、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。 ＜防災市民組織＞ • スタンドパイプ等を活用した初期消火 • 簡易救助資器材を用いた救出・救護活動 • 避難所運営支援等 ＜事業所＞ • 出火防止対策の実施 • 火災が発生した場合は安全確保した上で初期消火	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	の実施等		
消防・警察等救助隊との連携強化	○ 日野警察署、日野消防署、自衛隊等他機関救助隊との連携を強化する。 ○ 同時多発型救助事象への対策体制を整備する。	総務部 【防災安全課】	継続
消防団の救出・救護活動力強化 【日野消防署と連携】	○ 消防団の救出・救護活動能力の向上を図る。 • 応急手当普及員の養成 • 救出・応急救護知識及び技術を習得させるための教育・訓練の実施 • 応急救護審査会の定期開催	総務部 【防災安全課】 消防団	継続
地域の救出・救護活動能力の強化 【日野消防署と連携】	○ 自主防災組織や事業所等へ、救出救護に関する啓発を行う。 • 地域組織、事業所等での訓練指導による、救出救護知識・技術の普及・向上 • 応急訓練の積極的実施、地域・事業所内での応急手当の指導者の養成	総務部 【防災安全課】	継続
ヘリコプター活動拠点予定地の指定・整備	○ 迅速な救出・救助、搬送、消防活動、物資輸送等に資するため国、都及び関係機関と協議の上、ヘリコプターの緊急離着陸場予定地をあらかじめ確保する。 • 定期的なヘリコプター活動拠点予定地の指定 • 整備リストの更新・充実	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	継続
ヘリコプターによる搬送体制の確立	○ 都及び関係機関と協力し、救急搬送体制を確立する。 • 災害時臨時離着陸場は選定済み • 重症患者（挫滅症候群の者を含む）の搬送対策の確立	総務部 【防災安全課】	継続

第４節　医療救護体制の充実

Ⅰ．現在の状況

○ 大規模な災害が発生した場合、多くの死傷者が出ることが想定されている。
○ 市立病院は、災害拠点病院として位置づけられている。

Ⅱ．課題

○ 医療救護班が活動していくためには、医師会、歯科医会、薬剤師会、柔道整復師会等との連携が必要である。
○ 災害時医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体や市立病院等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十分に行える、体制の整備が必要である。
○ 市立病院はＤＭＡＴの派遣応援体制や受援体制、後方支援病院等との連携を強化し、災害拠点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　市立病院の医療救護体制の整備　【市立病院】

○ 市立病院は、応急救護活動を実施するため、マニュアル等の整備を行うとともに医薬品や資機材等の備蓄を行う。
○ また、災害拠点病院として地域医療の中核的な役割を果たすため、ＤＭＡＴの受援体制や後方支援病院との連携等、その体制整備を行うとともに、平常時より救急告示病院をはじめとする医療機関等と連携を図る。

第２　初動医療体制の整備　【総務部】【健康福祉部】【市立病院】

１　マニュアル等の整備

○ 市は、災害時における医療救護所の活動について、マニュアル等を整備する。

２　医療救護チーム等の編成

○ 市は、協定に基づき、医師会、歯科医会及び薬剤師会の協力を得て、医療救護チーム、歯科医療チーム及び薬剤師チームを編成する。
○ 医療関係団体は、災害対策本部の要請により、医療救護チーム、歯科医療チーム及び薬剤師チームに人員を派遣する。

３　緊急医療救護所の設置、運営

○ 市は、医療関係団体の協力を得て、災害拠点病院（市立病院）等の近接地のほか、あらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所を設置し、主に、傷病者の医療トリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う。

４　その他の医療救護所の設置及び配備

○ 市は、指定避難所等に医療救護活動を行う拠点となる医療救護所を必要に応じて設置し、医療救護チーム等を派遣し対応する。

５　医薬品等の確保

○ 医療救護チーム等が使用する医薬品及び医療用資機材等は、備蓄品の払い出し、薬品会社との協定、都への要請等により確保する。

第３　災害時に配慮すべき患者等への対策　【健康福祉部】【市立病院】

１　在宅人工呼吸器使用者への支援

○ 市は、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、災害時個別支援計画を作成し、それに基づき、必要な支援を行う体制を整備する。

２　在宅難病患者への対策

○ 市は、南多摩保健所と連携し、在宅難病者の状況把握を行う。また、搬送方法や救護体制について、必要に応じ都に支援を要請することも含め、支援体制を整備する。

３　透析患者等への対策

○ 市は、東京都透析医会や都福祉保健局等と連携し、透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について、必要に応じ情報を収集し、関係機関に情報を提供する体制を整備する。

４　妊婦や乳児等への対応

（１）助産活動体制の整備

○ 市は、災害発生時に助産への対応要請があった場合に、迅速に助産活動を行えるよう、日頃から市内の医療機関や助産所等と連携し、活動体制を整備する。

（２）妊産婦に対する防災知識の普及・啓発

○ 市は、妊産婦に対し、パンフレットやホームページ等により、日頃からの災害に対する備えや防災訓練への参加を推進する等、防災知識の普及・啓発を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
医療継続	○ 安定的な医療を行うことができるよう、水の確保、電力等のライフライン機能確保や事業継続計画（BCP）の更新、燃料備蓄に取り組む。 ○ 災害時に備えた各種訓練を年２回実施する（うち１回は医師会と共同実施）。	総務部 【防災安全課】 市立病院 健康福祉部 【健康課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
備蓄の整備	○ 入院患者及び職員の３日分程度の燃料、食料、飲料水、医薬品等を備蓄する。 ○ 災害による負傷者（重傷者）の医療を確保するための医薬品等の備蓄に努める。	市立病院	充実
情報連絡体制の整備	○ 円滑な情報連絡体制を構築するために、他の災害拠点病院等との通信訓練を実施する。 ○ 市災害対策本部や関係機関との通信訓練、日野市災害医療コーディネーターや医師会等との連携及び緊急医療救護所設置訓練、EMIS システムを活用した図上訓練等に連携協力する。 ○ 衛星電話の配備により病院間の連絡体制を整備していく。 ＜配備予定場所＞ • 日野市災害医療コーディネーター • 防災安全課（災害対策本部室）若しくは健康課 • 日野市立病院 ○ 国のEMIS システムや都のBC ポータル等で病院間の情報共有を図る。	健康福祉部 【健康課】 総務部 【防災安全課】 市立病院	継続
負傷者の搬送体制の構築 【日野消防署等との連携】	○ 負傷者の応急措置対応や事業者と連携した負傷者の搬送方法の検討・確立する。 • 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築 • 医師会等と連携した防災訓練での習熟 • 民間病院の救急車の使用を検討 ○ ヘリポート予定地を確保する。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【福祉政策課】 【高齢福祉課】 【健康課】 市立病院	充実
市内医療機関等との連絡体制の整備	○　医師会をはじめ市内医療機関と災害時連携が取れるよう連絡体制等を整備する。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【健康課】 【福祉政策課】 市立病院	充実
日野市災害医療コーディネーターの任命	○ 医療救護活動等を統括・調整するために市に医学的な助言を行う「日野市災害医療コーディネーター」（医師）を選任する。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	• 日野市災害医療コーディネーター1 名（平成 27 年度） ○ 二次保健医療圏ごとに実施する図上訓練、情報通信訓練等に参加する。	【健康課】	
広域情報連絡体制の確立と市内医療機関への無線機の配備	○ 圏域及び都コーディネーター等との情報連絡を行う衛星電話の配備を推進する。 ○ 医療機関等への防災無線機の配備を推進する。 • 緊急医療救護所へ防災行政無線移動系を配備	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】	充実
地区医療救護チーム等の編成の要請	○ 協定に基づき、地区医療救護チーム、地区歯科医療救護チーム及び地区薬剤師チームを編成できるように、医師会、歯科医会及び薬剤師会と調整・訓練を行う。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】	継続
避難所医療救護所の設置準備	○ 避難所医療救護所の設置場所を指定避難所に確保する。 ○ 看護職の市職員や看護職班が応急救護のために保健室の物品を使用できるよう条件等を整理する。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【健康課】 教育部	継続
緊急医療救護所の設置準備	○ 災害拠点病院（市立病院）等の近接地ほか（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）、あらかじめ指定する場所に、緊急医療救護所の設置場所を確保する。 ○ 緊急医療救護所の設置にあたり、医師が対応できる場所かどうか、薬品等を保管する倉庫があるかなど利便性や地域性を考慮し、日野市災害医療コーディネーター等と連携して場所の整備を進める。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【健康課】 市立病院	継続
医療救護活動拠点の設置場所の整備	○ 医療救護活動拠点を設置して、日野市災害医療コーディネーターを中心に医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように体制を整備する。 ○ 医療救護活動拠点における無線等の情報通信機器を整備する。 ○ 既存の情報ツールの習熟、関係機関との連携強化のための定期的な訓練を実施する。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
救急医療セットの備蓄	○ 緊急医療救護所において初動医療に対応するため携帯可能な救急医療セットを備蓄する。 • 内容について医師会等の協力を得て医療分野の進歩に適応していくように努める。 • 災害時に有効に使用するため、定期的な滅菌消毒及び入れ替えを行う。 • 救急医療セットの備蓄個数は、医師会、薬剤師会等との協議により決定していく。	健康福祉部 【健康課】	継続
医薬品等の備蓄	○ 医師会、薬剤師会等との協議により、緊急医療救護所及び避難所医療救護所用の医薬品及び衛生用品等を備蓄する。（発災後 72 時間、1,000 人分を目安） • 緊急医療救護所設置場所の隣接病院等での医薬品等のランニングストック方式による備蓄等の検討 • 薬剤師会会員（薬局）の常備ストック医薬品等の供給協力体制の整備	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【健康課】 市立病院	継続
トリアージ・タッグの備蓄	○ 統一規格に従ったトリアージ・タッグ（識別票）の備蓄整備を行う。 ＜備蓄場所＞ 防災安全課、市立病院、緊急医療救護所（医師会、百草の森ふれあいクリニック） ※緊急医療救護所が増設されるごとに随時備蓄予定	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】 市立病院	継続
医薬品の供給体制の確保	○ 災害薬事コーディネーターの選任について薬剤師会と協議し、平成 29 年度に任命した。 ○ 災害薬事コーディネーターとの連携や災害薬事センター運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等具体的な活動内容について協議する。（医薬品卸売販売業者は、原則として、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、指定避難所で使用する医薬品は区市町村の災害薬事センターへ納品する） ○ 医薬品供給協定に基づく医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。 • 医薬品卸売販売業者（6 社）との協定は平成 25 年度に締結済	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】	中期
各避難所への保健師等の巡	○ 各避難所に保健師等を巡回させ、避難所内の感染症や生活習慣病などの疾患の発症等を予防するため、避難	健康福祉部 【健康課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
回	所全体の健康面に関するアセスメントやモニタリングを実施し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図る。 • プライバシーに配慮した相談の実施 • 巡回している保健師は各避難所の保健衛生に関する情報収集をすること		
在宅人工呼吸器使用者支援計画の作成等 【都と連携】	○ 在宅で人工呼吸器を使用している患者にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動にも周到な準備が必要である。 • 東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき、災害時個別支援計画を作成する。 • 災害時個別支援計画において、安否確認の手順、患者の避難及び停電時の対応を定める。 • 「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」や「支援を依頼する連絡先リスト」を作成する。 • 在宅人工呼吸器使用者の自家発電設備の設置に対する補助金交付を行う。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】	短期
在宅難病患者への対応 【都と連携】	○ 南多摩保健所と連携し、在宅難病患者の状況を把握する仕組みづくりに努める。 ○ 在宅難病患者の搬送方法及び救護体制の支援について、必要に応じて都と連携し、都に要請する連絡体制等の仕組みを検討する。	健康福祉部 【障害福祉課】	中期
透析患者等への対応 【都及び関係機関と連携】	○ 東京都透析医会や都福祉保健局等との連携により透析医療機関の被災状況、透析医療の可否について、必要に応じて情報を収集し、関係機関に情報を提供する仕組みづくりを検討する。 • 被災状況に応じた水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と検討する。 • 都と連携して、他県市への支援要請について、必要な調整を図る。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【健康課】 市立病院	中期
避難所等での慢性期医療対策 【医師会と連携】	○ 医療機関に出向くことができない避難者に対する避難所等への巡回医療を中心とした慢性期医療対策を含めた医療・福祉・地域の連携を検討する。	健康福祉部 【健康課】 【高齢福祉課】 【障害福祉課】	新規 中期
精神保健医療の実施体制	○ 被災者や災害活動従事者に対する精神科医や保健師、臨床心理士等で編成する、精神医療チームの体制を検	健康福祉部 【障害福祉課】	新規 中期

項目	対策内容	担当部署	期間
【都と連携】	討する。		

第５節　避難対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、防災訓練等を通じ避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施している。
○ 指定避難所として、公立小・中学校等の公的施設、指定緊急避難場所として公園等の指定を行い、施設の整備や生活必需品等の備蓄強化を図っている。
○ また、指定避難所に収容できないほどの避難者数になった場合、指定避難所近地の市有施設を予備的な施設として指定している。

Ⅱ．課題

○ 市は、防災用資機材や生活必需物資等の備蓄の整備が必要である。
○ 避難所運営マニュアルの策定が必要である。
○ 要配慮者や女性が、避難生活の負担を軽減できるような配慮が必要である。
○ 感染症対策（特に、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス等）が必要である。
○ 避難所におけるペット及び飼い主に対する支援対策が必要である。
○ 市は、ライフライン等の停止により各種支援を必要としながら在宅で生活を送る市民（以下「在宅避難者」という。）や、指定避難所以外の施設や公園、自動車、テント等で避難生活を送る市民（以下「避難所外避難者」という。）等の状況を把握することが必要である。
○ 在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）に対する支援が必要である。
○ 市は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、応急仮設住宅の建設が速やかに行えるよう建設候補地の事前選定が必要である。
○ 結成済みの地域自主防災会の維持、緊急地区担当員の確保の継続が必要である。
○ ペット用の避難場所を確保するにあたり、施設管理者の協力体制を整える必要がある。
○ 市は、避難所ごとの収容人数及び、周辺の人口密度、災害リスク等を加味した避難計画を想定しておき、地域特性に応じた周知を図る必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　避難所の整備　【総務部】【教育部】

○ 市は、民間施設や企業等との協定等、避難所の指定拡大を図る。

○ 市は、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認する。また、高齢者や障害者等が一時的な生活がしやすいようにできる限り、施設のバリアフリー化を推進する。

第２　避難路の整備　【総務部】【まちづくり部】

○ 市は、主要幹線道路及び生活関連道路について指定緊急避難場所・指定避難所誘導表示板等の設置、延焼遮断を考慮した不燃化、緑化等の面的整備、看板等の落下危険物の把握等を行い、避難路としての整備を順次進める。

第３　避難所運営の強化　【総務部】【教育部】

○ 市は、自主防災組織、日野市災害初動緊急地区担当員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認する。

１　避難所運営マニュアルの見直し

○ 避難所運営マニュアルについては次の項目を中心に見直しを行い避難所運営体制を改善・強化する。

（１）水、食料、その他物資の供給手順
（２）避難の長期化等による感染症や衛生対策の配慮
（３）避難者への配慮（長期化、要配慮者対策）
（４）男女のニーズの違い等双方の視点による配慮
（５）男女ともに避難所運営に関わる体制作り（女性リーダーの育成）
（６）授乳、オムツ替え、着替え、乳幼児・児童等のために、生活スペースと切り離しておくべきスペースの検討
（７）避難所での生活ルール（土足厳禁・禁煙等）の取り決めと周知
（８）思いやりスペースの確保
（９）単身女性を中心とした女性専用の部屋の確保
（１０）外国語表記、掲示板の設置
（１１）帰宅困難者が避難所に避難した場合に備え、避難所における避難者と帰宅困難者の受け入れ場所の分離等の運営ルール
（１２）避難所におけるボランティア受入体制の整備
（１３）ペットの受入体制のルールづくり

２　感染症対策（特に、新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウィルス等）を考慮した避難所運営

○ 市は、避難者一人当たりの専有面積の拡大等による社会的な距離の確保、衛生管理（手洗いの徹底、マスクの着用、トイレ等の消毒等）の徹底を図る。また、体温測定、聞き取り等により感染が疑わしい住民の早期発見、隔離等を行うとともに、医療救護チームと連携し、避難所の感染症対策を行う。

３　学校教育の早期再開に向けた避難所対策

○ 学校施設は、児童、生徒が教育を受け、生活の中心となる場であり、被災した子どもたちの安全感・安心感の回復等の心のケアを支援する等、学校教育の早期再開は非常に重要な課題であることから、避難者の受入れにあたっては、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行う。

第４　防災用資機材等の整備　【総務部】

○ 市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、地域特性に配慮した防災用資機材等の備蓄を進める。

○ また、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努める。

第５　要配慮者に配慮した支援対策　【総務部】【教育部】【健康福祉部】【子ども部】

○ 市は、避難所の運営において、要配慮者への情報提供、避難スペースの提供、生活支援等、要配慮者が避難生活を送る上で負担を軽減できるよう十分配慮するよう努めるとともに、避難所での生活が困難な場合は、福祉避難施設への収容等、必要な措置を行う。

第６　男女に加え、性的マイノリティの方の視点に配慮した生活環境の確保【避難所運営施設所管部】

○ 避難所運営においては、委員に女性を配置する等、男女に加え、性的マイノリティの方の視点に十分配慮するよう努める。

○ また、女性専用スペースや女性用洗濯場・物干し場の確保、女性用物資の配布方法等及び性的マイノリティの方への対応にも十分配慮するよう努めるとともに、安全性の確保を図る。

第７　ペット対策　【総務部】【教育部】【環境共生部】

○ 市は、ペット用の食料備蓄や飼い主の住宅の耐震化など、「飼い主の責務」の周知徹底を図り、可能な限り自宅での生活を継続できる取り組みを推進する。逸走・負傷したペットを円滑に保護するため、災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、救援物資の整備等を行う。

○ また、避難所の設備や衛生面を考慮した上で、受入れが可能な避難所及び当該避難所におけるペットの取扱方法について、避難所運営マニュアルに位置付ける。

第８　指定避難所以外で生活している市民等への配慮　【総務部】【産業スポーツ部】【市民部】

○ 災害発生時には、指定避難所以外で生活している避難者等が多く発生することが想定される。市は、指定避難所以外の避難者等の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知、市外へ避難した市民（以下「市外避難者」という。）の把握等の支援体制の整備を図る。

第９　応急仮設住宅の整備　【まちづくり部】

○ 市は、応急仮設住宅の供給において、災害時に必要な戸数や場所を迅速かつ的確に把握できるよう、事前に選定する。また、都と連携し、入居者選定基準や運営方法について、市の実情や、被害の状況に応じ、役割分担と協力関係を明確にする。

第１０　避難計画の策定【総務部】

○ 市は、災害発生時に市民が安全かつ迅速に避難が行えるよう、避難計画の整備に努める。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
指定緊急避難場所の見直し・整備【再掲】	○ 定期的に指定緊急避難場所の見直しを行う。 ○ 防災型トイレ、かまどベンチを整備する。 ○ 防災公園を整備する。 ○ 地域の実情に応じ、都市機能やオープンスペースの適正配置を行う。 ○ 災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設ける。	総務部【防災安全課】 環境共生部【緑と清流課】 まちづくり部【都市計画課】	継続
指定緊急避難場所・指定避難所の周知【再掲】	○ 防災マップ及び洪水ハザードマップ等の発行・更新により周知を図る。 ○ 避難場所等の災害種別や避難場所と避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。	総務部【防災安全課】	継続
指定緊急避難場所・指定避難所表示板の設置及び周知【再掲】	○ 国・都の指針等に連携し指定緊急避難場所・指定避難所表示板の定期的な改善・修理・外国人の方への配慮として絵表示の多様化（ピクトサイン＝案内図記号）を図る。 ○ 指定緊急避難場所への誘導標識は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号の使用、災害種別、やさしい日本語、多言語対応（英語、中国語、韓国語）等を考慮する。	総務部【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
指定避難所及び地域における防災拠点整備【再掲】	○ 地域住民や自主防災組織が応急対策を実施する拠点としての指定避難所、地域における防災拠点施設及び防災機関の設備を整備する。 • 緊急車両の出入りを想定した環境整備 • 燃料貯蔵設備の設置検討、自然エネルギーも含み自立・分散型エネルギーの確保体制の検討 • 応急対策用資機材の備蓄 • 防災用トイレ等の確保 • マンホール型トイレ対応マンホール下部設備の整備 • 災害時の非常電源等の確保	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【下水道課】 教育部 【庶務課】	継続
避難路の整備等	○ 主要幹線道路及び生活関連道路について避難路としての整備を順次進め、安全性の確保を図る。 （1）指定緊急避難場所・指定避難所誘導表示板等の設置 （2）延焼遮断を考慮した不燃化、緑化等の面的整備 （3）看板等の落下危険物の把握 （4）要配慮者及び帰宅困難者の避難並びに夜間の避難の安全確保 （5）街路樹、道路沿線の公園・緑地等の危険木点検及び安全対策	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【緑と清流課】 まちづくり部 【都市計画課】 【道路課】	継続
指定避難所の開設手順の訓練の実施	○ 地域自主防災会の立ち上げ、避難所運営マニュアル作成を推進していく。 ○ 指定避難所ごとに任命している日野市災害初動緊急地区担当員※（以下「緊急地区担当員」という。）が次の仕事ができるように、定期的に訓練等を実施する。 • 指定避難所施設の解錠 • 防災行政無線での本部への連絡 • 避難者の受入れ • その他災害発生時の対応 ※ 日野市災害初動緊急地区担当員とは、勤務時間外（夜間・休日等）の発災の場合に指定避難所開設準備を担当するためにあらかじめ任命した、各指定避難所の近隣に居住している職員をいう。	総務部 【防災安全課】 市民部 教育部	継続
避難所運営マニュアルの定期的な見直しと市民への周	○ 地域自主防災会と各指定避難所においてすり合わせを行い、その避難所の地域特性を考慮した避難所運営マニュアルを確定させる。 ○ 職員向け避難所マニュアルと地域自主防災会による	総務部 【防災安全課】 市民部 環境共生部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
知	避難所マニュアルの整合性を図っていく。 ○ 「避難所運営マニュアル」の作成や訓練等に当たっては、避難者の刻々と変化するニーズに寄り添うためにも、ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得ながら、避難者によって自主的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。 ○ 避難所運営マニュアルの定期的な見直しにより、下記のような内容を盛り込んでいく。 • 水、食料、その他物資の供給手順 • 避難の長期化等による感染症や衛生対策の配慮 • 避難者への配慮（長期化、要配慮者対策） • 男女のニーズの違い等双方への視点による配慮 • 男女ともに避難所運営に関わる体制作り（女性リーダーの育成） • 授乳、オムツ替え、着替え、乳幼児・児童等のために、生活スペースと切り離しておくべきスペースの検討 • 避難所での生活ルール（土足厳禁・禁煙等）の取り決めと周知 • 思いやりスペースの確保 • 単身女性を中心とした女性専用の部屋の確保 • 外国語表記、掲示板の設置 • 帰宅困難者が避難所に避難した場合に備え、避難所における避難者と帰宅困難者の受け入れ場所の分離等の運営ルール • 避難所におけるボランティア受入体制の整備 • ペットの受入体制のルールづくり等 • 感染症を考慮した避難所運営	【環境政策課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】 子ども部 【発達・教育支援課】 【健康課】 子ども部 【子ども家庭支援センター】 教育部	
住民主体による避難所運営体制の確立	○ 自主防災組織等と協力して、住民主体の避難所運営体制を確立する。 • 避難所運営訓練の実施を促進	総務部 【防災安全課】 市民部 教育部	継続
避難所運営状況の確認	○ 男女に加え、性的マイノリティの方にも配慮した避難所運営がなされているか確認できるよう避難所運営状況確認シートを作成し、避難所の女性リーダーが活用できるようにする。	企画部 【平和と人権課】	短期

項目	対策内容	担当部署	期間
避難所の情報伝達体制の強化	○ 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）や Wi-Fi アクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。	総務部 【防災安全課】	継続
指定避難所運営のための備品類の備蓄等	○ すべての指定避難所に防災備蓄倉庫を設置し、指定避難所の開設・運営に必要な備品類の備蓄を行う。 • 指定避難所備蓄計画による計画的な配備	総務部 【防災安全課】	継続
施設の利用計画	○ 指定避難所として使用する施設の利用計画を整備する。 • 用途別スペース設置の検討 ○ 各施設管理者と調整を図る。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部 【文化スポーツ課】 教育部 市民部	継続
バリアフリー対策の推進	○ 施設改修等に合わせて、障害者、高齢者等に配慮したバリアフリー対策を進める。 • 段差の解消 • トイレの改修（洋式・車椅子用等） ○ 各施設管理者と調整を図る。	総務部 【防災安全課】 教育部 【庶務課】	充実
避難所の環境改善へ向けた備品等の整備	○ 体育館のエアコン設置、Wi-Fi 環境の拡充、マンホールトイレの設置等	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部 【文化スポーツ課】 環境共生部 【下水道課】 教育部 【庶務課】	充実
避難所の防火安全対策	○ 避難所運営組織の中で、防火担当管理者を指定するなど、指定避難所の防火安全対策を推進する。	教育部	充実
指定管理施設が指定避難所等となっている場合の対応	○ 指定管理施設が指定避難所等となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定める。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部 【文化スポーツ課】	短期

項目	対策内容	担当部署	期間
感染症対策を踏まえた避難所運営	○避難所内における感染症の感染防止のため、次の方針により避難所運営を実施する。 • 体調不良の避難者の把握及び適切な対応 • 避難者自身の感染予防・拡大防止措置の理解と協力 • 避難所の過密状態防止 • 親戚や友人の家等への避難を周知 • 多くの避難所の開設（ホテル・旅館等の活用も検討）	総務部 【防災安全課】	継続
動物の保護	○ 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物の保護は、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、都、獣医師会など関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、被災状況及び避難所等での動物飼養状況の把握方法や、獣医師の派遣等、動物保護方法について検討を行う。 ○ 都及び獣医師会等と協力し、負傷した被災動物の救護対策として、動物救護所等の設置等について、具体的な検討を行う。 ○ 災害時には獣医師が各避難所を巡回するなどの対応策を検討する。 ○ 対応策のマニュアルの整備を進める。	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【環境政策課】	継続
ドッグラン（ワンパークひの）の活用の検討	○ 災害の範囲等を考慮したうえで、動物救護所等への利活用の検討を行う。	環境共生部 【環境政策課】	継続
支援方法の検討	○ 在宅避難者・避難所外避難者の安否確認、ニーズの把握、生活支援等の方法を検討する。	総務部 【防災安全課】	継続
市外に避難した市民への支援体制の構築	○ 市外に避難した避難者に対する支援体制を検討・整備する。 ○ 全国避難者情報システムを活用する。	総務部 【防災安全課】	継続
車両による避難の抑制	○ 車両による避難の抑制に向け、次の事項について普及啓発を実施する。 • 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止） • 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼 • 緊急輸送道路以外の道路等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること • 市内の大規模な公園等は発災時の用途が定められて	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	いること ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること ○ 要配慮者の車両による避難対応については、別途検討を行っていく。		
市民・利用者等の誘導体制の整備	○ 施設の特性に応じて、災害時の職員・施設利用者の行動を想定し、乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮しながら安全対策を講ずる。 ・ 数日間分の食料、飲料水、紙おむつなどの備蓄 ・ エレベーターやスロープ、階段昇降機などの設備の設置 ○ 指定避難所でない施設においても、利用者に対し、発災直後の安全配慮、一時待機、最寄りの指定避難所への誘導方法及び災害対策本部への連絡方法等についても検討する。 ・ 防災マニュアルの作成 ・ 避難者誘導マニュアルの作成 ・ 実践的な訓練の定期的実施 ・ 要配慮者に配慮した施設内外の標識・案内板等の設置の促進・職員による無線機の使用方法の習熟 ○ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。	総務部 【防災安全課】 市民部 施設の所管部課	継続
市営住宅等の情報整理	○ 市営住宅等の空き家の状況について把握しておく。	総務部 【財産管理課】	継続
民間賃貸住宅等の供給	○ 平常時から東京都宅地建物取引業協会等と連携を図り、災害時の民間賃貸住宅等の供給について協議検討する。	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】 まちづくり部 【都市計画課】	継続
仮設住宅の建設予定地の確保	○ 平常時よりオープンスペースの台帳を作成し、国や都と連携を図り、大規模災害時における迅速な仮設住宅建設候補地を検討する。 ・ 公園、公有地及びその他民間・企業未利用地等 ・ 接道及び用地の整備状況 ・ ライフラインの状況 ・ 指定緊急避難場所等の利用の有無	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】 環境共生部 【緑と清流課】 まちづくり部 【区画整理課】	継続

第６節　帰宅困難者対策

Ⅰ．現在の状況

○ 災害発生時には、電車等の交通機関が停止し、電車等を利用しなければ帰宅できない者（以下「帰宅困難者」という。）が発生すると想定される。
○ 東日本大震災では、市内の最大震度は震度５弱で建物崩壊などの大きな被害は発生しなかったものの、交通機関が運行を停止したことにより、多くの帰宅困難者が発生した。
○ 都の地震被害想定調査結果では、本市で15万人を超える帰宅困難者等が発生すると想定している。
○ 市は、市内鉄道事業者、日野警察署、日野消防署と「地震帰宅困難者等対策会議」を定期的に開催し、駅周辺に滞留する人々を安全な場所に避難誘導するための情報伝達、飲料水等の供給などの仕組み及び安否確認システム作りを行っている。

Ⅱ．課題

○ 市、防災関係機関、企業等のあらゆる主体が協力して、帰宅困難者対策を一層具体化していく必要がある。
○ 大量の帰宅困難者が外出先から一斉に徒歩で帰宅行動を開始した場合、大きな混乱の発生が懸念されるため、企業等と連携を図り、一斉帰宅を抑制する必要がある。
○ 大量の帰宅困難者によって、飲料水、食料、トイレ及び休憩場所等の不足が懸念される。
○ 市は、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等の民間ビルとの協定締結を進める必要がある。
○ 女性が安心して滞在できるよう、一時滞在施設における女性専用スペースの確保やルールづくりが必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　一斉帰宅の抑制　【総務部】【産業スポーツ部】

１　知識啓発、周知

○ 市は、帰宅困難者対策のため、市民、学校及び企業等に対し、災害発生直後に「むやみに移動を開始しない」東京都条例の内容の周知を図り、一斉帰宅抑制の徹底に努める。

２　企業等の取り組みの推進

○ 企業等は、一斉帰宅抑制のため、従業員のほか、訪問者・利用者等について、一時収容対策を図ることとする。また、一定期間施設内等に留めるために必要となる飲料水や食料等の備蓄に努める。

第２　一時滞在施設の拡充　【総務部】【産業スポーツ部】

○ 市は、各鉄道駅沿いに帰宅困難者一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における支援物資等の計画的な備蓄を進める。
○ また、市は、一時滞在施設における女性専用スペースの確保やルールづくり等、女性が安心して滞在できるような体制整備を構築する。

第３　情報提供　【総務部】

○ 市は、一時滞在施設や周辺避難所等の情報を示した避難標識の整備や、帰宅困難者のとるべき行動及び一時滞在施設の特性等を示したガイドブックの作成等、帰宅困難者対策に係る情報提供の整備に努める。

第４　徒歩帰宅者支援　【総務部】【産業スポーツ部】

○ 市は、徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、都が指定した徒歩帰宅支援対策道路（日野市域は、甲州街道＜一般都道256号線＞）沿いの公共施設に帰宅支援場所を配置し、水、食料、トイレ、休憩の場の確保や情報提供などを行う体制を整備する。

第５　帰宅困難者誘導等の体制の整備【総務部】【市民部】【各施設所管部】

○ 市は、帰宅困難者の誘導等を行う体制の整備に努め、関係機関との連携を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
東京都帰宅困難者対策条例の周知徹底	○ 市民や事業所、そして行政機関が取り組むべき一斉帰宅抑制の基本方針について、普及啓発を図る。 ・ ポスター掲示 ・ 防災講話で基本方針の周知 ○ 条例を遵守する。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部 該当施設所管の課	継続
鉄道事業者との連携体制の構築	○ 帰宅困難者対策協議会を開催する。 ＜協議会構成団体＞ ・ ＪＲ、京王電鉄、多摩都市モノレール、日野警察署、日野消防署、市 ・ 帰宅困難者一時滞在施設への誘導方法の検討 ・ 駅と市との連絡体制の整備及び定期的な無線訓練等の実施など課題解決のための話し合いの継続	総務部 【防災安全課】 市民部	継続
駅の安全化・安心化対策の推進 【ＪＲと協議】	○ 日野駅の安全化・安心化の推進について、ＪＲと協議を進める。	まちづくり部 【都市計画課】	長期
都帰宅困難者条例に基づく取組の周知	○ 市民・事業者へ東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知をHP等を活用して実施する。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	継続
帰宅困難者対	○ 首都直下地震により、多数の帰宅困難者が発生した	総務部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
策訓練	との想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。 ○ 近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。	【防災安全課】	
帰宅困難者一時滞在施設の確保	○ 帰宅困難者一時滞在施設の名称や所在地等を、鉄道事業者、日野警察署、日野消防署をはじめとする各防災関係機関へあらかじめ周知する。 ○ 民間施設について、帰宅困難者一時滞在施設指定（協定締結）への協力をあおぐ。 ○ 一時滞在施設の協定締結を推進する。	総務部 【防災安全課】	継続
連絡体制及び情報収集体制の整備	○ 帰宅困難者一時滞在施設と駅、市災害対策本部等との連絡体制を整備する。 • 防災行政無線機の配置	総務部 【防災安全課】	継続
帰宅困難者一時滞在施設への誘導	○ 帰宅困難者一時滞在施設への誘導方法の検討及び訓練を実施する。 • 帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成	総務部 【防災安全課】 市民部	継続
要配慮者への対応	○ 帰宅困難者一時滞在施設に要配慮者を受け入れるための態勢を整備する。 • 一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者優先スペースとすること • 外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用 • やさしい日本語、多言語対応（英語、中国語、韓国語）等の誘導標識等による対応の検討	総務部 【防災安全課］ 企画部 【平和と人権課】	継続
情報連絡体制の整備	○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知を図る。 • ＨＰ等を活用した広報	総務部 【防災安全課】	継続
駅前の混乱防止 【各鉄道会社・市・警察署　等】	○ 駅及びその周辺地区で、適切な情報連絡や避難誘導を行えるよう、混乱防止対策を講ずる。 ○ 鉄道事業者等と駅等の混乱防止に関する協定の締結等による連携・協力体制を確立する。 ○ 拡声器、メガホン等の避難誘導資機材を整備する。 ○ 駅周辺における集客施設の開放等の事業者との連携・協力体制を確立する。 ○ 帰宅困難者一時滞在施設の確保と一時滞在施設の情	総務部 【防災安全課】 市民部 施設の所管部•課	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	報通信基盤の強化及び自家発電設備の整備と燃料の確保に努める。 • 帰宅困難者一時滞在施設の開設・運営訓練の実施 ○ 鉄道及び路線バス等の運行状況や安否に関する情報提供の充実を図る。		
日野駅ロータリーのバスロケーションシステム表示機への表示	○ 西東京バスが設置したバスロケーションシステム表示機に災害時にバスの運行状況、避難所、帰宅困難者一時滞在施設の場所等の表示を行うことについて西東京バスと協定を締結した。（平成 26 年２月） ○ 定期的な訓練、テストを行っていく。	総務部 【防災安全課】	継続
帰宅支援施設の配備計画	○ 徒歩帰宅者が安全・円滑に帰宅できるよう、都が指定した徒歩帰宅支援対策道路（日野市域は、甲州街道＜一般都道 256 号線＞）沿いの公共施設に帰宅支援場所を配置し、水、食料、トイレ、休憩の場の確保や情報提供などを行う体制を整備するよう検討を行う。 • 都の徒歩帰宅支援対策道路には該当しないが、状況により、日野バイパス沿道にも支援場所を設置する検討を行う。（支援方法の考え方の方針を策定しておく） ○ 東京都の帰宅支援対象道路、災害時帰宅支援ステーションについて周知を図っていく。	総務部 【防災安全課】	継続
徒歩帰宅訓練の検討	○ 事業者等と連携し、徒歩帰宅訓練、支援施設立ち上げ訓練等を実施し、徒歩帰宅支援の充実を図る。 • 訓練は、「むやみに帰宅しないこと」の周知や発災後４日目以降の想定で実施する。	総務部 【防災安全課】 市民部	継続
甲州街道沿道の地域ぐるみの支援体制の整備	○ 地域ぐるみの取組が可能となるように日頃から協力体制の周知を図る。 （例：沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出し等） ○ 関係機関や民間施設などとの協力について、協定締結やマニュアル作成などの検討を行っていく。	総務部 【防災安全課】	継続

第７節　緊急輸送道路等の確保対策

Ⅰ．現在の状況

○ 東日本大震災では、自動車専用道路をはじめとする幹線道路は、緊急輸送道路として、応急対策活動や復旧に役立つ等、「いのちの道」としての機能を発揮した。
○ 都は、災害時の応急対策活動に必要な緊急通行車両の円滑な通行の確保を図るため、緊急輸送道路を指定している。
○ 市では、都が指定した緊急輸送道路を補完する道路を指定している。
○ 市は、自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、市内に8箇所の災害時臨時離発着陸場候補地を指定している。

Ⅱ．課題

○ 消火、救助・救急、物資輸送等の応急対策活動の円滑な実施を図るため、緊急通行車両の通行の確保が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　都指定の緊急輸送道路

１　都指定の緊急輸送道路

○ 都は、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結び、震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、第一次（市区町村、他県との連絡）、第二次（主要初動対応機関との連絡）、第三次（緊急物資輸送拠点との連絡）の緊急輸送ネットワークを指定している。

緊急輸送道路	緊急交通路	道路名	備考
第一次	第一次	中央高速道路	＜特定＞＝特定緊急輸送道路 ★：大震災（震度６ 弱以上）発生時において、状況により第二次交通規制『その他の「緊急交通路」』の指定を受ける可能性のある道路
	第二次	＜特定＞甲州街道（一般都道 256 号線） ＜特定＞北野街道★ ＜特定＞川崎街道★ ＜特定＞国道 20 号日野バイパス★	
第二次	第二次	○相模原 立川線（一般都道 503 号線） ○町田 日野線（一般都道 156 号線） ○日野幹線市道Ⅰ－９号線 （市役所入口信号～国道 20 号日野バイパス） ○日野幹線市道Ⅱ－48 号線 （日野市役所前信号～日野市役所）	
第三次	その他	○国道 20 号日野バイパス～日野市営火葬場 ○一般都道 149 号（新奥多摩街道入口）日野市日野本町 7-1～日野市日野本町 6-1-3 市民の森ふれあいホール	

２　都指定の緊急輸送道路の整備

○ 国及び都は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、計画的な道路整備を進める。

第２　緊急輸送道路を補完する道路の整備【まちづくり部】

○ 市は、応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定している。

○ 市及びその管理者は、災害発生時の緊急輸送機能の確保に向け、それぞれの計画に基づき施設の整備を推進する。

第３　ヘリコプター活動拠点の確保【総務部】【産業スポーツ部】

○ 市は、災害時の空路からの物資受入拠点並びに災害医療拠点の運用のため、ヘリコプターの活動拠点予定地を指定している。

○ また、災害時に実際に利用できるよう、活動拠点予定地の地図情報を、自衛隊や必要な防災関係機関に事前に配布しておく。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の促進 【都と連携】 【再掲】	○ 日野市耐震改修促進計画に基づき令和７年度までに耐震化率 95%達成に向けて耐震化促進事務に取り組む。 ○ 特定緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化の促進を図る。 • 「耐震改修促進計画」（令和３年度改定）の推進 • 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成制度による支援 • 耐震アドバイザーの無料派遣（東京都） ＜特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化＞ 助成実績：診断 33 件、補強設計６件、耐震改修３件、除却・建替８件（令和７年 10 月現在）	まちづくり部 【都市計画課】	長期
緊急輸送ネットワークの検討	○ 日野警察署その他関係機関と連携し、臨時交通規制実施の円滑化を図る。 • 交通情報板等資機材の調達体制検討 • 特定緊急輸送道路から指定拠点への物資輸送経路指定の検討	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 【道路課】	継続
障害物除去のための資機材等の整備	○ 日野警察署及び日野市災害対策協力会等との連携を強化する。	まちづくり部 【道路課】	中期

項目	対策内容	担当部署	期間
土木業団体等との応援体制の強化	○ 日野市災害対策協力会等と協力し、緊急道路確保作業の応援体制を整備する。 • 応援協定の定期的見直し • 区間担当業者、資機材等の調達実施体制の検討 • 出動・復旧等の訓練の定期的な実施 • 出動要請に関するルール作成	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 【道路課】	継続
ヘリコプターによる搬送体制の確立 【再掲】	○ 都及び関係機関と協力し、救急搬送体制を確立する。 • 災害時臨時離着陸場は選定済み • 重症患者（挫滅症候群の者を含む）の搬送対策の確立	総務部 【防災安全課】	継続
ヘリコプター活動拠点予定地の指定・整備 【再掲】	○ 迅速な救出・救助、搬送、消防活動、物資輸送等に資するため国、都及び関係機関と協議の上、ヘリコプターの緊急離着陸場予定地をあらかじめ確保する。 • 定期的なヘリコプター活動拠点予定地の指定 • 整備リストの更新・充実	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	継続

第８節　飲料水、食料、生活必需物資等の調達及び配布対策

Ⅰ．現在の状況

○ 災害時には、水道施設が大きな被害を受けることが考えられる。そのため、市は、立川断層地震で想定されている最大避難者数に対し一人１日3リットルを目標として飲料水の備蓄に努めている。
○ 市は、非常用の食料として、アルファ化米やクラッカー、長期保存食等の備蓄をしている。
○ 市と都は、クラッカー、アルファ化米などの食料、調製粉乳（乳幼児用粉ミルク）のほか、毛布、肌着、敷物などの生活必需品等物資の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。
○ 市は、災害時に備え、企業等と災害時における物資等の調達に係る協定を締結している。
○ 市は、米穀、副食品、生活必需品等物資の調達について、日野市米穀組合、東京南農業協同組合、市内スーパーマーケット等と協定を締結している。
○ 市は、市民及び事業者が最低でも3日分の飲料水、食料及び生活必需物資等の自己備蓄及び非常用持ち出し品の準備に努めるように周知している。

Ⅱ．課題

○ 大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の自己備蓄並びに企業等との協定による流通備蓄の確保が必要である。
○ 市民ニーズや季節性を考慮した備蓄が必要である。
○ 災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、計画的な分散備蓄が必要である。
○ 平成28年の熊本地震及び令枝和６年の能登半島地震において、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間がかかり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要した。
○ 物流事業者と連携し、発災時に迅速に物資を搬出できる体制を整備する必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　飲料水の備蓄及び確保【総務部】

１　飲料水の備蓄

○ 市は、立川断層地震で想定されている最大避難者（ 33,608人）に対し、一人１日／３リットルを目標に飲料水の確保に努める。

２　飲料水の確保

○ 市は、都水道局や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達体制を整備する。
○ 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク等の防災用資機材の整備に努める。
○ 市は、長期保存を可能とした飲料水の備蓄に努める。

第２　食料の備蓄及び確保【総務部】

１　食料の備蓄

○ 市は、米やビスケット等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努める。

２　食料の確保

○ 市は、協定を締結する企業等の協力を得て、食料を確保する。

第３　生活必需物資等の備蓄及び確保【総務部】【健康福祉部】

１　生活必需物資等の備蓄

○ 市は、毛布や仮設トイレ・簡易トイレ・汚物処理セット等の生活必需物資等の備蓄に努める。

２　生活必需物資等の確保

○ 市は、協定を締結する企業等の協力を得て、生活必需物資等を確保する。

３　要配慮者への配慮

○ 市は、要配慮者に配慮した生活必需物資等の備蓄の整備を進める。

○ 食料の備蓄内容については、栄養士班に助言を得て栄養バランスに配慮できるように努める。

４　男女双方の視点への配慮

○ 市は、男女双方の視点に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進める。

第４　自己備蓄の推進【総務部】

○ 大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことが大切である。

○ 市は、市民及び企業等に対し、自己備蓄の重要性並びに積極的な確保について広く周知を図る。

第５　物資供給体制の整備【総務部】【産業スポーツ部】

１　分散備蓄の推進

○ 市は、災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、避難所を中心とした分散備蓄を計画的に進めていく。

２　流通備蓄の確保

○ 市は、衣類や季節性の生活必需物資等、事前に備蓄をすることが困難な物資や市民のニーズを考慮した物資について、企業等との協定の締結及びその実効性の確保により、災害時に速やかに避難者へ提供できる体制を構築する。

３　物資の集積・配分

○ 市は、各種応援物資等の調達並びに集積から被災者への配分における一連の物資供給体制を整備する。

４　物資集積場所等の機能の検証

○ 市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出経路・要領、物資の搬出を考慮した整理、輸送車両の待機場所等を検証する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水【都と連携】	○ 都職員との定期的な訓練を実施する。（都は、水道局職員が駆けつけなくとも、市及び地域住民が円滑な応急給水活動を開始することができるように災害時給水ステーション（給水拠点）の施設整備等を行っている。）	総務部 【防災安全課】 市民部 教育部	継続
都が指定する消火栓を活用した応急給水用資器材の設置による飲料水の確保	○ 避難所近地にある使用可能な消火栓に応急給水用資器材を設置して飲料水を確保する。 • 市職員、消防団との定期的な訓練の実施	総務部 【防災安全課】 市民部 教育部 消防団	継続
臨時応急給水所の整備	○ 災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域については、拠点給水ができるよう臨時応急給水体制を整備し、定期訓練を実施する。 • ペットボトル飲料水の備蓄 • 受水槽の活用	総務部 【防災安全課】	継続
避難所応急給水栓の活用	○ 指定避難所（小中学校）に設置されている応急給水栓の使用方法等を周知し、災害時に使用できる体制を整える。	総務部 【防災安全課】 市民部 教育部	継続
災害対応型飲料水自動販売機の普及	○ 災害対応型飲料水自動販売機を市施設へ普及促進する。（本庁舎、クリーンセンター、福祉支援センター等に配備済）	総務部 【防災安全課】 【財産管理課】 各施設の所管部・課	継続
病院への応急	○ 病院（特に人工透析等治療に大量の水を使用する医療	総務部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
給水体制の整備	機関）への優先的な応急給水体制の整備検討を行う ○ 事業者との協定締結により、断水時に日野市立病院への水の供給が可能となっている。更なる連携強化と各病院からの受入れも視野にいれ体制強化を図る。	【防災安全課】 市立病院	
給水用資機材の整備	○ 応急給水活動を円滑に行うため下記の資機材の整備を図る。 • ポリタンク、給水バッグ等 • 可搬型発電機等（ポンプ動力）の検討	総務部 【防災安全課】	継続
都・他市町水道事業体等との相互応援協力体制の確立	○ 都水道局、他市町水道事業体等との相互応援協力体制を確立し、応急給水や水道施設の迅速な復旧を図る。 • 応援、受入れの具体的手順の検討	総務部 【防災安全課】	継続
民間事業者等との災害時協力体制の整備	○ 日野市災害対策協力会、日野市管工事組合、その他関連組織・業者と協力し、応急給水、応急復旧活動を円滑に行う体制を整備する。 • 資機材等の緊急調達体制の検討 • 出動要請に関するルールづくり	総務部 【防災安全課】	短期
災害備蓄計画の推進	○ 市役所、避難所等の拠点施設における備蓄計画の推進を図る。 ○ 備蓄は、都と市を合わせて、おおむね３日分の食料を確保（４日目からは、国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定）する計画とする。 ○ 高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する。	総務部 【防災安全課】	継続
食料、生活物資供給協力協定の推進	○ 流通業者、製造業者と連携し、災害時の食料、生活物資等の円滑な調達、確保を図る。 • 災害時の調達 • 供給方法、実施計画・マニュアル等の検討	総務部 【防災安全課】	中期
配慮の必要な避難者等の備蓄品の整備	○ 指定避難所となる小・中学校等において必要な食料・資機材・物資等の備蓄を推進する。 ○ 備蓄物資に関する住民ニーズの把握に努め、実現に向け努力する。	総務部 【防災安全課】	充実
食物アレルギーに配慮した食料の備蓄	○ 食物アレルギー用ミルク（育児用粉ミルクタイプ）の備蓄、27 品目に対応したアルファ化米を備蓄している。	総務部 【防災安全課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
	・ 国により表示が義務付けられているアレルギー原因となることが知られている食品を含まない加工食品（主食）の選定		
防災備蓄倉庫の整備・整理整頓	○ 防災備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。 ○ 備蓄倉庫の新設や倉庫に代わる場所を検討する。 ○ 備蓄品目の見直しを行う。	【総務部】 防災安全課	継続
寝具類のリース協定の推進	○ 避難所で必要となる寝具類（布団等）で備蓄品の不足を補うため、市内事業者等との協定締結、見直しに努める。 ・ 畳業者（5 日で 5000 枚の約束プロジェクト委員会）と協定を締結 ・ 段ボール業者と段ボールベッド供給に関する協定を締結	総務部 【防災安全課】	充実
炊事用燃料・機材の調達協定の推進	○ LP ガス協会等と連携し、炊き出しをするための炊事用燃料・機材の円滑な確保を図る。 ○ 訓練の実施や担当部署との連絡体制を確認する。	総務部 【防災安全課】	継続
燃料の確保	○ 災害時のガソリン等燃料の確保を図る。 ・ ガソリン等販売業者等との協定締結の推進 ・ 病院や緊急輸送車両等への優先的な燃料の供給の検討 ＜平成 26 年 2 月石油燃料の安定供給に関する協定を市内事業者と締結済＞ ○ 病院の自家発電機用など、災害時に必要不可欠な燃料を再度見直すと共に、新たな協定締結先を検討する。	総務部 【防災安全課】	継続
井戸の協定締結の推進	○ 災害時協力井戸の募集の周知を行う。 ・ 募集（登録）、管理支援についての検討（毎年１回に検査の結果によると、飲料水に適合する井戸はないため、生活用水としての利用が望ましい。） 令和７年９月末現在 65 件	総務部 【防災安全課】	充実
湧水・自噴井戸の生活用水としての活用	○ 湧水量及び地下水の調査及び公表を継続する。（平成元年から） ・ 水質検査の実施	環境共生部 【緑と清流課】 総務部 【防災安全課】	継続
家庭・事業所内備蓄の奨励	○ 各家庭・事業所における食料、水、生活必需品、非常時に備えた物資、資機材の備蓄の奨励に努める。 ○ 日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を	総務部 【防災安全課】 健康福祉部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していく。	【健康課】 子ども部 【発達・教育支援課】 【高齢福祉課】 【障害福祉課】	
物資集積所（地域内輸送拠点）施設の指定・整備	○ 市外からの広域的な救援物資の受入・保管・仕分・配送を円滑に行うため、物資集積所（地域内輸送拠点）を指定している（市民の森ふれあいホール、日野市役所、南平体育館、クリーンセンター）。 • 案内標識の設置、具体的なマニュアルの整備等、地域内輸送拠点の体制整備を図る。 • 浅川を境に、浅川以南の地域内輸送拠点は、南平体育館とし、市北部は、市民の森ふれあいホール、南部は南平体育館とするように努める。 • 災害時においても円滑な物資輸送等が行えるよう、物流事業者等と連携した搬出訓練等を実施する。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	充実
緊急輸送ネットワークの拠点の指定	○ 緊急輸送ネットワークの拠点の指定を行う。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	継続
物資供給体制の整備	○ 物資供給体制についてマニュアル化を行い、災害時に迅速な物資供給が行えるように備える。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	継続
緊急輸送車両の事前届け出	○ 市所有車両、調達予定車両等についてリストアップし、警察署への事前届け出を行う。 • 緊急通行車両等の事前把握 • 確認事務の省力化、効率化	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】 市立病院	継続
配車基準の作成	○ 庁用車部配車一覧表等により、各課で管理している車両を把握するとともに、配車基準を作成しておく。 • 市保有車両並びに調達車両の配分又は併用、転用等災害の状況に応じた車両の運用計画の策定 ○ 車両調達申請等必要な帳票の整備を行う。	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】	継続
物資輸送協力協定の推進	○ トラック協会等運送業者と連携し、災害時の食料、生活物資等の円滑な配送を図る。 • 非常時の連絡・調整方法 • 実施計画の検討	総務部 【防災安全課】	継続

第９節　要配慮者対策

Ⅰ．現在の状況

○ 要配慮者の支援は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいた対応が不可欠である。
○ 市は、障害者や一人暮らしの高齢者等、日常生活の中で手助けを必要とする人に対して、災害時に地域の中で支援を受けられるようにする避難行動要支援者支援計画（全体計画）を策定し、現在個別避難計画の策定を行っている。
○ 市は、英語、中国語、韓国語、フランス語、スペイン語版の防災マップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップ等を作成している。

Ⅱ．課題

○ 病院や診療所、保健所等と連携した障害者・高齢者等の支援体制の整備が必要である。
○ 市は、避難所等では生活が困難な障害者・高齢者等が必要な支援を受けられるよう、福祉避難所の指定の拡充が必要である。
○ 災害発生時に要配慮者の避難誘導や救助を行えるよう、防災訓練の実施、各種マニュアルの見直しの検討が必要である。
○ 在宅の要配慮者への支援のあり方について検討する必要がある。
○ 災害時における妊産婦及び乳幼児に対する支援が必要である。
○ 外国人が安心して避難生活を送るための支援が必要である。
○ 在宅の要配慮者への支援のあり方について検討する必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　避難対策【総務部】【教育部】【健康福祉部】【子ども部】

１　避難誘導体制の整備

○ 市は、要配慮者に対する避難誘導を的確に行うため、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等と連携を図る。

２　社会福祉施設利用者の避難誘導

○ 保育園や各種通所施設等の施設管理者は、乳幼児や利用者等の安全確保を図り、必要に応じて避難所等へ避難誘導を行う。

３　避難所生活の支援体制の整備

○ 市は、避難所において、要配慮者の負担を軽減できるよう、支援体制の整備を図る。
○ また、要配慮者に配慮した防災用資機材の備蓄整備に努める。

第２　高齢者・障害者等への対応【総務部】【健康福祉部】

○ 市は、避難所での生活が困難な障害者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難施設の確保を図る。
○ 市は、日頃から福祉避難施設との連携を図り、必要な体制を整備する。
○ 市は、福祉避難施設の機能整備を図るため、公立の福祉避難施設において、障害者・高齢者等に配慮した防災用資機材の備蓄整備に努める。
○ 市は、福祉避難施設との連絡手段の確保のため、防災無線を整備し、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を行う。

第３　妊産婦及び乳幼児への対応【子ども部】

○ 市は、妊産婦及び乳幼児の災害時にとるべき行動等について、啓発パンフレットを作成し、避難方法や避難時の持ち出し品等、その特性に応じた事前対策を各家庭で講じられるよう周知を図る。
○ また、市は、災害時に受ける妊産婦及び乳幼児のストレスを軽減できるよう、健康相談や健康チェックができるような体制の整備に努める。

第４　外国人への対応【企画部】

○ 災害に係るハザードマップ等は、できる限り多言語を活用し、外国人に対し広く防災情報が伝わるようその提供方法の工夫に努める。
○ また、各避難所には、自動翻訳機等を活用した外国人への生活情報の提供体制を整備する。

第５　社会福祉施設の安全確保【健康福祉部】【教育部】【子ども部】

１　施設の耐震化

○ 施設管理者は、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行い、機能を維持できるよう努める。

２　防災設備等の整備

○ 施設管理者は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努める。
○ また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努める。

３　防災教育・訓練の充実

○ 施設管理者は、職員や利用者が災害時に必要な基礎的知識を習得するために、定期的に防災教育を実施する。
○ また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に行う。

４　緊急連絡体制の整備

○ 施設管理者は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確

立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
福祉避難所の確保	○ 関係部局間の連携強化により要配慮者用の福祉避難所の確保を図る。 • 民間施設との福祉避難所指定に関する協力協定の締結の促進	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】 子ども部 【子育て課】	継続
思いやりスペース（福祉避難室）の確保と福祉避難所の運営方法等の整備	○ 思いやりスペース（福祉避難室）は、指定避難所ごとに１室以上を確保する。 ○ 福祉避難所等の運営方法等の整備を図る。	市民部 健康福祉部 【高齢福祉課】 【障害福祉課】 子ども部 【子育て課】 【保育課】 【子ども家庭支援センター】 【発達・教育支援課】 教育部	継続
防災拠点型地域交流スペース整備の推進	○ 新規に整備する高齢者入所施設に対し、防災拠点型地域交流スペースを整備するように求め、入所施設を指定福祉避難所として指定できるよう積極的に進めていく。 ○ 既存の施設についても市の方針を周知する。	健康福祉部 【高齢福祉課】	充実
要配慮者優先ルールの周知	○ 災害発生直後、避難所生活等における要配慮者優先ルール（一番困っている人が先）について、自主防災組織、自治会及び市民等への周知徹底を図る。 • 避難所運営マニュアルへの記載 • 防災マップ等で周知	総務部 【防災安全課】 市民部 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】 教育部	充実
ヘルプカード・ヘルプマ	○ 災害時等に障害者が周囲に支援を求めるための共通のカード（都内統一様式）の周知を図る。	健康福祉部 【障害福祉課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
ークの普及	＜平成 25 年度から配布開始＞ ○ 各避難所の備蓄倉庫に保管している。 ○ 必要に応じ、数量・備蓄場所の見直しを行う。	総務部 【防災安全課】	
福祉計画の推進	○ 第５期日野市高齢者福祉総合計画（令和６年度策定）を推進する。 ○ 日野市障害者保健福祉ひの６か年プラン（令和５年度策定）を推進する。 ○ 第５期日野市地域福祉計画（令和６年度策定）を推進する。 ・ 高齢化や障害、ひきこもりなどの課題に対する対策 ・ 地域福祉の推進をより発展させるため、推進委員会を設置し取組のチェック	健康福祉部 【高齢福祉課】 【障害福祉課】 【福祉政策課】 関係各部	継続
火災対策	○ 消防庁との連携を密にしながら、住宅火災直接通報事業（高齢者）を継続する。 ○ 日野市高齢者住宅火災直接通報事業運営要綱の要件に該当する市民に対して、火災システムを設置、運用する。	健康福祉部 【高齢福祉課】	継続
緊急通報装置の整備 【日野消防署及び日野警察署と連携】	○ 関係機関と連携し、介助支援の必要な市民に、緊急連絡手段を整備する。 ・ 自動通報制度（住宅火災直接通報・救急直接通報等）の拡充、設置のあっ旋等	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【障害福祉課】	中期
他市区町村との相互応援協力体制の整備	○ 他市区町村と連携した、要配慮者のための人員・資機材・救援物資等の確保体制を整備する。 ・ 相互応援協定締結、実施手順の策定 ・ 福祉避難所の指定（協定締結）及び受入方法等の検討 ・ 「災害時相互応援協定」を結んでいる市の防災訓練参加による連携強化	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【障害福祉課】	中期
地域における相互協力の促進	○ 要配慮者利用施設との連携強化を図る。 ○ 要配慮者利用施設と地域との連携支援を図る。 ○ 各施設に配備している防災行政無線を必要に応じて整備していく。 ○ 災害時の近隣施設との連携体制について、日頃より情報交換を行う。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【高齢福祉課】 【障害福祉課】 子ども部 【保育課】 【子育て課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
		【発達・教育支援課】	
当事者との検討	○ 障害のある方への防災支援方法については、当事者や家族を交えて検討していく体制を継続する。 • 「避難行動要支援者名簿」や各自治会で独自で作成した支援名簿を活用した訓練実施の支援	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【障害福祉課】	継続
妊婦や乳児等への対応 【医師会及び八南助産師会と連携】	○ 出産直前の妊婦や重篤な妊娠高血圧症候群妊婦等への支援方法を医師会等関係機関と検討する。 ○ 乳児等への支援方法を医師会等関係機関と検討する。	健康福祉部 【健康課】 子ども部 【子ども家庭支援センター】 市立病院	継続
外国人支援策の推進	○ やさしい日本語を使った防災知識の普及・啓発等に努める。 ○ 国際交流の団体と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて防災知識の普及を図るよう努める。 ○ 日野市国際交流協会との協定内容の見直しを検討する。	総務部 【防災安全課】 市民部 企画部 【平和と人権課】 教育部	継続
社会福祉施設等の耐震性の確保	○ 要配慮者が利用する市立の社会福祉施設の耐震診断・耐震補強、電源の確保や備蓄、その他必要な設備の整備を促進するよう努める。 ○ 民間施設についても、同様の措置を講ずるよう周知する。	まちづくり部 【都市計画課】 健康福祉部 【障害福祉課】 【高齢福祉課】 子ども部 【保育課】 【子育て課】	中期
関係機関・専門職等との連携の促進	○ 社会福祉協議会等の関係機関及び専門職等と連携し、避難所における要配慮者対応や要配慮者の移送等が行える体制の構築について検討を行う。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】 【障害福祉課】 【高齢福祉課】	長期

第１０節　ライフライン等の応急復旧対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、電気、ガス、通信、水道、下水道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者及び道路管理者等を交えたライフライン協議会を設置している。

Ⅱ．課題

○ 市は、ライフライン関係機関と緊密な連携を図る必要がある。
○ ライフライン関係機関は、復旧用資機材の備蓄強化や代替施設の確保、施設の安全性の向上を図る等、予防対策を進める必要がある。
○ ライフライン施設の被害の最小化、効率的な復旧等の作業実施手順の検討を行う必要がある。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　情報伝達体制の整備【総務部】

○ 市は、災害時にライフライン関係機関と有効的な通信手段を確保するため、日頃より、日野市緊急通信システムを配備し、取扱訓練や点検を行う。

第２　上水道施設

○ 都は、上水道施設の安全向上のため、主要水道施設や水道管路の安全対策を進めている。また、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えている。

第３　下水道施設【環境共生部】

○ 軌道・河川下を横断する管路、緊急輸送路を横断・縦断する管路等の液状化危険度の高い地区の整備は全て完了している。
今後は災害に被災する極めて大きな影響を及ぼす重要施設に接続する管路等について、日野市ストックマネジメント計画にて　実施される改築・更新時期に合わせて耐震性能を更に充実し、確保していくこととする。
○ 都は、流域下水道幹線管渠、水再生センター等の耐震化を推進するとともに、ネットワーク化など施設のバックアップ機能を強化する。また、市と連携した応急復旧体制を強化・充実する。

第４　電力施設

○ 東京電力パワーグリッド㈱多摩総支社は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施設の耐震化や、緊急用資機材の整備に努めている。

○ また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めている。

第５　都市ガス施設

○東京ガスグループ は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止するため供給停止ブロックの細分化を図るとともに発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めている。

○ マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布、およびホームページへの掲載している。

○ インターネット上の東京ガスグループ（http:// www.tokyo-gas.co.jp/network/anzen/index.htm）に安全と防災に関する東京ガスグループの取り組みについて情報を掲載している。

第６　液化石油ガス（ＬＰガス）施設

○ 一般社団法人東京都LPガススタンド協会多摩地区会は、災害時のＬＰガスによる二次災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、予防対策を行う。

第７　電話（通信）施設

○ NTT東京西支店は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、通信設備の耐震化等の安全確保や応急用資機材及び災害対策機器（移動電源車、移動無線車等）の配備を推進する。

第８　鉄道施設

○ JR八王子支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設及び設備等の耐震化や防災用資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めている。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
各事業者との連絡・連携体制の確立	○ ライフラインの非常時対応を確立（連絡体制の整備）する。 • 無線の設置 • 電話のホットライン • 毎月１回定期通信訓練の実施	総務部 【防災安全課】	継続
ライフライン協議会の設置	○ ライフライン協議会は、防災会議に集約して開催し、電気、ガス、通信、水道、下水道の各施設を所管する機関及び部の実務担当者及び道路管理者等を交えた検討を行っている。 • 地震発生時の連携協力方法の検討	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	• 被害の最小化、効率的な復旧等の作業実施手順の検討 • 各事業所の作業実施手順などの情報共有の実施		
下水道施設の耐震化の推進	○ 「日野市上下水道耐震化計画（上下水道）」に基づき、下水道処理区域内避難所等の重要施設の下流の耐震性能を更に充実していく。	環境共生部 【下水道課】	継続
停電対策	○ 電力事業者と、的確な情報連絡体制を構築する。 • 適切な情報提供の実施と市の情報連絡の専用窓口の明確化 • 非常時の通信手段等の充実 ○ 地震による停電の発生に対応するため、あらかじめ停電対応マニュアルを整備する。 ○ 停電時には市ホームページや防災メール等で情報を流し、市民へ周知する。 ○ 停電時の規模に応じて市でもコールセンターの開設を検討する。	総務部 【防災安全課】 施設の所管部課	継続

第１１節　燃料の確保

Ⅰ．現在の状況

○ 東日本大震災では、ガソリンや自家発電設備等の軽油、暖房機器の灯油等、各種燃料が不足し、市民の生活や事業活動に大きな影響が生じた。

Ⅱ．課題

○ 災害時の拠点となる本庁舎施設、指定避難所等における自立・分散型電源の設置に努める必要がある。

○ 災害時に重要な拠点となる公共施設における非常電源の稼働や、緊急通行車両等の燃料の確保のため、日頃からの備蓄等運用の検討が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　燃料の調達【総務部】

○ 市は、災害時に協定を締結している企業等から燃料を確保できる体制を整備する。また、他市町村や防災関係機関と連携を図り、情報共有に努める。

第２　平常時の備え

○ 市及び施設管理者は、燃料の供給が停滞した場合に備え、公用車の燃料や施設の非常電源、暖房等の燃料について、給油時期を早める等、常に一定量の燃料を確保する体制を構築し、災害時を想定した対策を講じることとする。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
燃料配給に関する協定締結	○ 車両燃料の確保を図るため、災害時における車両燃料の供給に関する協定を締結するなどの措置を講ずる。 ＜平成 26 年 2 月石油燃料の安定供給に関する協定を市内事業者と締結済＞ • 車両以外の災害時に必要不可欠な燃料についても見直し、協定締結先を検討	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】	充実
実効性のある体制の構築	○ 燃料の供給に関する協定先と実効性のある体制を構築する。 • 平時における燃料のストック状況 • 発災後の連絡体制 • 燃料の搬送体制 • 燃料供給を受ける施設の受入体制	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	• 訓練の実施		
ガス燃料の確保	○ 災害時におけるガス燃料の供給拠点の確保及び供給協定の締結に努める。	総務部 【財産管理課】 【防災安全課】	継続
燃料補充のルール化	○ 庁用車内の燃料は、常に１／２量以上あるように給油時期のルール化を図る。	総務部 【財産管理課】	継続
エネルギーの確保	○ 災害時の拠点となる本庁舎施設、指定避難所等における自立・分散型電源の設置に努める。 ○ 自立・分散型電源の導入にあたっては、太陽光発電やコージェネレーションシステム等多様な電源の中から各施設の状況等を踏まえて検討を行う。 ○ 太陽光、熱、小水力など自然エネルギーの活用を検討する。 ○ 石油関係団体と石油燃料の安定供給に関する協定を締結するように努め、この協定の実効性を高める取組を進めていく。	総務部 【防災安全課】 【財産管理課】 教育部 【庶務課】 産業スポーツ部 【文化スポーツ課】	長期

第１２節　災害時受援・応援体制の充実

Ⅰ．現在の状況

○ 日野市災害時受援応援計画を策定し、大規模災害時、日野市の行政機能低下・業務資源不足に対応するため、他の自治体や団体からの受援（応援）を円滑にし、人命救助と早期復旧を図れるよう、支援業務や受入ルール、手順、体制を定める。また、日野市が他自治体を円滑に応援するためのルールや体制も整理する。（詳細は計画内で定める。）
○ 市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、日頃から都、区市町村及び防災関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結している。
○ 市は、平成20年に秦野市及び会津若松市と「大規模災害発生時における相互応援に関する協定」を締結し、応急対策や復旧活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、応援体制の充実を図っている。
○ 市は、富士宮市及び諏訪市と、「災害時における相互応援に関する協定」を締結し、相互の協力体制を強化する等、防災体制の充実を図っている。

Ⅱ．課題

○ 「災害時受援・応援体制の確立」のため、庁内各対策部の役割を明確にし、受援職員の役割分担が曖昧とならないよう、庁内で受援体制を構築しておくことが必要である。
○ 「災害時受援・応援体制の確立」のため、各種協定の実効性を高めることが必要である。
○ 「災害時受援・応援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備が必要である。
○ 「災害時受援・応援体制の確立」のため、日頃から訓練等を実施し、連携を図ることが必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　災害時協定の充実【総務部】

○ 市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図る。

第２　受入体制の整備【総務部】【産業スポーツ部】

○ 市は、大規模災害で被災した場合に、円滑に他機関からの人的・物的支援を受け入れるための受入体制の強化に努める。

第３　応援機関との連携強化【総務部】

１　防災訓練の実施

○ 市は、各応援機関の参加する総合防災訓練、図上訓練等の実施を通じて、担当業務への精通を図る。

２　情報の共有

○ 市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から受援・応援体制の整備や情報の共有化を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
都外自治体との広域的相互応援協定の締結	○ 災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、市が他市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について相互応援の協定を締結し、応急措置の万全を期する。	総務部 【防災安全課】	継続
災害時応援体制の整備	○ 長期的な職員の応援派遣に対する市の体制を整備する。 ○ 東日本大震災時における支援体験をもとに支援マニュアルの作成の検討を行う。 ○ 相互応援協定市との連携を強化する。 • 応援可能業務の選定及び共有	総務部 【職員課】 【防災安全課】	継続
関係機関との災害時協力協定締結の促進	○ 災害時の協力が必要となる事業者・団体等と積極的に協力協定を締結する。 • 建設土木、資器材業者、レンタル業者、食品取扱業者、燃料取扱い業者等 ○ 市の状況を分析し、想定される不足物資を割り出し、その物資を補完できる協定先を選定していく。	総務部 【防災安全課】	継続
人的受援体制の整備	○ 応援要請に基づいて、支援・提供を受けた人的資源を効果的に活用するため、人的受援について体制を整備する。	総務部 【職員課】 【防災安全課】	継続
物資受援体制の整備	○ 応援要請に基づいて、提供を受けた物資を効果的に活用するため、物資受援について体制を整備する。	総務部 【防災安全課】 産業スポーツ部	継続
応援要請等の整備	○ 大規模災害発生時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請手順を整理し、確認する。 • 担当者不在時、情報不足時の想定 （日頃からの業務マニュアルの整備及び保管） • 応援要請手順の検討 • 応援要請を行う判断基準の検討	総務部 【防災安全課】 【総務課】 【職員課】	短期

第１３節　ボランティアの受入体制の充実

Ⅰ．現在の状況

○ 東日本大震災では、全国から多くのボランティアやＮＰＯ、ＮＧＯが被災地支援に駆けつけたが、迅速な受入体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになった。

Ⅱ．課題

○ 市は、日頃から市社会福祉協議会と連携し、災害時ボランティア支援センターの設置等の受入体制づくりが必要である。
○ 災害時ボランティア支援センターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握等の仕組みづくりが必要である。
○ ボランティア活動は、性別や年齢、技能・特技、経験の異なるボランティアを、被災地において、どのように適材適所に配置するかが課題となっている。
○ 大規模な災害が発生した場合、避難所等では看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアの力が必要となる。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　ボランティア受入体制の整備　【健康福祉部】

１　一般ボランティア

○ 市は、日野市社会福祉協議会との役割分担の明確化のため、「災害時ボランティア支援センター運営マニュアル」を必要に応じて、日野市社会福祉協議会の協力のもと改訂する。
○ 日野市社会福祉協議会は、災害時ボランティア支援センター運営体制を確立するため災害時ボランティア支援センターの設置を予定する施設（ひの煉瓦ホール）を想定したマニュアルの整備等を行うとともに、ボランティアコーディネーターの育成を支援する。

２　登録ボランティア、専門ボランティア

○ 市と日野市社会福祉協議会は、受入れのための体制や平常時からの連絡体制の整備を図り、東京都防災ボランティア等との連携を推進する。

第２　ボランティアの育成・充実【健康福祉部】

○ 市と市社会福祉協議会は、連携して災害時ボランティア支援センター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行うとともに、東京都防災ボランティア等との連携し災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援する。
○ さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を発揮し適切に活動できるよう体制づくりを整備する。

第３　市民活動団体との連携【総務部】【企画部】【健康福祉部】

○ 市は、市民活動団体の専門性等を活かしたボランティア活動が行えるよう、その受入体制を整備する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
ボランティアの受入体制の整備	【一般ボランティア】 ○ 日野市社会福祉協議会との協定に基づく「災害時ボランティア支援センター運営マニュアル」の作成を推進する。 ○ 災害時ボランティア支援センター運営体制を確立するために日野市社会福祉協議会、災害時ボランティア支援センターの運営支援等が期待される市民活動団体等と定期的な訓練、研修及び打ち合わせを行い、ネットワークを構築する。 ・ ボランティアコーディネーターの育成支援 ○ 「みんなでつくる日野の防災プロジェクト」において自助・共助の大切さを周知していく。 ○ 各地域の避難所運営等の自主的な活動への支援体制を進めていく。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【福祉政策課】	継続
	【登録ボランティア】【専門ボランティア】 ○ 日野市社会福祉協議会が主体となり受入体制や連絡体制の整備を進める。 ・ 受入れのための体制整備 ・ 平常時からの連絡体制の整備 ・ 他の被災地での教訓を分析した調査検討の実施 ・ 日野市社会福祉協議会との定期的な情報交換	総務部 【防災安全課】 まちづくり部 【都市計画課】 企画部 【平和と人権課】 健康福祉部 【健康課】 【高齢福祉課】 【障害福祉課】 【福祉政策課】	継続
	【アマチュア無線ボランティア】 ○ 市内アマチュア無線技能者との協力体制を図る。	総務部 【防災安全課】	継続
日野市赤十字奉仕団との連携	○ 日野市赤十字奉仕団の市の事務局として連携を継続する。 ○ 総合防災訓練への参加、各種会議の出席を通じ、団員及び市民の防災意識の高揚に努めている。	健康福祉部 【福祉政策課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
市民活動団体との協働	○ 市民活動団体（ＮＰＯ）との連携強化に努め、各団体の活動内容を把握し、災害時の協力体制の強化に繋げていく。	企画部 【地域協働課】	継続

第１４節　保健衛生、防疫、遺体の取扱い対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、日頃から都福祉保健局、南多摩保健所と協力して、感染症の発生予防及びまん延防止のため、普及・啓発を行っている。

Ⅱ．課題

○ 感染症予防のため、衛生管理や消毒等の防疫対策の実施が必要である。
○ 南多摩保健所は、感染症が発生した場合には、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、近隣の感染症指定医療機関等において入院医療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することが必要である。
○ 多数の死者が発生した場合、検案医等が不足するため、医師会等の協力が必要である。
○ 都内及び近県の火葬場の被害状況に応じて、都が作成する広域火葬実施計画による市外、都外での火葬なども検討する必要がある。あわせて、南多摩斎場（町田市）、八王子市斎場（八王子市）、立川・昭島・国立火葬場（立川市）等との調整が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　保健衛生、防疫【健康福祉部】【市立病院】【環境共生部】

１　健康管理対策

○ 市は、災害時に感染症が発生しないよう、日頃から手洗い・うがい、マスクの使用等の予防対策を実施する体制づくりを整備する。また、看護師班、栄養士班による健康・栄養相談等が行えるような体制整備を推進する。

２　災害関連死の防止対策

○ 市は、建物の倒壊や火災等、地震災害の直接的な原因ではなく、長期にわたる避難生活での疲労や環境の悪化等により、病気にかかったり持病の悪化等が原因の災害関連死の防止対策を講じるため、過去の災害事例をもとに、その防止措置を講じる。

３　防疫対策

○ 市及び都は、感染症発生時の消毒、患者収容、感染防止、まん延防止等、災害時の防疫体制を確立する。

４　感染症患者医療体制の確立

○ 市及び都は、災害発生による感染症患者または感染疑いのある者の収容について、都内の感染症指定医療機関等と連携を図り、患者または保菌者の医療体制を確保する。

５　トイレ対策

○ 日野市災害時の・管理計画を策定し、被災者の健康と衛生を守り、感染症や二次災害の発生を防ぎながら、発災直後から安全・継続的に利用可能なトイレ環境を整備していく。（詳細は計画内で定める。）

○ 市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに「※災害用トイレ」を設置できるよう避難所等での備蓄を進める。

○ また、し尿収集委託業者や仮設トイレのリース業者から、速やかに仮設トイレを調達できるよう災害協定により体制を整備する。

「※災害用トイレ」の種類・特徴・留意点

種類	特徴	留意点
携帯トイレ	・洋式便器につけて使用する便袋であり、１回分の用に１個使用するもの。電気・水なしで使用でき、比較的安価。また、在宅避難者等が自宅等でも使用できる。	・使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策が必要
簡易トイレ	・簡易的な便器であり、既設のトイレでない場所にも設置が可能なもの。電気・水なしで使用でき、どこでも簡単に使用ができる。	・トイレでない場所に設置した場合、臭気対策が必要 ・使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策が必要
仮設トイレ	・イベントや工事現場で使用する独立型のトイレ。 ・流通量が多いため調達しやすい。電気なしで使用できるものが多い	・くみ取りが必要 ・交通事情により到着が遅れる。 和式が多く、 段差がある
マンホールトイレ	・下水道管に接続されたマンホールの上に、便座や個室を設置して使用するため、汲み取りの必要がなく、簡易トイレ等に比べ臭いも少なく衛生的。また、段差がなく、洋式便座を設置できるため、高齢者や車いす利用者も利用しやすい。	・設置場所の制約、下水道の破損による使用不可、残留物による衛生問題、そして初期費用や設置の手間。必要に応じて水タンクの設置などが必要 ・貯留式の場合、くみ取りが必要
自己処理型トイレ	・既存のインフラに依存せず、設置場所を選ばない。ライフラインが寸断された場合でも、トイレを継続的に利用でき	・初期費用に加え、専門的なメンテナンスを必要としコストが高い。
トイレカー、トイレトレーラー、トイレコンテナ	・自走またはけん引、可搬式のトイレで移動が出来るトイレ。 ・快適なトイレ環境を提供でき、空白地エリアにも対応できる。	・設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要。 ・貯留式の場合、くみ取りが必要

災害対応型常設トイレ	・災害時にもトイレ機能を継続させるため、災害用トイレを備えた常設型の水洗トイレのこと。多目的トイレなど場所に応じた設計を行うことができる。	・設置場所での運用マニュアルを用意し、災害時対応がスムーズに行えるように周知することが必要。

※災害用トイレ

携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ、自己処理型トイレ、トイレカー等、ライフライン被害があった際にも利用できるトイレとする。

６　ペット対策

○ 市は、ペットの防災対策として、飼い主に対し、日頃からしつけやワクチン接種、身元表示（首輪、マイクロチップ、迷子札）をつけるよう指導し、災害時にペットが放浪や混乱をしないよう周知を図る。また、関係機関と連携し、ペット対策の体制を整備する。

第２　ごみ、し尿処理対策【環境共生部】

１　ごみ・がれき処理対策

○ 市は、日頃から民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、災害時発生が予想される大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分する体制の整備に努める。

○ 資源物の分別回収については、災害時、クリーンセンターに速やかに搬入できる体制を整備する。

２　し尿処理対策

○ 市は、日頃からし尿処理事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道・し尿処理の応急対応体制の整備を図る。また、近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量のし尿の迅速な処理と下水道施設を早期復旧する体制を整備する。さらに、し尿の処理が困難な場合に備え、都流域下水道本部が管理する浅川水再生センターへの収集・運搬体制を確保する。

第３　遺体の取扱い対策　【健康福祉部】

○ 市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬等の手配について、必要に応じ都と連携して「東京都広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築する。

○ また、市は、防災関係機関、日野警察署、日野市歯科医会、葬儀業者等と協力し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図る。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
防疫用資器材の備蓄等	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。 ・ 塩素消毒剤等薬剤の備蓄方法、調達方法の検討等	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
	○ 消毒剤・手洗い用せっけんの供給について事業者との供給協定を検討する。 • 新型インフルエンザ等の対策用備蓄の継続		
作業実施体制の整備	○ 公衆衛生対策実施作業量を想定し、非常時の防疫・食中毒防止対策の構築に努める。	健康福祉部 【健康課】	中期
近隣市区町村との相互応援協力体制の整備	○ 都の指導調整のもと、近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量の公衆衛生対策事案の効果的処理を図る。 • 相互応援協力協定の締結 • 非常時の実施手順等の具体的な検討 • 広域火葬体制の充実の検討	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【環境政策課】	短期
関係機関・民間業者等との協力体制の整備	○ 関係機関、関連業者及び団体等と協力し、大規模災害時の人員及び資機材の確保等の応援協力体制を整備し、大量の公衆衛生対策事案の処理を図る。 • 相互応援協力協定の締結 • 近隣市の防災訓練に参加するなどといった連携強化	総務部 【防災安全課】	短期
避難者の健康相談等実施体制の整備	○ 健康相談等の実施体制について、マニュアル化を検討していく。 ○ 栄養士会等との連携体制について、検討を行っていく。	健康福祉部 【健康課】	短期
公衆衛生関係資機材等の確保 【南多摩保健所との連携】	○ 市備蓄の推進並びに都・他市区町村・民間業者からの調達による公衆衛生・環境保全関係資機材の確保に努める。 • 防疫用薬剤、散布器、環境測定装置、専用車両等の確保 • 大人数が使用できるシンク（手洗い場）等の確保 • 避難所を想定した食品衛生チェックリストの作成 • 消毒用薬剤等衛生資機材の備蓄推進 ○ 「災害時における医薬品等の調達協力に関する協定」に基づいた医薬品や衛生材料等の提供が確実に受けられるよう、平常時から連絡を密にし、迅速に提供を受けられる仕組みづくりを構築していく。	総務部 【防災安全課】 健康福祉部 【健康課】	継続
し尿処理体制の整備	○ 「日野市災害廃棄物処理計画」に基づき、し尿処理体制を整備し、災害時に備える。	環境共生部 【施設課】 【ごみゼロ推進課】	短期

項目	対策内容	担当部署	期間
近隣市区町村との応援協力体制の整備	○ 近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量のし尿の迅速な処理と下水道施設の早期復旧を図る。 ○ 依頼手順等具体的な検討に努める。 ○ 流域下水道処理施設との更なる連携を図る。 ・ 対応マニュアルに基づく実施	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【ごみゼロ推進課】	継続
民間業者等との協力体制の整備	○ し尿処理事業者等と連携協力し、し尿の収集・運搬、下水道・し尿処理の応急対応体制の整備を図る。 ・ マニュアルによる訓練の実施 ・ バキュームカーの手配	環境共生部 【ごみゼロ推進課】	短期
ごみ分別等の事前ＰＲ	○ 大量のごみの排出を抑制するため、平常時からごみの分別を徹底する。 ・ リサイクル事業との連携 ・ 市民・事業所等へのごみ分別の事前ＰＲ ・ ごみ情報誌エコー、ごみ分別カレンダーの発行	環境共生部 【施設課】 【ごみゼロ推進課】	継続
仮設トイレ等の資機材の確保及び整備	○ 都、他市区町村、民間収集業者及びレンタル・リース会社等と連携し、高齢者・障害者等に配慮した仮設トイレ等の調達・確保体制の整備に努める。 ・ 仮設トイレ、携帯用トイレの備蓄 ・ マンホールトイレの備蓄の充実	総務部 【防災安全課】	充実
災害用トイレの普及啓発	○ 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。	総務部 【防災安全課】	継続
指定避難所における生活用水の確保	○ 水道停止時の水洗トイレ使用のための水の確保に努める。 ・ 河川、プール、民間井戸水等の利用検討 ・ 水洗トイレ、仮設トイレの利用方法・維持管理方法に関するマニュアル整備等	総務部 【防災安全課】	継続
公園等における災害時兼用トイレ設置の検討	○ 公園へのトイレの設置に当たっては、災害時にも利用できるトイレの設置を進めるように努める。	環境共生部 【緑と清流課】	充実
遺体収容所の設置に関する事前準備 【日野警察署との連携】	○ 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ日野警察署と協議を行い、条件整備に努める。 ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項 ・ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	• 検視（救助優先のため、72 時間後）及び検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 • 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 • 葬祭事業者との協定締結【平成 25 年度締結済】		
火葬体制の検討 【都との連携】	○ 火葬対応を適切に行えるよう、都とも連携を図り広域火葬に備えている。 • 遺体収容所の選定 ○ 協定を締結している東京多摩葬祭業協同組合と更なる連携強化を図ると共に、先進市の運用方法など調査研究し、当市の災害対策に役立てる。	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【環境政策課】	継続

第１５節　危険度判定体制の整備

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、災害発生後、被災建築物の倒壊及び宅地の崩壊がもたらす二次災害を防止し、市民の安全の確保を図るため、被災建築物応急危険度判定活動及び被災宅地危険度判定活動の整備を図っている。

Ⅱ．課題

○ 被災建築物応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保及び技術水準の維持が必要である。
○ 判定に必要な機材等の整備が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　被災建築物応急危険度判定活動の整備　【まちづくり部】

○ 市は、被災建築物応急危険度判定員制度を活用し、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行う被災建築物応急危険度判定員の組織化を図る。

第２　被災宅地危険度判定員の組織化　【まちづくり部】

○ 被災宅地危険度判定士制度を活用し、宅地のり面等が余震や降雨等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う宅地応急危険度判定士の組織化を図る。

第３　必要機材等の整備　【まちづくり部】

○ 市は、迅速かつ的確な判定活動が行えるよう、判定の実施に必要な機材等を整備する。

第４　マニュアルの整備　【まちづくり部】

○ 市は、迅速かつ的確な判定活動を行えるよう、活動マニュアルを整備する。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
被災建築物応急危険度判定員制度の活用	○ 被災建築物応急危険度判定員制度を活用し、震災後の余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、二次災害の発生の危険の程度の判定・表示等を行う被災建築物応急危険度判定員の組織化を図る。 ・ 登録更新時に講習の実施	まちづくり部 【建築指導課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	• 被災建築物応急危険度判定員の拡充 ＜市における被災建築物応急危険度判定員登録者数＞ １３２名（令和７年７月末現在）		
被災建築物応急危険度判定実施体制の整備	○ 速やかに建築物の危険度判定等を実施するために必要な体制を整備する。 • 被災建築物応急危険度判定実施体制の整備 • 被災建築物応急危険度判定員の登録及び講習や訓練による質の向上 • 被災建築物応急危険度判定員連絡会の実施 • チラシ、パネルを活用し、制度の周知 • 発災時のボランティア判定員の実際の判定フローの整理 • 実質的な市内被災建築物応急危険度判定計画の策定 • 調査票、判定ステッカー、建物関係書類、住宅地図等の必要備品の整備	まちづくり部 【建築指導課】	継続
被災宅地危険度判定士制度の活用	○ 被災宅地危険度判定士制度を活用し、宅地のり面等が余震や降雨等に対して、引き続き安全に使用できるか否かの判定を行う宅地応急危険度判定士の組織化を図る。 • 登録更新時に講習の実施 • 判定士の拡充 ＜市における被災宅地危険度判定士登録者数＞ 32 名（令和７年３月末現在）	まちづくり部 【都市計画課】	継続
被災宅地危険度判定実施体制の整備	○ 速やかに宅地の危険度判定等を実施するために必要な体制を整備する。 • 被災宅地危険度判定実施体制の整備（派遣・受入体制の整備、被災宅地危険度判定実施本部の体制整備） • 資機材（勾配儀、ポール、リボンテール）の購入【都市計画課】 • 他機関・他団体等への応援協力要請を盛り込んだ事前計画の検討と指示体制の確立 • 調査票、判定ステッカー、建物関係書類、住宅地図等の必要備品の整備	まちづくり部 【都市計画課】	継続
各種調査の周知と実施体制	○ 被災建築物応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査	総務部 【防災安全課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
の調整	が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知する。 ○ 公共施設の判定も視野に入れたマニュアルの整備を図る。	まちづくり部 【建築指導課】 【都市計画課】 市民部 【資産税課】	

第１６節　被災家屋調査・罹災証明書発行体制等の整備

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、被災者の生活再建支援を目的として、被災者生活再建支援システムの導入を行い、罹災証明書発行の迅速化、応援職員の受け入れの効率化を図っている。

Ⅱ．課題

○ 被災者生活再建支援システムの使用方法について、職員の熟練度が低い状況である。
○ 罹災証明書発行から被災者生活再建支援へつなぐためのマニュアルが未整備である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　被災者生活再建支援システムを用いた被災家屋調査・罹災証明書発行体制の整備【市民部】【総務部】

○ 市は、被災者生活再建支援システムを用いて、効率的な被災家屋調査・罹災証明書発行ができる体制を整備していく。

第２　罹災証明書発行から被災者生活再建支援へつなぐための体制の整備【市民部】【総務部】【各部】

○ 市は、罹災証明書発行と被災者台帳作成後、各支援を総合的に行える被災者生活再建支援体制の確立を目指す。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
住家被害認定調査	○ 住家被害認定調査の実施体制を整備する。 ・ 住家等の被害の程度を調査する際、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等の活用を検討する。 ・ 応急危険度判定の結果を住家被害の調査判定に使用する等、関係部局間との情報共有について検討する。	総務部 【防災安全課】 市民部 【資産税課】	充実
罹災証明書交付	○ 被災者生活再建支援システムの適切な運用を行う。 ・ 研修等への参加 ・ 業務内容の整理 ・ 被災者生活再建支援システムの習熟 ○ 罹災証明書交付から被災者生活再建支援に係る業務を網羅したマニュアルを作成していく。	総務部 【防災安全課】 市民部 【資産税課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	○ 罹災証明書交付訓練の定期的な実施を行う。		
罹災証明書交付連携体制【日野消防署と連携】	○ 被害状況調査体制を充実するとともに、日野消防署と市は事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る連携体制を確立する。 ○ 市が発行している罹災証明書と、消防署が発行している火災に係る罹災証明書の整合が取れるようにマニュアル整備を行う。	総務部【防災安全課】 市民部【資産税課】	充実
被災者生活再建支援業務体制の整備	○ 被災者生活再建支援関係業務を整理し、全庁的に被災者生活再建を行えるマニュアルを整備していく。 ○ 被災者生活再建支援システムの全体活用を検討する。	総務部【防災安全課】 各部	継続

第１７節　教育・保育体制の整備

Ⅰ．現在の状況

○ 市は、災害に強い安全な学校づくりを順次進め、平成28年度までに公立小・中学校の校舎と屋内運動場の耐震改修工事を全て完了している。
○ 近年の災害の多発を考慮し、公立小・中学校では、防災体制や防災教育の充実を図るため、学校防災計画等の整備・見直しを行っている。

Ⅱ．課題

○ 園児、児童、生徒の安全を第一に考えた施設・設備の安全性の確保が必要である。
○ 児童・生徒の登下校中の災害発生に備えた通学路の安全性の確保が必要である。
○ 学校防災計画は、周辺地域の特性や実情に合った計画となるよう、見直しや検証が必要である。
○ 実践的な避難訓練の実施等を行うとともに、地域と連携した防災対策が必要である。
○ 保護者への引き渡し方法、連絡体制の検証、さらなる整備が必要である。
○ 避難所としての役割を確保するため、防災用資機材の備蓄の拡充が必要である。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　園児、児童、生徒の安全確保対策　【教育部】【子ども部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、施設・設備の定期的な安全点検を実施する。また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時等にとるべき行動について、指導するとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施する等の安全確保対策を行う。

第２　防災計画等の作成、見直し　【教育部】【子ども部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、各々の防災計画や避難計画等において、安全確保を第一に周囲の開発等による環境の変化を考慮し必要な見直しを行うとともに、職員個々の分担業務の明確化を図り、実効性のある計画を作成する。

第３　実効性のある避難訓練の実施　【教育部】【子ども部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を行うとともに、地域と連携した実践的な防災訓練を行うよう努める。
○ また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えるとともに、その実効性を訓練で検証する。

第４ 保護者との連絡体制の整備　【教育部】【子ども部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、安否確認や保護者への引き渡し等を確実に行えるよう、日頃から体制を整備する。

第５　公立小・中学校における防災体制の整備　【教育部】【子ども部】

○ 市は、公立小・中学校を指定避難所としての機能を十分に提供できるように防災備蓄倉庫の設置や、応急対策活動に必要な防災用資機材等の整備を行う。

○ また、学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災用資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努める。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
自主防災組織、自治会及びＰＴＡ等関係者との協力体制の確立	○ 学校等と地域（自主防災組織、自治会等）及びＰＴＡ等との連携を図る。 ○ 地域の被災者への援助、協力体制を確立する。 ○ 指定避難所の開設・運営支援体制を確立する。	子ども部 教育部 【学務課】 【教育指導課】 市民部各課	短期
災害遺児等の対応の検討	○ 災害遺児等の対応の検討を行う。 ・ 保護者の負傷、死亡等により当面引き取りができない状況における対応の検討 ・ 遺児等となった乳幼児及び児童生徒の一時的保護の体制（被災現場から救出・保護された乳幼児等含む） ・ こころのケアの方法	子ども部 【保育課】 【子ども家庭支援センター】 教育部 【学務課】 【教育指導課】 子ども部 【発達・教育支援課】	継続
帰宅困難者の子どもの保護マニュアルの整備	○ 学校や保育園、学童クラブ等における児童・生徒等の引渡しに至る対応マニュアルを整備する。 ・ 学校においては、児童・生徒の下校後の安否確認体制を含む	教育部 子ども部	充実
帰宅困難児（私立学校等に通う子ども）の一時確保支援	○ 電車による通学・帰宅途上の子ども（小学生等）を一時的に保護する体制を整備する。 （子どもを保護・支援するための職員を帰宅困難者一時滞在施設に配置する等）	子ども部 市民部	継続
保護者等との緊急連絡体制の整備	○ 緊急連絡体制を整備する。 ・ 親族や近隣住民など、保護者以外に安全に園児、児童及び生徒を引き渡しすることが可能なリスト等	教育部 子ども部	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	の事前作成等 ○「災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック（平成 29 年東京都発行）」等を参考とし、連絡体制を整備する。 ・ 一斉メールシステム　・ウェブサイト ・ 電話　・SNS 等		
備蓄の推進及び供給体制の推進	○ 園児・児童・生徒等を保護するための職員体制と備蓄の整備を行う。 （備蓄例：水、食料、毛布、簡易トイレ等） ・ 近隣の指定避難所（学校等）からの供給体制の整備 ○ 保育園等乳児を預かる施設においては、粉ミルクや紙オムツなどの備蓄あるいは供給体制の検討を行う。 ○ 支援物資等の供給先の検討、民間事業者等との協定締結等を検討していく。	総務部 【防災安全課】 子ども部 【子育て課】 【保育課】 教育部 【学務課】 【教育指導課】	継続
危機管理マニュアルの策定	○ 大規模災害発生を想定した危機管理マニュアルの策定と訓練、見直しを行う。 ＜子ども部（策定済計画）＞ ・ 保育園防災マニュアル（防災対策の手引き）（令和４年改訂） ・ 児童館・学童クラブの災害時初動マニュアル（令和４年 12 月） ・ 放課後子ども教室「ひのっち」　ひのっちパートナー・学習アドバイザーマニュアル（平成 30 年４月） ・日野市子ども包括支援センター消防計画（令和６年５月） ＜教育部（策定済計画）＞ ・ 学校危機管理マニュアル（各学校、幼稚園）	子ども部 【子育て課】 【保育課】 教育部	充実
応急教育計画の検討	○ 大規模災害発生時における応急的な教育内容を検討する。 ・ 安全確保、避難、連絡、生活（避難所）のしかた等の指導 ・ 正しい備えと災害時の適切な行動力の確保 ・ 教科書がない場合等の応急的な教育実施方法の検討	教育部 【学務課】 【教育指導課】	継続
応急保育計画の検討	○ 大規模災害発生時における応急的な保育内容を検討する。 ・ 安全確保、避難、連絡体制	子ども部 【保育課】	継続

項目	対策内容	担当部署	期間
	• 正しい備えと災害時の適切な行動力の確保 • 職員の確保等の応急的な保育実施方法の検討		
保育園、幼稚園、学校等における避難訓練等の実施【再掲】	○ 保育園、幼稚園、学校等は、定期的に避難訓練を実施し、園児、児童、生徒及び保護者の意識向上、避難行動の質の向上を図る。	子ども部【保育課】 教育部【学務課】【教育指導課】 子ども部【発達・教育支援課】	継続

第１８節　災害廃棄物等の処理対策

Ⅰ．現在の状況

○ 市に大規模な地震が発生した場合生した場合約91万トンの災害廃棄物等の発生が想定されている。
○ また、一般廃棄物焼却施設が再稼働する間、避難所等から発生するごみについても、仮置き場が必要となる。

Ⅱ．課題

○ 市は、災害廃棄物等の除去及び処理に係る体制を検討し、円滑かつ適正な処理の推進を図る必要がある。
○ 大量の災害廃棄物等の発生に備え、都や防災関係機関との広域処理体制の確立に努める。

Ⅲ．取り組みの方向

第１　がれき等の除去体制の整備　【環境共生部】

○ 市は、都、他市町村、廃棄物関係団体と連携し、災害時の各種応急対策活動を行うため障害となる災害廃棄物等の除去方法等について、相互協力体制の構築を図る。

第２　がれき等の処理体制の整備　【環境共生部】

○ 市は、被災地域の応急対策や復旧・復興対策を円滑に行うため、最終処分量の削減を図り、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理等の体制を整備する。また、他市町村や廃棄物関係団体と調整し、災害廃棄物等の処理に係る相互協力体制の整備に努める。

第３　がれき等の処理・処分計画の作成　【環境共生部】

○ 市は東京都災害廃棄物処理計画（令和５年９月改定）に基づき、害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努める。

Ⅳ．具体的施策

項目	対策内容	担当部署	期間
近隣市区町村との応援協力体制の整備	○ 近隣市区町村との相互応援協力体制を整備し、大量の災害廃棄物の迅速かつ的確な処分を図るため「多摩地域ごみ処理広域支援実施協定書」（令和２年４月）を締結している。 • 処理量の増加に伴う対応について要検討 • 非常時の実施手順等具体的な検討	環境共生部 【施設課】 【ごみゼロ推進課】	充実

項目	対策内容	担当部署	期間
民間事業者等との協力体制の整備	○ 民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等と連携し、大量の災害廃棄物等の迅速かつ効果的な処分を図る。 • 災害時の人員、重機及び資機材等の確保 • 民間処理施設への受け入れ応援の検討 • 運搬用トラックや資機材調達のための建設業界との協定締結の推進 • 災害対応マニュアルの策定 • 日野市災害対策協力会との連携	環境共生部 【施設課】 【ごみゼロ推進課】	短期
災害廃棄物処理計画の作成	○ 大規模災害時に発生する大量の災害廃棄物に対応するための災害廃棄物処理計画を策定し、災害時に備える。 ○ 災害廃棄物処理計画の策定に応じ、「震災廃棄物等対策実施マニュアル」を適宜修正する。	環境共生部 【施設課】 【ごみゼロ推進課】	新規 短期
最終処分場の確保等の推進	○ 大規模地震時に大量に発生することが想定されるごみ等の処分場の確保を検討する。 • 多摩地区全体等、広域的な検討が必要である。	総務部 【防災安全課】 環境共生部 【施設課】 【ごみゼロ推進課】	中期

第５章　災害時の応急対策活動

第１節　災害対策本部の設置及び運営
第２節　災害情報の受伝達
第３節　消火、救助、救急活動
第４節　医療救護活動
第５節　避難対策
第６節　帰宅困難者対策
第７節　保健衛生、防疫、遺体の取扱対策
第８節　飲料水・食料・生活必需物資等の調達及び供給対策
第９節　災害時受援・応援活動
第１０節　警備・防犯対策
第１１節　ボランティア活動
第１２節　緊急輸送対策
第１３節　被災建築物等の応急危険度判定等
第１４節　ライフライン等の応急復旧活動
第１５節　教育・保育体制の整備
第１６節　災害廃棄物等の処理対策
第１７節　災害救助法関係

第５章　災害時の応急対策活動

第１節　災害対策本部の設置及び運営

第１　災害対策本部等の設置【本部事務局】【総務対策部】

１　危機管理事業所対策本部の設置

○ 本市で震度４を観測したとき、日野市危機管理基本指針（平成 18 年 12 月策定、平成 29 年３月改正）に基づき危機管理事業所対策本部を設置し市内の被害調査を行う。

２　災害対策本部の設置

○ 市長は、本市で震度５強以上を観測したとき、大規模な地震による広域火災が発生したとき、または必要と認めたときは、災害対策本部を設置して事態に対処する。設置した場合、直ちに防災関係機関に通知するとともに、災害対策本部を設置する施設（日野市防災情報センターの正面玄関及びその他の適切な場所）に「日野市災害対策本部」の標識板等を掲示する。災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、市長とする。

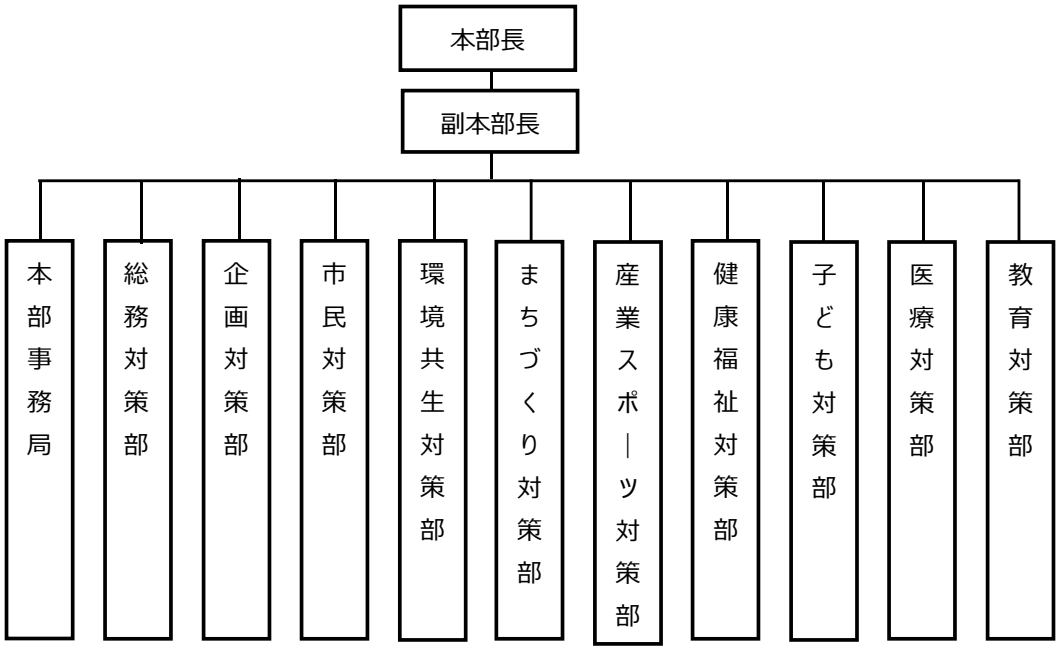
（１）災害対策本部長

○ 市長による指揮・監督が困難な場合、もしくは市長が不在で直ちに連絡が取れない場合には、次の順位により本部長の職務を代行する。

【市長不在の場合における本部長職務の代行順位】

第１順位：副市長（総務部担当副市長）
第２順位：副市長（他の副市長）
第３順位：教育長
第４順位：総務部長
第５順位：企画部長
第６順位：市民部長
第７順位：参集した部長のうち組織体制上段の部長

【災害対策本部組織図】



（２）災害対策本部の設置の進言

○ 本部員に充てられている者（以下「部長等」という。）が、本部設置の必要があると判断したときは、市長に本部の設置を進言することができる。

（３）災害対策本部の設置場所

○ 本部は、日野市防災情報センター（災害対策本部室）または、日野市役所５０５会議室に設置する。

（４）事業継続計画（ＢＣＰ）の発動

○ 本部長（市長）は、本部設置と同時に事業継続計画（BCP）の発動を宣言する。

第２　職員の動員及び参集【本部事務局】【総務対策部】【各部】

１　勤務時間内

○ 職員は、所属長の指示に従い、各々の分担業務に従事する。

○ 現場に出向いている職員は、災害鎮静後速やかに帰庁するよう努める。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従う。

２　勤務時間外（休日及び夜間）における参集

○ 職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参集することとする。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従う。

３　参集の除外

○ 次の者は、動員対象から除外する。

（１）災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能な職員

（２）その他本部長が認める職員

４　参集の報告

○ 招集を受けて参集した者は、所属部班長に速やかに、その旨を報告する。

○ 病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を所属部班長に報告する。

５　職員の全庁体制での動員

○ 職員は、必要に応じて、平時の所属にとらわれず、災害対応に従事するものとする。

第２節　災害情報の受伝達

第１　地震情報の受伝達【本部事務局】

○ 市は気象庁が提供する「緊急地震速報」を利用し、危険回避のための対応力を高める。

１　地震や津波に関する情報等の種類

○ 気象庁及び東京管区気象台が発表する地震や津波に関する情報は、次のとおりである。

（１）震度速報

（２）地震情報（震源に関する情報、震源・震度に関する情報、地震回数に関する情報）

（３）各地の震度に関する情報

（４）津波情報（各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さ、主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻、実際に津波を観測した場合のその時刻や津波の高さ）

（５）地震解説資料

２　地震や津波に関する情報等の発表基準

○ 地震や津波に関する情報の発表は、次に該当する場合に行う。

（１）都内で震度１以上を観測した場合（各地の震度に関する情報）

（２）都内で震度３以上を観測した場合（震度速報、震源に関する情報（津波注意報等が発表されない場合のみ）、震度・震源に関する情報）

（３）「東京湾内湾」及び「相模湾・三浦半島」に津波注意報等が発表された場合（津波情報、震源・震度に関する情報）

（４）地震（小地震を含む）が続いて発生している場合（地震回数に関する情報）

（５）緊急地震速報が発表された場合（強い揺れが来る可能性を知らせる情報）

（６）その他、地震に関する情報を発表することが公衆の利便を増進すると認められる場合

第２　災害時の広報【本部事務局】

○ 市は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、市及び防災関係機関が、一体となって市民に、正確な情報の提供を行うとともに、市の活動状況や被災者のニーズ等を把握し、迅速な対応を図る。

１　広報内容

（１）防災情報

○ 事実確認ができた段階で、即時性の高い媒体で繰り返し周知を行い、市民の迅速な対応、行動を促す。

ア　被害状況とその影響（特に、火災の発生状況と延焼の可能性、延焼に伴う影響等）

イ　避難指示、警戒区域や消防警戒区域の内容

（２）安心安全情報

○ 現場や避難所などの状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信する。

ア　避難所や福祉避難所等の開設情報
イ　要配慮者関連施設等の安全確認
ウ　医療救護所の開設場所等の医療情報
エ　応急給水場所の情報
オ　応急対策活動に係る情報
（ア）応急危険度判定や建物被害調査
（イ）ライフラインの復旧
（ウ）応急教育・応急保育等の連絡事項
カ　物資等配給情報
キ　交通や道路等の情報
ク　各種相談窓口や行政手続き等、業務継続関連情報

２　広報手段

○ 災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとする。

○ そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信される伝達手段を活用する。ただし、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、緊急速報メール、メール配信サービス等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信する。

○ さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組む。

（１）防災行政用無線、地域情報配信システム、Ｘ（エックス）、ライン、緊急速報メール、ｔｖｋ（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、Ｌアラート（災害情報共有システム）
（２）ホームページによる情報発信
（３）地域への周知を図るための広報車及び消防車両による巡回放送
（４）避難所でのチラシ、臨時広報紙等の配布または壁新聞等の掲示
（５）報道機関への定期的な情報提供
（６）その他あらゆる情報媒体を利用した広報

３　防災関係機関の広報

○ 防災関係機関は、各々が定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施する。特に必要があるときは、市、都及び報道機関へ広報を要請する。

４　各防災関係機関からの情報の集約

○ 市は、各防災関係機関からの情報を集約し、市民に発信する。

５　市長からの呼びかけ

○ 大規模災害時は、市の責任者として、市長自らが市民に対してメッセージを発信する。

第３　被害情報等の収集報告【本部事務局】

１　被害情報等の収集

○ 市は、災害発生時、人的被害の状況、建築物の被害状況、道路や橋りょう等の被害状況、ライフライン被害状況等のあらゆる情報を収集する。
○ 市は、災害発生後速やかに公共施設の被害状況並びに利用者の被災状況等について把握する。
○ 市及び防災関係機関は、災害発生直後において、被害の規模を推定するために、市内の被害状況を収集する。
○ 市は、防災関係機関が実施する応急対策活動の状況について、把握するものとし、防災関係機関はその状況を市へ報告する。

２　被害状況等の報告

○ 市内の被害情報等は、災害対策本部事務局が集約し、本部長に報告する。
○ 市は、把握できた範囲から被害情報を都に報告する。なお、避難指示を行った場合は、避難所開設状況等について、逐次都に報告する。
○ 都は、区市町村、都の機関、その他の防災関係機関をオンラインネットワークで結ぶ災害情報管理システムを整備し、災害発生時に、区市町等が把握した被害情報等を、迅速、正確に収集、整理し、相互に情報共有することとしている。
○ 都は、災害により被害が発生し、または被害の発生の可能性があると判断したときは、区市町等へ情報収集開始の通知をし、災害情報管理システムによる報告を依頼する。
○ 市は、依頼に基づき、被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、災害情報管理システムにより報告する。なお、被害情報がない場合は、被害なしの報告をする。

第４　通信手段の確保【本部事務局】

○ 災害発生時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生した場合には、必要な要員を直ちに現場に配置して速やかな通信の復旧を図る。
○ 災害時の通信は、地域防災無線（防災用ＭＣＡ無線）、消防救急無線、衛星電話等、あらゆる手段を活用する。
○ 加入電話を使用する場合には、回線の状況によりNTT等が指定した災害時優先電話を利用する。

第５　広聴活動【企画対策部】

○ 市は、市役所市民相談室等に臨時市民相談室を開設し、各種手続き、相談対応、要望等の意見聴取を行う。なお、広聴活動においては、要配慮者に配慮する。

第３節　消火、救助、救急活動

第１　消火活動【本部事務局】

１　消防体制の確立

（１）消防団の招集・参集

○ 市は、消防団長に対し消防団の出動を命じる。団長は、直ちに団員を被害規模に応じて動員する。

○ また、震度５強以上の地震が発生した場合は、団本部は、災害対策本部へ、各団員は、所属する消防団詰所器具置場へ、全団員がそれぞれ自主的に参集する。

○ 各団員は、参集途上において、可能な限りの被害情報を収集し、参集状況及び被害状況を指揮者に、指揮者は団長に、団長は市災害対策本部に報告する。

（２）日野消防署との連携

○ 市は、地域防災無線等利用できる通信手段により、日野消防署との連絡体制を確立する。日野消防署は必要に応じて、市に連絡員を派遣し連携を図る。

２　消防水利の確保

○ 消防水利は、消火栓及び防火水槽を基本とするが、地震等により消火栓又は防火水槽の破損等支障が生じた場合は、学校のプールや自然水利を活用し、消防水利を確保する。

３　火災状況の確認

○ 大規模な地震が発生した場合は、同時多発的に火災が発生する可能性があるため、消防団は速やかに火災の発生状況、被害状況を把握し、優先順位等を勘案してどのように対応するか決定する。

○ 市、消防団及び日野消防署は、被害情報について随時連絡を取り合い、被害の規模、状況を判断する。

○ また、現消防力での対応が困難な場合は、隣接市との協定に基づく消防団の応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請（緊急消防援助隊の要請は消防庁が行うため、市が行うのは消防団のみ）を行う。また、日野消防署は方面本部に応援要請を行う。

○ 市は、日野消防署と協力し、緊急消防援助隊の受入れを行う。

４　消火活動

○ 火災が発生した場合、消防団は、自主防災組織等とともに初期消火に努める。

○ 大規模火災、多発火災が発生した場合等、日野消防署や消防団の機能で消火が困難な場合は、日野消防署長は、方面本部に応援を要請する。

○ 消防団は、日野消防署の体制が確立した際は、日野消防署長の所轄の下に行動し、消火活動等を行う。

５　救出資器材の確保

○ 救出資機材に不足が生じる場合は、都や建設・建築業者等に要請して調達する。

第２　各主体における役割

１　日野消防署

○ 日野消防署は、事前に定めた災害時の消防計画等に基づき消火活動を優先して実施する。消防部隊の投入にあたっては、最も効果的な運用を図る。
○ 日野消防署は、被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織及び医療関係団体と連携して救助・救急活動を行う。
○ 日野消防署は、災害発生時に傷病者等の傷病程度から、処置や搬送の優先順位を判断し、適切に対応する。
○ 日野消防署は、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。
○ 日野消防署は、自衛隊や緊急消防援助隊、その他応援機関と連携した消防活動を行う。
○ 日野消防署は、市と連携を強化し、大規模災害発生時には、市の災害対策本部に本部員等を派遣し情報を共有するなど消防力を総合的に活用し、災害状況に即応した防御活動を展開し、被害を軽減するため、消防活動体制を確立し、消防の人員、資機材を活用する等、その全機能をあげて、市民の生命、身体及び財産を保護する。

２　消防団

○ 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、発災直後の初期消火や被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行う。

３　市民・自主防災組織

○ 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ出火防止に努める。
○ 市民及び自主防災組織は、発災時の初期段階で消火活動を行い、救助・救急活動を行うとともに、消防活動を実施する各機関に協力する。

４　企業等の自衛消防隊

○ 企業等の自衛消防隊は、発災時の初期消火活動として企業等内での消防活動を行うとともに、可能な限り消防活動を実施する各機関及び自主防災組織に協力し、地域との連携を図る。

第３　要救助者の捜索等【本部事務局】【各部】

○ 市は、要救助者の捜索に関しては、日野消防署、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行う。なお、要救助者の捜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡しする。

第４　惨事ストレス対策【総務対策部】

○ 消防活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
○ また、市は必要に応じて、都に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第４節　医療救護活動

第１　市立病院の活動【医療対策部】

１　市立病院における医療活動

○ 市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、都医療救護本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施する。
○ 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、衛生班・看護職班と連携し、地域における医療救護活動に努める。
○ 市立病院は、市内の医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努める。
○ 市立病院は、都医療救護本部と連携し、被災地内での応急医療活動を実施するほか、日本ＤＭＡＴの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域搬送等の広域連携における柔軟な医療救護活動を実施する。また、必要に応じて東京 DMAT とも連携を図り、応急医療活動を行う。
○ 市立病院は、災害拠点病院としての対応活動が最優先になる。
○ 市立病院は、可能な範囲で、市の医療救護班としての活動に協力する。

２　ライフライン機能の応急復旧

○ 市は、市立病院の水道施設が被災した場合、優先的な給水活動を行う。また、電力等その他ライフライン機能における復旧について、優先的な復旧措置を講じる。

第２　医療救護活動【健康福祉対策部】【医療対策部】

１　医療救護活動体制

（１）医療救護所

ア　緊急医療救護所

○ 発災直後は、緊急医療救護所を設置する。

イ　その他の医療救護所

○ 災害状況により次の場所に設置する。
（ア）被災現場
（イ）指定避難所
（ウ）指定緊急避難場所
（エ）医療機関

（２）医療救護班

○ 市は、大規模災害が発生した場合、市職員による医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣する。
○ 医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するとともに、医療関係団体や広域連携等の協力のもと、後方支援病院による重傷病者の収容、医薬品等の調達を実施する。

２　医療情報の収集伝達

（１）医療情報の連絡体制の確立

○ 市は、市災害医療コーディネーター等と連携し、医療情報の連絡体制を確立する。

（２）市内医療機関等の被災状況及び活動状況の把握

○ 市は、医療機関の被害情報を把握し、都へ報告する。

（３）市民への情報提供

○ 市は、収集した情報を関係機関に伝達するとともに、市民に広報する。

（４）都福祉保健局への応援要請

○ 市は、都に対し、救急救護の協力を要請する。

３　初動期の医療救護活動

○ 市は、災害により多数の負傷者が発生した場合、あるいはその可能性がある場合において必要と認めるとき、医師会等に対して医療救護チーム等の編成を要請する。

（１）市の初動期の医療救護活動

○ 市は、医師会の協力を得て緊急医療救護所の設置の準備を開始する。

○ 市は、医療救護スタッフが不足する場合、日野市災害医療コーディネーターを通じ、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める。

（２）日野市災害医療コーディネーターの活動

○ 日野市災害医療コーディネーターは、市が把握する被災地区の負傷者の状況及び医療機関の対応を踏まえ、医療救護チーム等の派遣や医療救護所の設置、医療機関の確保について市に対して医学的助言を行う。また、市内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請するとともに、その活動を支援する。

（３）各医療機関の活動

○ 市内医療機関等の活動は、次の表を基本として行う。

表第６　市内医療機関等の活動

医療機関等		活動内容
災害拠点病院（日野市立病院）		主に重症者の収容・治療
災害拠点連携病院		主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
災害医療支援病院	周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院	原則として診療機能を継続
	それ以外の全ての病院	慢性疾患への対応や医療救護活動を行う。
透析や産婦人科等の専門医療を行う診療所		原則として診療機能を継続
それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局		原則として医療救護活動を行う。

○ 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者については、災害拠点病院等に搬送する。

○ 医療救護所から搬送要請を受けた際には、市災害医療コーディネーターは、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。

○ 市立病院は、市災害医療コーディネーターと連絡をとりながら、救急医療救護活動を実施する。

（４）都医療救護班等の活動

○ 被災直後は、災害現場等又は、緊急医療救護所を中心とし、その後は指定避難所等における避難所医療救護所を中心とする。

４　市医療救護チームの活動

○ 市は、日野市災害医療コーディネーターの助言等により、災害時の医療救護の必要を判断した場合は、「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、医師会、歯科医会、薬剤師会に対し、医療救護チームの派遣を要請する。

○ 市は、整復師会の協力について負傷者の状況により医師会と協議のうえ決定し、要請する。

○ 医療救護チームの活動は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場等又は負傷者が殺到する病院等の近接地などに設置する緊急医療救護所を中心とし、その後は、指定避難所等における避難所医療救護所を中心とする。

５　連絡調整

○ 市は、市災害医療コーディネーターの助言を受け、医療救護活動に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

6　医療施設の収容能力の把握

○ 市は、多くの負傷者等に対応するため医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請する。

第３　日本ＤＭＡＴ、東京ＤＭＡＴ、東京ＤＰＡＴとの連携【医療対策部】【健康福祉対策部】

1　日本ＤＭＡＴ・東京ＤＭＡＴの活動

○ 市は、災害発生により多数の負傷者が発生し、現場での医療救護活動や市立病院への支援が必要と判断したときは、速やかに日本ＤＭＡＴの派遣を要請し、その活動の支援及び連携した活動を行う。

○ 市立病院は、都が各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を考慮し決定した出場先及び出場順序に基づき派遣された東京 DMAT と連携し、医療救護活動を行う。実施に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。

2　東京ＤＰＡＴの活動

○ 市は、人的・物的被害の状況、病院の被害状況、医療救護所の設置運営状況、医療機関の診療状況を踏まえ、必要に応じ東京 DPAT 活動拠点（医療対策拠点）に DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請する。

第４　医薬品、医療資機材等の調達【健康福祉対策部】【医療対策部】

1　医薬品・医療資器材等の調達

○ 救護活動において使用する医薬品等は、市が備蓄している医薬品等（市と医師会が協議し選定した医薬品等）を使用する。市は、医薬品、医療資機材等が不足する場合は、協定に基づき薬剤師会や医薬品卸事業者に対し、供給要請するとともに、都に応援の要請を行う。

2　災害薬事センターの設置

○ 市は、状況により被災地域内における医薬品、医療器具、衛生材料等の供給拠点として災害薬事センターを設置し、医薬品等を迅速に供給する。

3　血液製剤の調達

○ 市は、血液製剤が、通常方法での調達が困難となり不足する場合、都（福祉保健局）に調達の協力を要請し、確保する。

第５　救護所等からの負傷者の搬送【健康福祉対策部】【医療対策部】

○ 都及び市は、搬送手段を有する医療機関に協力を要請して緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。
○ 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都及び市が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両等により行う。
○ 都、東京消防庁、医療機関からの車両の確保を行う時間的余裕がない場合、市は人命救助を最優先させるため、負傷者を搬送するための職員等による搬送体制を確保する。

第６　配慮すべき患者等への医療の確保等【健康福祉対策部】【医療対策部】

１　人工透析患者への対応

○ 市は、都が作成した「災害時における透析医療活動マニュアル」に基づき、都と連携し、透析医療の確保に努める。

２　在宅難病患者への対応

○ 市は、南多摩保健所と連携し、在宅難病患者の状況把握に努めるとともに、都に対し医療機関及び他県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援を要請する。

３　在宅人工呼吸器使用者への対応

○ 市は、「災害時人工呼吸器使用者リスト」を基に在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、災害被害の状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
○ 市は、在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都に支援を要請する。

４　妊婦等への対応

○ 市は、医師会に協力を要請し、災害のため助産の途を失った者に対し、介助等必要な救護を行う。
○ 市は、助産への対応要請があった場合は、妊産婦や新生児の状況に応じて、市内の受入可能な助産施設や協力機関である市立病院等への搬送を調整する。

第５節　避難対策

第１　避難指示等の実施責任者【本部事務局】

１　避難指示等の実施

○ 避難のための指示は、警察及び防災関係機関の協力を得て市が行う。

○ 市は、災害が発生し、市民の身体・生命に危険が及ぶと認められるときは、避難区域を定めて、当該地区の住民に対し、次に掲げる者が避難実施のための必要な指示を行う。

表第７　避難指示等の実施責任者

実施者	災害の種類・内容	根拠
市町村長	災害全般	災害対策基本法第６０条第１項
警察官	災害全般 市町村長が指示することができないと認めるときまたは市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第６１条第１項 警察官職務執行法第４条第１項
自衛官	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第９４条第１項

※警察官は、警察官職務執行法第４条第１項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができる。

※水防管理者、消防署長又はその命を受けた職員も行うことができる。

※市長以外の者が、避難指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。

２　警戒区域の設定

○ 災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために人命の保護その他災害の防止等を図るため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第６０条第１項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地域からの退去を命じることができる。

表第８　警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するために特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第６３条第１項
警察官	災害全般	上記の場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法第６３条第２項
消防署長、消防吏員、消防団員	水災以外の災害	現場における消防または水防活動を保護するために、消防または水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的とするとき。	消防法第23 条の２ 消防法第28 条 消防法第36 条

第２　避難誘導【市民対策部】【健康福祉対策部】

１　円滑な避難誘導の実施

○ 市は、延焼火災の拡大等の危険が切迫したときは、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織的な避難誘導に努める。

○ 市は、延焼火災等により避難指示を発令したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て、指定避難場所等に誘導する。誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努める。

○ 要配慮者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、指定避難場所等へ迅速かつ安全に誘導する。

○ 学校、病院、工場、福祉施設等の管理者は、避難計画に基づき、児童、生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導する。

○ 市は、災害状況に応じて避難道路の安全を確保するため日野警察署、日野消防署の活動に消防団を協力させる。

２　避難行動要支援者の安否確認・救護

（１）情報の一元化

○ 市は、日野警察署、消防団、民生委員・児童委員及び自主防災組織等と協力し、要支援者名簿に登載された者等の安否確認、避難先、福祉ニーズ及び社会福祉施設の被害状況等の情報を一元的に把握し、救護活動を開始する。

（２）市及び地域における安否確認・救護

○ 市は、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に、特に必要があると認めるときは、避難支

援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、「避難行動要支援者名簿」（以下「要支援者名簿」という。）情報を提供する。また、要支援者名簿の提供を受け、支援する者に対しては、名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を求める。

（災害対策基本法第49条の10から第49条の13）

○ 市は、避難行動要支援者へ情報提供する場合は、一般的な方法（防災行政無線、登録制メールの配信等）だけではなく、個別の状況に応じた方法で連絡する。

○ 市は地域組織及び社会福祉関係団体等と協力して、迅速に避難行動要支援者の安全確保、安否確認、避難支援、情報提供等を実施する。

○ 市は、収集した情報を一元管理する。

○ 市は、要支援者名簿登載者以外の潜在的避難行動要支援者の把握に努め、必要な支援を行う。

（３）指定避難所における安否確認

○ 市は、指定避難所で作成した「避難者名簿」と「要支援者名簿」を突合して安否確認を行う。

（４）自宅での生活継続の可否

○ 支援者は、安否確認の結果、自宅での生活が継続できる状態（住宅の全壊、生活継続ができない程度の損壊等以外）の場合は、基本的に他の市民と同様、自宅生活を基本とする旨、説明する。

○ 市は、指定避難所等での受入れが望ましい要配慮者が把握された場合、その状況に応じて指定避難所、指定福祉避難所又は医療機関等の受入先及び移送手段を確保するよう努める。

○ 市は、断水等ライフラインの途絶による生活困難、飲料水及び食料品等の備蓄に不安がある等の問題が確認された場合は、住み慣れた自宅での生活を継続してもらうため、自主防災組織等と協力し、指定避難所等での配給品の定期的な運搬体制を構築する。

第３　避難所の開設・運営【教育対策部】【市民対策部】【企画対策部】【産業スポーツ対策部】【総務対策部】【健康福祉対策部】【子ども対策部】

１　避難所の種類と位置づけ

表第９　避難所の種類と位置づけ

種類	主な施設	位置づけ
指定避難所	市立小中学校・体育館等	災害が発生した場合に、避難者を必要な間滞在させ、又は居住する場所を確保することが困難な被災した市民、その他の被災市民を一時的に滞在させる施設。
予備的避難所	学童クラブ・児童館・交流センター・体育館等その他市立施設	災害規模に応じて、避難者を滞在させるために開設する予備的な施設。
その他施設	地区センター等	上記避難所以外の施設についても、災害状況によっては避難所として利用する。
指定福祉避難所	発達・教育支援センター、生活保健センター、子ども包括支援センターみらいく、協定締結施設	自宅や一般の避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するために、避難する施設

２．指定避難所の開設・運営

（１）避難所の開設

○ 市は、地震等による家屋の倒壊、焼失などの被害を受けた者又はそのおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため指定避難所を開設する。

○ 市は、指定避難所で避難者の収容が困難になった場合は、必要に応じて予備的避難所を開設する。

○ 避難所の開設は、自主防災組織、避難所担当職員、施設管理者等が協力して行う。

○ 原則として災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により期間を延長する場合には、市は、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

○ 避難所では、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布及び災害情報等の提供等を行うが、災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定される。このため、避難者自身が最低３日分（できれば７日分以上）の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれる。

（２）避難所収容対象者

ア　住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ　住家が被害を受ける恐れがある者

ウ　その他住家での生活が困難な者

（３）避難所の運営

○ 市は、施設管理者等（校長等）及び自主防災組織や避難者それぞれと協力して初動期の指定避難所

運営を行う。その後の運営は、自主防災組織、自治会、ボランティア等により組織される避難所運営委員会が行う。避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序維持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行えるよう努める。

○ 市は、要配慮者への対応、備蓄品の配分、断水等への対応等を配慮し避難所運営を行う。

○ 災害関連死を抑制するため、良好な生活環境の確保に努める。

（４）巡回相談等の実施

○ 市は、看護職班を中心に、関係機関と連携し、避難所等の巡回相談等を行い、要配慮者等への支援、健康チェックを行う。

３　福祉避難所等の開設、運営及び移送等

（１）指定福祉避難所の開設及び運営

○ 市は、状況に応じて福祉避難所を開設し、運営にあたる。

○ 市は、状況に応じて協定を結んだ民間施設へ避難所の開設を依頼する。

（２）対象者の選定

○ 指定福祉避難所へ移送する対象者は、原則として指定避難所において、看護職班による避難行動要支援者の福祉トリアージによって選定する。

○ 指定避難所以外でも、状況に応じて福祉トリアージを行い、より適切・迅速な福祉トリアージを行えるよう努める。

（３）指定福祉避難所等への移送

○ 市は、指定福祉避難所収容対象者が自力での移動が困難な場合、指定福祉避難所が確保され次第、福祉トリアージされた避難行動要支援者の移送を行う。

○ 巡回相談チームは、被災した要配慮者のこころのケアについて留意する。

（４）指定福祉避難所では対応できない場合

○ 市は、指定福祉避難所での受入れが困難な場合、又は指定福祉避難所での介助等の措置ができない場合は、他施設への受入れに関する調整を行う。

（５）福祉専門職員の確保

○ 市は、福祉避難所等において運営に支障を来たしている場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の福祉避難所等への派遣調整を行う。

（６）福祉避難所の統廃合、閉所

○ 市は、福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、避難所の統廃合を図る。

○ 市は、福祉避難所の統廃合についての理解と協力を求めるため、避難している要配慮者及びその家族に十分に説明する。
○ 市は、福祉避難所としての目的を達成したときは、必要な原状回復を行い、福祉避難所を閉所する。

第４　多様なニーズを持つ避難者への配慮【教育対策部】【市民対策部】【企画対策部】【産業スポーツ対策部】【総務対策部】【健康福祉対策部】

１　要配慮者及び避難行動要支援者への対応

○ 妊婦や高齢者、障害者などの中で、専門的ケアは必要ないが、配慮が必要な避難者のため、避難所内に、一般の避難者が居住するスペースとは別に思いやりスペース（福祉避難室）を設置する。
○ 要配慮者は、原則として指定避難所に避難する。市は、必要に応じ思いやりスペースへの移動を促す。
○ 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行う。その際、市は、災害から避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供する。なお、市は避難支援関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

２　避難所における要配慮者に対する支援

○ 市は、避難所運営委員会と協力し要配慮者に対する支援措置を講じる。また、必要に応じて、専門ボランティアや災害ボランティア等を派遣する。
○ 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受入れを依頼する。
○ また、福祉避難施設が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者については、都に対し、必要な措置を要請する。

３　広報活動に関する要配慮者への配慮

○ 市は次の点に留意しながら、要配慮者が支障なくサービスを受けられるようにする。
（１）放送・拡声器等の音声情報に偏らないよう聴覚障害者及び視覚障害者向け伝達手段の併用
（戸別訪問、拡大文字による情報提供、メール配信、自動音声電話等）
（２）周囲の市民に理解を得られるような配慮

４　在宅の障害者や高齢者等に対する支援

○ 市は、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行う。
○ 市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サ

ービス及び障害福祉サービス事業所を遅滞なく再開するよう働きかける。

○ 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、都に対し、必要な措置を要請する。

○ 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者の協力により実施する。

５　妊産婦及び乳幼児への配慮

○ 市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施する。

６　外国人への配慮

○ 市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施する。

○ 市は、都（生活文化局）に対し防災（語学）ボランティア等の応援を要請するとともに、災害時ボランティア支援センター、国際交流団体等に通訳等のボランティアを要請する。

第５　男女双方の視点に配慮した生活環境の確保【教育対策部】【市民対策部】【企画対策部】【産業スポーツ対策部】【総務対策部】【健康福祉対策部】

○ 避難所運営委員会においては、委員を男女同数にするよう心がけ、被災時の男女及び性的マイノリティのニーズの違い等の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を行う。

第６　指定避難所以外で生活している市民等への配慮【教育対策部】【市民対策部】【企画対策部】【産業スポーツ対策部】【総務対策部】【健康福祉対策部】

１　在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援

○ 市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や避難所外避難者等の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を行う。

２　健康対策

○ 市は、必要により巡回相談チームによる巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導する。

第７　市外避難者への対応【本部事務局】【企画対策部】

○ 市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかける。
○ また、地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行う。

第８　被災者の他地区への移送【本部事務局】

○ 市は、収容人数の関係で市内の避難所への受入れが困難なときは、他市区町村（近隣の非被災地区若しくは小被災地）への移送について、都に要請し、受入先自治体へ被災者の移送を行う。

第９　ペット等対策【環境共生対策部】

１　指定避難所における動物の適正な飼養

（１）受付

○ 市は、飼い主と協力し、同行避難したペットの受付簿を作成し、受付簿をもとに避難動物数の把握及び管理を行う。

（２）飼養の方法及び屋外での飼育

○ 避難所では、人の避難スペースの確保を第一優先とする。
○ 動物に対してアレルギーを持つ人、免疫力が低下している人、動物の苦手な人等への配慮も踏まえ、避難者の居住スペースとは別の場所で待機、飼養する。（ただし、盲導犬、聴導犬及び介助犬は除く。）
○ 被害状況等により、指定避難所敷地内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、隣接した場所に飼養スペースを確保するように努める。

２　被災動物の保護

○ 市は必要に応じ動物救護所及び臨時動物保護所を設置する。この際、必要に応じ獣医師会に対し協定に基づく支援を要請する。
○ 飼い主のわからない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護は、都や東京都獣医師会等の関係機関が協働して対策を実施する。
○ 市は、指定避難所の飼養場所において、飼い主がわからない動物を保護する場合、避難所運営委員会及び動物愛護ボランティア等と協力し、保護した日時・場所、保護動物の特徴、写真（スケッチ）等の情報を記録し管理を行う。また、都が設置した「動物救援本部」と連携し、動物保護施設への動物受入れや譲渡等の調整、引き取り先や移送先等の把握に努める。
○ 住民が飼養している危険動物の逸走の通報があった場合は、関係機関と協力して、必要に応じ、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。また、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- 住民に対する避難の勧告又は指示
- 住民の避難誘導
- 避難所の開設、避難住民の保護
- 情報提供、関係機関との連絡

第６節　帰宅困難者対策

第１　一斉帰宅の抑制【本部事務局】【企画対策部】

１　基本原則の周知

○ 市は、帰宅困難者の行動の基本原則である、「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知する。

２　帰宅困難者への必要な情報の提供

○ 市及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供等に努める。

３　生徒、学生及び従業員等の一時収容

○ 高等学校、大学、専門学校及び企業等は、災害発生時に交通機関の停止により帰宅が困難な生徒、学生及び従業員等を、施設等に一定期間収容するほか、訪問者・利用者に対しても同様の対応を行うよう努める。

第２　帰宅困難者への支援【教育対策部】【市民対策部】【企画対策部】【産業スポーツ対策部】【総務対策部】【健康福祉対策部】

１　一時滞在施設・避難場所の提供

○ 市は、災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等に滞留している帰宅困難者に対し、一時滞在施設及び避難所（駅周辺公共施設及び避難所）を提供する。

２　避難誘導及び治安維持等

○ 市は、周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行う。
○ 駅構内の滞留旅客については、JR 等の鉄道事業者が警察と連携し避難誘導を行う。
○ 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、警察、防災関係機関や企業等と連携して行う。
○ 警察は治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努める。

３　帰宅困難者の把握

○ 市は、一時滞在施設及び避難所に避難した帰宅困難者数の把握に努め、警察、JR、京王電鉄、多摩都市モノレールと十分連携を図る。

第３　情報提供【本部事務局】

○ 市は、施設管理者及び鉄道会社、バス会社等と協力して、駅、駅周辺及び帰宅困難者一時滞在施設等に交通機関の運行状況等の情報を提供する。

第４　徒歩帰宅者支援【教育対策部】【市民対策部】【企画対策部】【産業スポーツ対策部】【総務対策部】【健康福祉対策部】【本部事務局】

○ 市は、帰宅困難者一時滞在施設から徒歩での帰宅を希望する者に対して、水、食料、トイレ等を提供するとともに、事業者と連携し、帰宅困難者の円滑な徒歩帰宅を支援する。また、市有施設では市外からの徒歩帰宅途上の者に対して、水、休憩場所、トイレ等を提供する。

○ 市は、鉄道事業者、バス事業者の臨時便及び代替輸送体制の情報を入手し、広報を行うとともに、事業者と協力して徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導する。

第５　保護者等が帰宅困難となった場合の園児、児童、生徒の保護【教育対策部】【子ども対策部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、保護者等が帰宅困難となり、園児、児童、生徒を引き取ることが困難な場合においては、原則として保護者等への引き渡しを行うまでの間、園児、児童、生徒の保護に努めるとともに、必要に応じ、近隣の避難所と連携を図る。

第６　帰宅困難者の臨時輸送【本部事務局】

○ 市は、帰宅困難者が、自己の居住する地域へ速やかに帰宅ができるよう支援対策を講じ、JR、京王電鉄、バス事業者等と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討する。なお、その場合の搬送対象者は、原則として避難行動要支援者または自力での徒歩帰宅が困難な者とする。

第７節　保健衛生、防疫、遺体の取扱対策

第１　保健衛生、防疫対策【健康福祉対策部】

１　保健衛生

（１）予防対策

○ 市は、避難所での健康管理等のルール作りを行い、保健師の指導のもと、手洗い・うがい等の予防対策を実施し、消毒の徹底を図る。

（２）健康管理

○ 市は、必要に応じ健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応の周知、栄養管理指導等を実施する。

（３）水の安全確保

○ 市は必要に応じて、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、飲用に供する水の消毒や消毒の確認を行う。

（４）衛生管理

○ 市は、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じる。

（５）こころのケア

○ 市及び都は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て必要な措置を講じる。また、被災者のみならず、災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努める。

○ 市は、必要に応じ、各避難所等に巡回相談チーム（保健師・歯科衛生士・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動チーム）を派遣し、健康相談等を行わせる。

（６）食品の安全確保

○ 市は、南多摩保健所と連携し、指定避難所等における食品の安全確保や食中毒防止のための処置を行う。

（７）都の支援

○ 都は、広域的立場から、市の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援する。

２　防疫対策

○ 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、市は、被災地域の状況に応じて、的確な指導あるいは指示を行う。

○ 市は、災害時における感染症の発生を防止するため、都及び防災関係機関と密接な連携のもと、対策方針を定め、防疫対策を実施する。
○ 市は不衛生な場所について、市が保有する薬剤・資機材を使用し消毒を実施する。不足する場合は都及び薬剤師会等に調達を要請する。必要に応じ、消毒方法を周知した上で、各世帯に薬剤を配布して、各自による消毒を依頼する。また、必要に応じ民間委託業者等に依頼する。

３　感染症対策

○ 都は、「感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律」（平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号）に規定する一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、受入先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
○ 市は、インフルエンザや麻しんなどの流行状況等を踏まえ、医師会と協議して必要な場合、予防接種を行う。

４　避難所の防疫・衛生対策

○ 市は、医師会、薬剤師会と協力し防疫活動を行う。市の対応能力が不足する場合は、都に協力を要請する。
○ 市は、都と協力し、指定避難所の良好な生活環境を維持するため衛生管理活動を行うとともに、必要に応じ都に対し衛生管理に関する指導を要請する。

第２　行方不明者の把握及び遺体の取扱い【環境共生対策部】【健康福祉対策部】

１　行方不明者の把握

○ 市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の捜索に関する情報をとりまとめる等、警察及び防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努める。

２　遺体の取扱い

○ 市は、遺体の取扱いについて、適切な対応を取るため、「東京都広域火葬実施計画」に定める「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」及び「災害時における遺体の取扱いに関する共通指針(検視・検案等活動マニュアル)」に沿った棺の調達、遺体の搬送の手配、遺体の保存のために必要な物資の調達等を実施するとともに、その衛生状態に配慮する。また、必要に応じて、「東京都広域火葬実施計画」に沿って都内及び都外の市町村の協力を得て、広域的な火葬の実施に努める。

（１）実施機関

○ 市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て市が行う（災害救助法が適用され都の委任を受けた場合も同様）。

（２）通報

○ 災害現場から遺体を発見した者は直ちに警察へ通報する。

（３）遺体の収容

○ 市は、施設の応急危険度判定に基づき、警察と協議し、関係機関の協力を得て迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設する。

○ なお、多数の遺体を収容する必要のある地域等がある場合は、地域の公共施設等を臨時の遺体収容施設として開設することを検討する。

○ 市は、遺体収容施設開設後、収容受付等を行う。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察が行う遺体の検視等の業務へと引き継ぐ。

（４）検視等

○ 遺体の検視等は、警察が行う。

（５）検案

○ 遺体の検案は、都が派遣する検案班等が行う。

○ 遺体検案後、市は、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと行う。

（６）身元確認、身元引受人の発見

○ 市は、警察、歯科医会、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努める。

（７）遺体の引渡し

○ 市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し身元が明らかになった遺体を、遺族または関係者に引き渡す。この際、市と警察は協力して遺体の引き渡し作業を行う。

○ 市は、身元が不明である遺体について、遺族または関係者の早期発見に努める。

（８）身元不明者の処理

○ 市は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地、埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行う。

（９）遺体の埋（火）葬

○ 遺体の埋（火）葬及び身元不明遺体の取扱いは次により行う。

ア　災害時における死亡者の火葬は、多摩平火葬場で行う。

イ　必要に応じ「遺体の取扱いに対する心得及び遺体適正処理ガイドライン」に沿って近隣市町及び都の協力を得て、広域的な火葬を実施する。

ウ　身元の判明しない焼骨は、寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明次第遺族に引き渡す。

エ　遺体の身元が他の市町村（災害救助法適用地域）であると判明した場合は、市は、原則としてその遺族、親戚縁者または法適用地域の市町村長に連絡し引き渡す。

(10) 外国人の火葬

○ それぞれの国の葬送の習慣や、宗教上の問題もあるため、火葬においては遺族の同意を得るよう努め、引取人がいない場合は、領事機関の意向を考慮する。

(11) 広報

○ 市は、災害現場から遺体を発見した者が直ちに警察へ通報するよう、広報を徹底する。

○ 市は、死亡者に関する広報に関して、個人情報に配慮し、都及び日野警察署と連携を保ち、本庁舎、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、市民等への情報提供を行う。

第８節　飲料水・食料・生活必需物資等の調達及び供給対策

第１　飲料水等の応急給水【市民対策部】

○ 市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、１人１日およそ３リットルを目安に応急給水を行う。

１　飲料水の調達活動

○ 市は、都水道局八王子給水事務所等と連携し応急給水拠点を開設し、応急給水活動を行う。

２　飲料水の供給活動

○ 市は、次の方法により市民に対し供給する。

（１）応急給水

ア　避難所における給水

○ 市は、各避難所に応急給水所を設置し、応急給水を行う。

イ　避難所以外の市民に対する給水

○ 市は、都水道局八王子給水事務所と連携し、市内５か所に応急給水拠点を設置し、給水活動を行う。

○ 必要により、備蓄している応急給水用ペットボトルや車両に給水タンクを積載し、応急給水を行う。

（２）応援要請

○ 市は、飲料水の確保が必要なときは、災害時応援要請に基づく支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行う。

ア　給水活動の応援要請

○ 市は、都水道局及び近隣の市町村、災害協定締結自治体及び協定業者等に応援を要請する。

イ　沿道の安全確保の応援要請

○ 市は、拠点給水所等の沿道の交通の安全を確保するため、必要な場合、日野警察署に応援を要請する。

３　生活用水の供給

○ 市は、トイレや洗濯等、飲料水以外の生活用水については、協定を締結している所有者等に協力井戸（生活井戸）の開放を要請する。

第２　食料の調達・供給【本部事務局】【産業スポーツ対策部】

１　食料の調達活動

○ 市は、備蓄している食料を活用するとともに、協定を締結している企業等の協力を得て、食料及び調味料等を調達する。

２　食料の供給活動

○ 市は、自主防災組織等と連携し、調達した食料の分配または必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給する。

３　応援要請

○ 市は、備蓄している食料及び協定を締結している企業等から調達する食料のみでは市民に対し十分な供給が困難な場合は、都に応援を要請する。また、災害救助法が適用された場合は、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関して、都に供給を要請する。

○ 市は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する都の指示を受けることができない場合には、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請する。

第３　生活必需物資等の調達・供給【本部事務局】【産業スポーツ対策部】

○ 市は、備蓄している生活必需物資等並びに協定を締結している企業等から調達する生活必需物資等を市民に提供するにあたり、要配慮者や女性に配慮した提供を行う。

１　生活必需物資等の範囲

○ 生活必需物資等の範囲は次のとおりとする。

（１）寝具類　　（２）衣料品　　（３）炊事用具
（４）食器類　　（５）生理用品　（６）日用品雑貨
（７）光熱材料　（８）燃料等　　（９）その他生活に必要な物資

２　需要の把握

○ 市は、指定避難所に避難した避難者数等を把握し、物資の需要を把握する。

３　生活必需物資等の調達活動

○ 市は、備蓄している生活必需物資等を活用するとともに、協定を締結している企業等の協力を得て、生活必需物資等を調達する。

○ 更に必要な場合は、都福祉保健局に備蓄物資の放出を要請する。

○ 企業、団体からの大口の義援物資について、その都度協議して受入れを検討する。

○ 生活必需物資等は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、災害発生時の実情を考慮する。

4　生活必需物資の供給活動

○ 市は、自主防災組織等と連携し、調達した生活必需物資等を市民に供給する。

第４　食料・生活必需物資等の集積・配分【産業スポーツ対策部】

1　調達物資等の集積

○ 市は、災害発生時に物資集積拠点を設け、食料及び生活必需物資の受入体制を整える。なお、物資集積拠点はあらかじめ定めた場所の他、必要に応じ、緊急輸送道路やその補完道路等の交通の利便性を確保した場所を選定する。

2　物資集積拠点

（１）市民の森ふれあいホール
（２）日野市立南平体育館
（３）日野市役所本庁舎（特殊栄養食品ステーション設置）
（４）クリーンセンター
（５）その他被災状況に応じ指定した場所

3　物資集積拠点の開設・運営

○ 市は、選定した施設の管理者に対して、物資集積拠点の開設を要請する。開設要請を受けた施設管理者は、人員・資機材等の受入れ準備を行う。

4　調達物資等の配分

○ 物資の配分は、原則として避難所で実施する。
○ 在宅避難者や避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施する。
○ 避難所における配給は、自主防災組織等の協力を得て行う。
○ 市は、福祉施設等から食料の配給要請があった場合、食料を調達・供給・運搬を行う。
○ 要配慮者に対し配布する特殊栄養食品については、栄養士班の助言を得て行う。

5　義援物資の受入れ

○ 個人等から提供される義援物資は、受け付けないことを基本とする。
○ 企業等から寄せられる物資については、物資の種類、数量、輸送手段の有無等の必要事項を確認のうえ、被災者の物資ニーズを踏まえ、物資集積拠点等で受け入れる。

第９節　災害時受援・応援活動

第１　災害時応援要請【本部事務局】

１　相互応援協定等に基づく応援要請

○ 市は、災害時の各種相互応援協定に基づく応援要請を行うときは、その協定の定めに従い、必要物資、資機材、人員等の派遣を要請する。（詳細は「日野市災害時受援応援計画内で定める。）

○ なお、市は、応援を要請する際には、必要な事項を明らかにし、原則として文書により応援を要請する。

（１）被害の状況
（２）応援の種類
（３）応援場所及び応援場所への経路
（４）応援の期間
（５）その他応援に必要な事項

２　関係団体、企業等への応援要請

○ 市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、関係団体及び企業等に対して、各種協定に基づく応援要請を行う。

３　国等への応援要請

○ 市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、国等に対して、災害対策基本法等、関係法令等に基づく応援要請を行う。

第２　災害時応援の受入れ【総務対策部】

１　受援総括班の設置

○ 市は、応援の受入調整、受援状況の管理など受援に関する総合調整のため受援総括班を設置する。

２　受援業務担当窓口の設置

○ 市は、災対各部に受援業務担当を配置する。

３　応援の受入体制

○ 市は、応援部隊に対し、活動拠点を開設し、受入体制を整える。

（１）情報の提供と応援手段の協議

○ 応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートの選定や活動拠点に関する協議・検討をする。

（２）応援部隊の誘導等

○ 市はあらかじめ周知している活動拠点が被災等により使用できず新たな活動拠点を設置する場合には、応援部隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援部隊を誘導する。

○ また、事前にヘリコプター臨時離発着場等の防災上重要な拠点に、上空から識別できる表示をするよう努める。

（３）応援部隊の活動

○ 市は、応援部隊の活動について必要な統制、調整を行う。

（４）応援部隊の災害時応援活動拠点

○ 市は、応援部隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとするが、被災状況その他の事由により、その使用が困難なときは、迅速にその受入施設を選定し、自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等に対して、周知する。

４　他自治体職員の受入体制の整備

○ 市は、応援職員の受入れにあたり、活動スペースや作業計画、資機材、執務環境を整えておく。

５　海外からの支援受入

○ 市は国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その受入れと円滑な活動の支援に努める。

第３　自衛隊の派遣要請【本部事務局】

○ 本部長（市長）は、自衛隊による応急措置が必要と認めるとき、災害対策基本法第 68 条の３に基づき、都知事に対して自衛隊の派遣要請を要求する。

○ 本部長（市長）は都知事に対して自衛隊の災害派遣要請を行うときは、文書により依頼する。

○ ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きを行う。

１　災害の情況及び派遣を要請する事由
２　派遣を希望する期間
３　派遣を希望する区域及び活動内容
４　その他参考となるべき事項

第４　自衛隊の受入れ【本部事務局】

１　災害派遣部隊の受入れ

（１）他の災害救助復旧機関との重複の排除

○ 市は、自衛隊が他の災害救助復旧機関と重複せず、最も効率的に作業できるよう配慮し、依頼する。

（２）作業計画及び資機材の準備

○ 市は、自衛隊に対し作業を要請し、または依頼する場合、先行性のある計画を立て、作業に必要な、資機材の準備を整え、諸作業に関係のある管理者の了解を得られるよう配慮する。

（３）自衛隊との連絡窓口の一本化

○ 市は、派遣された自衛隊との連絡調整窓口を災対本部事務局に置く。

（４）都への活動報告

○ 市は、自衛隊の活動状況等を随時報告する。

２　経費の負担区分

○ 災害派遣部隊が活動に要した次に列挙する経費は、東京都地域防災計画に基づき、原則として市が負担するものとし、２ 以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

（1）派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費

（2）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料

（3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等

（4）天幕等の管理換に伴う修理費

（5）その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する

第５　警察災害派遣隊の要請及び受入れ【本部事務局】

○ 警察災害派遣隊が派遣される場合、日野警察署と連携し、その円滑な受入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図る。

第６　緊急消防援助隊の受入れ【本部事務局】

○ 緊急消防援助隊が派遣される場合、日野消防署と連携し、その円滑な受入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図る。

第７　日本ＤＭＡＴ等の要請及び受入れ【医療対策部】

○ 市は、災害の程度により必要がある場合は、都に対して医療救護の協力を要請するとともに、日本DMAT の派遣を要請する。日本ＤＭＡＴを要請した場合は、市立病院と連携し、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援する。

第８　緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）、情報連絡員（リエゾン）の要請及び受入れ【本部事務局】

○ 市は、災害による重大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、国（関東地方整備局）に情報連絡員の派遣を要請する。

○ 国は、市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し、情報交換を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）を派遣する。なお、国は、市の被害状況等を勘案し、必要と認める場合は、要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援を行う。

○ 市は、国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）が派遣される場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援する。

第９　都、他の市町村への応援要請【本部事務局】

○ 本部長（市長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第 68 条基づき、都知事に対し応援の要請を行う。応援要請又は職員の派遣要請は、応援の内容等を明らかにした上で文書により行うが、緊急の場合は、電話、都防災行政無線・東京都災害情報システム（DIS）等で要請し、後日文書を送付する。

○ 本部長（市長）は、必要と認めるとき災害対策基本法第 67 条及び災害時相互援助協定等に基づき、協定市、又は他の市町長に対し応援の要請を行う。他の市町村への応援要請は、「都への応援要請」に準じて行う。

第１０節　警備・防犯対策

第１　警備態勢の確立【本部事務局】

○ 日野警察署は、現場警備本部を設置して指揮態勢をとり、警備態勢を確立する。

○ 日野警察署長は、最高警備本部長又は方面警備本部長から特に命令のない限り、管内の災害に対し、一般事務の処理に必要な最小限度の要員を除いた全員をもって部隊を編成し、被災地域の警備に当たる。

第２　応急対策活動の実施【本部事務局】

１　情報の収集・連絡

○ 日野警察署は、災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡する。

２　交通対策

○ 日野警察署は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、応急対策活動が円滑に行われるように、災害の被害規模等の状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施する。

３　防犯対策

○ 日野警察署は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行う。

○ 日野警察署は、自治会及び自主防災組織、自主防犯組織、防犯協会等と連携・協力し、犯罪抑止のための巡回パトロールを行う。

４　災害時便乗した犯罪防止

○ 日野警察署は、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努める。

５　避難所における秩序維持・犯罪の抑制

○ 日野警察署は市と連携し、避難所での、女性や子どもに対する暴力や性犯罪等の犯罪抑止のための防犯パトロールや女性警察官による相談の実施を行う。

第１１節　ボランティア活動

第１　日野市災害時ボランティア支援センターの開設【健康福祉対策部】

○ 大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、市は、日野市社会福祉協議会にボランティア活動やその受入れ等の事務を行う日野市災害時ボランティア支援センターの開設を要請する。

○ 市は、日野市社会福祉協議会との協定に基づき、日野市災害時ボランティア支援センターの設置及び運営等を支援する。

第２　一般ボランティアの受入れ【健康福祉対策部】

１　実施機関

○ 災害時におけるボランティア活動に係る事務は、日野市災害時ボランティア支援センターが行う。

２　日野市災害時ボランティア支援センターの位置づけ

○ 日野市災害時ボランティア支援センターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアニーズの把握、ボランティアの募集、受入れ、作業配分、派遣等の活動全般に関する事務を行うものとする。

○ また、市はボランティアの活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとする。

３　活動拠点の確保

○ 市は、災害時ボランティア支援センターとして公共施設の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行う。

４　日野市災害時ボランティア支援センターの運営等

○ 日野市災害時ボランティア支援センターの開設及び開設後の運営等については、市と市社会福祉協議会が協議して別に定めるものとする。

５　ボランティアコーディネーターの派遣要請

○ 市社会福祉協議会は、東京都社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会へ、ボランティアコーディネーターの派遣要請を行う。

６　一般ボランティアを必要とする場合の手続き

○ 一般のボランティアの支援を必要とする場合、必要な人数及び活動内容を明らかにし、日野市災害時ボランティア支援センターに対し、派遣を依頼する。

７　海外ボランティア受入体制

○ 市は、都から海外ボランティアの受入れの打診があった場合、被災の状況、被災者支援の活動状況を総合的に判断し、都知事へ回答する。

○ 海外姉妹都市等から本市へ直接打診を受けた場合、市は、被災の状況、被災者支援の活動状況を総合的に判断し回答する。

第３　一般ボランティアの活動【健康福祉対策部】

○ 日野市災害時ボランティア支援センター及びボランティアコーディネーターとボランティア活動が円滑に行われるよう随時、情報交換を行う。

○ 主要な活動内容は次の通りである。

１　災害情報、生活情報、安否情報等の収集及び伝達
２　避難所の運営補助及び避難所生活者の支援（避難所運営の補助、情報伝達、飲料水・食料・生活必需品等の配給、炊き出し、清掃、救援物資の仕分け・配送等）
３　物資集積拠点における支援物資の搬入・搬出、仕分け、配送・輸送等
４　要配慮者の支援（在宅要配慮者の安否確認、生活支援等）
５　外国人の支援（日本語の不自由な外国人の通訳、安否確認、生活支援等）
６　臨時動物救護所及び避難所におけるペットの飼養管理・衛生管理の指導
７　その他被災者等の支援のために必要な活動

第４　専門ボランティアの派遣要請【健康福祉対策部】

○ 専門ボランティアには、都が「東京都防災ボランティアに関する要綱」に基づき登録しているボランティア、東京消防庁災害時支援ボランティア及び赤十字ボランティア等がある。

○ 市は、都に対し東京都防災ボランティアの受入要請を行う。

○ 専門ボランティアの主要な活動内容は次の通りである。

１　福祉ボランティア（手話通訳・介護等）
２　医療ボランティア（医者・看護師等）
３　教育ボランティア
４　避難所炊き出しボランティア
５　技能・労力提供ボランティア（建物判定・輸送等）

○ 市は、専門ボランティアが不足する場合、ホームページ等で呼びかけを行う。

第５　市民活動団体等の活動に関する支援【企画対策部】【健康福祉対策部】

○ 市は、市民活動団体とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動の実施を図るため、被災状況に応じたボランティアニーズを把握し、市民活動団体へ情報提供を行う。

○ その上で、市民活動団体の専門性を活かした支援活動が実施できるよう、連携・調整を行い、その活動に必要な場所、資機材等の確保に対する支援に努める。

第１２節　緊急輸送対策

第１　被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施【まちづくり対策部】

１　警察

○ 警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

○ また、緊急交通路等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、応急対策活動の実施に著しい支障を生じる恐れがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ、当該車両その他の物件を道路外へ移動させる等の措置命令を行う。

２　自衛官及び消防吏員

○ 災害派遣部隊の自衛官または消防吏員は、警察官がいない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件を道路外へ移動させる等、必要な措置を命令するほか、物件の所有者がその現場にいない場合は、当該移動措置を行う。

○ 当該措置命令、または移動措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知する。

３　道路管理者

○ 道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合において、道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡、その他必要な措置を講じるものとする。

第２　交通情報の把握【本部事務局】

１　交通情報の収集等

○ 警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し情報を収集する。

２　交通情報の広報

○ 警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めるとともに、市へ迅速に情報提供を実施する。

○ また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民へ周知に努めるほか、ヘリコプターによる広報並びに市の協力を求める。

第３　緊急道路の復旧等【まちづくり対策部】

１　国の措置

○ 国は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡視を実施す

るとともに、道路情報の収集に努める。この情報を基に、必要に応じてう回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努める。また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示する。その場合、緊急輸送路の確保を優先する。

２　都の措置

○ 都は、災害協定業者等の協力のもと、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努める。
○ また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行う。
○ さらに、都管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行う。

３　市の措置

○ 市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施する。
○ また、日野市災害対策協力会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

４　障害物の除去及び緊急輸送路の指定

○ 道路管理者は、災害対策基本法第７６条の６第１項に基づき、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、区間を指定して当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者（以下、「車両の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動すること、その他必要な措置をとることを、書面の提示または口頭で命じることとする。
○ 市は、日野警察署、各道路管理者、日野市災害対策協力会等と協力し、第１順位道路、第２順位道路を中心に順次、２車線の車両走行帯を確保する。
○ 市は、災害時の緊急輸送活動を円滑に実施するため、次の基準により第１順位、第２順位道路を中心として緊急輸送路の指定・確保を行う。
（１）被災地域と非被災地域を結ぶ主要路線
（２）市内の指定避難所、救護所、医療機関、各防災関係機関、物資集積拠点に通じる路線

第４　緊急輸送の範囲【産業スポーツ対策部】

○ 市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとする。
　１　消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、資機材の搬送
　２　被災者の救出救助、医療救護のための対策要員、資機材の搬送
　３　被災者の避難のための対策要員、資機材の搬送

４　その他初動期の応急対策に必要な応援要員、物資の搬送
５　災害拠点病院等へ搬送する負傷病者、要配慮者の搬送
６　飲料水、食料等生命維持に必要な物資の搬送
７　救助物資、生活必需品等の搬送
８　拠点施設の応急復旧のための要員及び資機材の搬送
９　遺体の捜索及び処理のための物資及び遺体の搬送
１０埋葬のための物資の搬送
１１その他災害対策に必要な要員及び物資の搬送

第５　緊急通行車両の確認手続き【総務対策部】

１　緊急輸送体制の確立

○ 市は、所有する車両を充てるほか、市内運送会社や東京都トラック協会の協力等により輸送車両を確保し、緊急輸送体制を確立する。また、不足する場合は、都に対し応援要請を行うものとする。

２　緊急通行車両の種類

○ 緊急通行車両は、災害対策基本法第５０条第２項に規定する災害応急対策の実施責任者、またはその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とする。

（１）災害対策基本法第 50 条第１項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
（２）道路交通法第 39 条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
（３）医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
（４）医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
（５）患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
（６）建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
（７）災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
（８）災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
（９）緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
（１０）歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
（１１）報道機関の緊急取材のため使用中の車両
（１２）災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であって特別の自動車番号標を有している車両
（１３）交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両
（１４）災害時応援の車両

３　緊急通行車両の確認

○ 災害対策基本法第７６条第１項に規定する緊急通行車両であることの確認並びに同法施行令第３３

条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次に依る。

（１）事前届出手続き

○ 市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ都公安委員会に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとする。

（２）交付手続き

○ 災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要が生じたときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を警察または交通検問所に提出し、標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとする。

○ 市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要となった車両については、都公安委員会に交付申請を行う。

第６　ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保【総務対策部】【産業スポーツ対策部】

○ 救助・救急の搬送のためのヘリコプター災害時臨時離着陸場は、都総務局に候補地として登録している場所のうちいずれか、あるいは全ての施設とする。

○ 市は、ヘリコプター輸送の必要があると認める時は、候補地として登録している場所、その他の場所に災害時臨時離着陸場の開設を都に要請する。

○ また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、特に緊急を要する場合は、ヘリコプターによる輸送を都、自衛隊等防災関係機関に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努める。

○ 市は、ヘリコプター災害時臨時離着陸場の運営にあたる。

第１３節　被災建築物等の応急危険度判定等

第１　被害家屋数の把握【市民対策部】【まちづくり対策部】

○ 市は、市内の震度分布、建築年が古い家屋の分布及び火災の発生状況等に基づき、サンプリング調査を実施し、被害家屋数を推定する。

第２　市有建築物の応急措置【各部】

○ 市は、災害時の拠点・指定避難所となる市の施設を中心に、二次災害を防止するため、早急に点検作業を行い、施設を使用できないと判断した場合は、安全措置を講じた上で施設を閉鎖する。

第３　被災建築物の応急危険度判定【まちづくり対策部】

１　建物対策

○ 市は、余震等による建築物の倒壊等の二次災害を防止するため、判定員を活用して被災建築物等に対して応急危険度判定を速やかに行い、その判定結果を示す。必要に応じて市民に説明するなどの応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

２　被災建築物の応急危険度判定の実施体制の確立

○ 市は、被災建築物応急危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置し、事前に登録された応急危険度判定員に参集を要請するとともに、必要により、都へ派遣を要請する。
○ 民間の住宅については、判定の対象となる住宅が非常に多数に上ることが想定されるため、防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の協力により行う。
○ 市は、東京都の防災ボランティアとして登録されている市内在住在勤の応急危険度判定員（地元判定員）に協力を依頼するとともに、他区市町村及び道府県の応急危険度判定員（応援判定員）の派遣を都に要請する。
○ 市は、地理に不案内な他区市町村及び道府県の応急危険度判定員（応援判定員）の活動が円滑に行えるよう、受入体制の整備や判定活動にあたっての指示・指導等の対応にあたる。

３　応急危険度判定の実施

○ 市は、早急に点検作業を行い、必要に応じ、応急危険度判定を実施する。
○ 判定が困難な場合、都に判定実施の支援を要請する。
○ 応急危険度判定員が不足する場合、他団体への協力を要請する。
○ 被災建築物の判定は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度判定必携」に従い実施する。

第４　被災宅地の応急危険度判定【まちづくり対策部】

１　宅地対策

○ 余震及び降雨による造成地（斜面の盛土、切土等の土地の造成行為を行い宅地として整備した土地）の崩壊がもたらす二次災害を防止するため、宅地判定士を活用して、被災宅地に対しては宅地危険度判定を速やかに行い、その結果を地域住民へ説明し、必要に応じ危険表示の設置または二次災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

２　被災宅地の応急危険度判定の実施体制の確立

○ 市は、都に被災宅地危険度判定士の派遣を要請するとともに、被災宅地危険度判定士の受入体制及び作業体制を確立するために、被災宅地危険度判定実施本部を設置する。

３　応急宅地危険度判定の実施

○ 市は、被災宅地危険度判定士と協力して、被災宅地の危険度判定を実施する（概ね災害発生後３日目～10 日目まで）。

○ 宅地造成等規制法第２条第１号に規定する宅地（農地、採草放牧地及び森林ならびに道路、公園、河川その他公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地）のうち、住居である建築物の敷地及び危険度判定実施本部長が危険度判定の必要を認める建築物の敷地ならびにこれらに被害を及ぼすおそれのある土地を対象とし、調査票に定められた判定基準により客観的に判定する。

第１４節　ライフライン等の応急復旧活動

第１　上水道施設

○ 都水道局（八王子給水事務所）は、災害用指定配水池や主要送配水管路等の水道施設の被害状況を調査するとともに、応急復旧計画を作成し、計画に基づいた応急復旧工事を行う。

１　情報提供

○ 災害発生時または発生のおそれがある場合は、市民や防災関係機関に対し、都水道局（八王子給水事務所）関連施設の状況や対応について情報提供を行う。

２　被害状況の調査及び復旧計画の作成

○ 都水道局（八王子給水事務所）は、災害時、速やかに水道施設の被害状況を把握し、応急復旧優先順位を考慮した応急復旧計画を作成する。

３　応急復旧業者への協力要請

○ 都水道局（八王子給水事務所）は、応急復旧工事を迅速に実施するため、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時は、契約等に基づき応急復旧工事を依頼する。

４　応急復旧

（１）送配水管等の復旧

○ 送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に、主要な配水管等を順次復旧する。また、仮設配水管は、主要送配水管の応急処置が困難な場合に布設する。

（２）応急給水用資器材の貸与

○ 都が指定する消火栓に設置する応急給水用資器材を市に貸与する。

（３）給水管の復旧

○ 都水道局は、公共避難所、病院、学校、その他の公共施設等から順次量水器（上流側）までを復旧させる。

第２　下水道施設【環境共生対策部】

１　公衆衛生の保全

○ 災害時における公衆衛生の保全を図るため、避難所、病院等の防災拠点から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行う。

２　浸水被害の防除

○ 災害時における浸水被害の軽減を図るため、避難所、病院等の防災拠点における雨水の排水が可能となるように、管路状況を確認し、適切に対応する。

３　応急対策

（１）管きょ等

○ 市は、緊急輸送路を地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没及びマンホールの浮上等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

（２）工事現場

○ 市は、工事中の箇所においては、請負者との緊密な連携の下、速やかに被害状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。

○ 市は、避難路等での工事箇所について、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。

（３）有害物質等の下水道への流入事故時の対応

○ 市は、石油毒物等の有害物質が下水道に流入する事故が発生したときは、消防署に通報し、東京都流域下水道本部に流入状況を報告するとともに、事業所に対し、下水道への排出を防止するための応急の措置を講ずるよう指導する。

○ 市は、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

４　復旧対策

○ 市は、緊急調査で判明した被害について、必要に応じ都流域下水道本部と協力し、詳細な被害の状況を把握・整理し、汚水の流下機能を確保するための復旧を行う。

○ 市は、市所有の資機材を使用するほか、日野市災害対策協力会等に協力を要請する。

○ 市は、工事施工中の箇所について、工事請負者に被害を最小にとどめる措置を行わせる。

５　広報

○ 施設の被害状況及び復旧の見込みについて、広報を実施し利用者の生活排水等に関する不安の解消に努める。

第３　電力施設【本部事務局】

１　被害状況の早期把握

○ 被害状況の早期把握が、今後の復旧体制に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

２　電力施設の機能維持

○ 災害により、電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持する。

３　危険予防措置

○ 災害時においては、原則として送電は維持するが、円滑な応急対策活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じる。

４　応急復旧

○ 応急復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかわる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先するが、各施設の被害状況や復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の大きいものから行う。

５　広報

○ 感電事故並びに漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定について、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車等を通じて広報する。

第４　都市ガス施設【本部事務局】

１　震災時の初動措置

○ 東京ガスグループは、官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報等を収集するとともに、事業所設備等の点検を行う。また、LNG 基地、整圧所における送出入量の調整又は停止を行うとともに、ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化、その他状況に応じた措置を行う。

２　応急措置

○ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、次の応急措置を行う。

（１）施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。

（２）地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。

（３）ガスの供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める。

（４）その他現場の状況により適切な措置を行う。

３　復旧作業

○ 供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ行う。

４　広報

○ 災害時発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

第５　液化石油ガス（ＬＰガス）施設【本部事務局】

○（一社）東京都 LP ガス協会日野支部は、災害時には、次の対策を行う。

１　臨時供給

○ 避難所等への炊き出し用の臨時供給を行うため、迅速に対応する。

２　応急供給

○ 災害発生後から１４日以内を目標に安全確認検査を行い、使用可能な設備は、順次供給を再開する。なお、公共施設等は、発災直後から応急供給を行う。

３　応急復旧

○ １４日以後には、供給を全面再開できるよう、応急復旧活動を実施する。

第６　電話（通信）施設【本部事務局】

１　応急措置

○ 災害により、通信施設に被害が生じた場合、または異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施する。

（１）通信の利用制限

○ 災害等が発生し、著しい通話の輻輳が発生した場合は、重要通信を確保するため、規定に基づき通話の利用制限等の措置を行う。

（２）緊急通話の確保

○ 防災関係機関等の通信を優先的に確保する。（災害時優先電話）

（３）公衆電話の臨時措置

○ 災害救助法が適用される規模の災害等が発生し、かつ広域停電が発生している場合、被災地の被害状況や通信の著しい輻輳状況等を勘案し無料で公衆電話を利用できるようにする。

○ 指定する避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

（４）災害用伝言ダイヤル「１７１」等の提供

○ 災害発生により著しく通信の輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言

ダイヤル「１７１」等を速やかに提供する。

（５）災害対策機器の設置

○ 災害等発生により施設が壊滅的な損傷を受けた場合、災害対策機器により通信の確保に努める。

２　応急復旧

○ 災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、迅速・適切に実施する。

○ 被災した設備等の復旧にあたっては、被災者の生活を第一に考え速やかに実施するとともに、防災関係機関等と連携し、早期復旧に努める。

○ 災害等により被災した重要通信を確保する機関の通信回線等の復旧は、あらかじめ定められた復旧を優先する機関より実施する。

３　広報

○ 災害発生時の応急復旧状況をテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により周知を行う。

第７　鉄道施設【本部事務局】

○ 市内鉄道事業者、（ＪＲ、京王電鉄、多摩都市モノレール）は、災害発生と同時に運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図り、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持する。

１　初動措置

（１）旅客に対する広報

○ 乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、または列車指令からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送し、混乱等の発生を防止する。

○ 駅長は、地震被害の状況を考慮し、旅客及び公衆の動揺、混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての放送を行い、周知に努める。

（２）避難誘導

○ 乗務員は、列車または線路建造物の被害もしくは二次災害の発生危険が高いと予測したとき、またはその他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに旅客を安全な地点に誘導する。

○ 駅長は、地震の規模、二次災害の発生の危険、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、避難行動要支援者を優先誘導し、混乱を生じないよう配慮する。

○ 駅周辺の火災その他の被害状況が著しく、駅構外への避難が危険と認められるときは、一時的に構内の安全な場所へ避難誘導する。

（３）救護措置

○ 被害の状況により救護所を開設し、防災関係機関、運行本部、隣接現業機関及び医療機関の救援を要請する。

（４）連携

○ 災害発生時には、市及び防災関係機関並びに医療関係機関と密接な連携体制を確立して、被害を最小限に止めるよう努める。

２　応急復旧

○ 復旧は重要度の高い線区等、優先度を定め迅速な仮復旧を実施する。また、食料、その他非常緊急に関わるものの輸送を可及的速やかに行えるよう努める。

第１５節　教育・保育体制の整備

第１　園児、児童、生徒の保護対策【教育対策部】【子ども対策部】

○ 保育園、幼稚園、学校等は、災害時においては、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の保護に努める。

１　保育園、幼稚園、学校等の対応

○ 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の生命・身体の安全確保を図り、原則として、安全が確認できるまでは保護するものとし、安全が確認された後に保護者等へ引き渡す。
○ また、公共交通機関の運行中止等により保護者等が帰宅できない場合は、引き続き保護する。
○ 保育園、幼稚園、学校等は、速やかに初期消火及び救助・救急活動等の体制を整え、応急対策活動を実施する。

２　教職員等の対処、指導基準

○ 教職員等は、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の安全確保を図ったあと、避難誘導を行う。その後、安全が確認できるまで、引き続き保護に努める。
○ 障害のある園児、児童、生徒については、介助できる体制を整えて対応する等、十分に配慮する。
○ 園児、児童、生徒の避難誘導にあたっては、氏名・人数等を把握し、異常の有無等を明確にし、確実に指示する。
○ 園児、児童、生徒の保護者等への引き渡しは、防災計画や避難計画等に基づき確実に行う。
○ 園児、児童、生徒が遠距離通学や交通機関の遮断、留守家庭等の理由で帰宅できない場合は、氏名・人数等を確実に把握し、引き続き保護する。
○ 教職員等は、園児、児童、生徒の安全を確保した後、必要な応急対策活動にあたる。

３　園児、児童、生徒の対応

○ 園児、児童、生徒は、自らの身の安全を確保する。

第２　被害状況等の把握【教育対策部】【子ども対策部】

○ 市は、災害発生後速やかに保育園、幼稚園、学校等における園児、児童、生徒の被災状況並びに施設の被害状況を把握する。
○ また、災害情報の提供に努めるとともに、状況に応じた安全対策、応急対策活動等の実施について指示する。

第３　避難所の開設【教育対策部】【子ども対策部】

○ 避難所の開設においては、その利用が長期化した場合も見据え、可能な限り学校教育等の再開を視野に入れた受入れを行う。
○ 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力

する。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受入れ等を行う。

○ 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導する。

○ また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じる。

第４　応急教育の実施【教育対策部】【子ども対策部】

１　応急教育の実施機関

○ 幼稚園、学校等は、教育の早期再開に取り組むため、速やかに園児、児童、生徒並びに教職員等の安否確認を実施し、教育施設及び学用品等を早期に確保する等、応急教育の円滑な実施体制を整備する。

○ 私立幼稚園等における応急教育は、設置者が実施する。

○ 公立幼稚園、小・中学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。

○ 都立学校における応急教育は、都教育委員会が実施する。

２　被害状況の把握及び報告

○ 私立幼稚園等、公立小・中学校及び都立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、施設設備の被害状況や園児、児童、生徒の被災状況を把握し、市及び市教育委員会並びに都教育委員会に報告する。

○ また、市及び市教育委員会は、私立幼稚園等、公立幼稚園、小・中学校及び都立学校の施設設備の被害状況や園児、児童、生徒の被災状況を把握する。

３　応急教育の実施

○ 市及び都教育委員会等は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用や児童、生徒の学習環境の整備を図る。

（１）被害箇所や危険箇所の応急修理

○ 被害箇所や危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図る。

（２）学校施設の相互利用

○ 授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用する。

（３）仮校舎の設置

○ 校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図る。

（４）公共施設の利用

○ 被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設等を利用して、授業の早期再開を図る。

（５）学用品の確保

○ 応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量の把握に努め、学習環境の整備を図る。

（６）園児、児童、生徒の心的症状の対応

○ 幼稚園、学校等は、被災後に園児、児童、生徒の心的症状に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、相談体制を整備する。

第５　応急保育の実施【教育対策部】【子ども対策部】

１　応急保育の実施機関

○ 保育園や児童館、学童クラブ（以下「保育園等」という。）は、保育の早期再開に取り組むため、施設等の安全確認を実施し、速やかに実施体制を整備する。
○ 市立保育園における応急保育は、市が実施する。
○ 私立保育園等における応急保育は、設置者が実施する。
○ 児童館・学童クラブにおける応急保育は、指定管理者または委託業務受託者が実施する。
○ ひのっちにおける応急保育は学校の指示に従い実施する。

２　被害状況の把握及び報告

○ 保育園等は、応急保育の円滑な実施を図るため、施設設備の被害状況を把握し、市に報告する。

３　応急保育の実施

○ 保育園等は、職員を把握し、園児、児童の被災状況を調査し、その結果を市に連絡し、応急保育体制の整備に努める。
○ 市は、情報及び指令の伝達を迅速に行い、保育園等はその指示事項に基づき応急保育を実施する。
○ 応急保育が可能な施設は、臨時の編成を行い、被害の状況に合わせた応急保育を実施する。
○ 施設が被災し、応急保育の再開が困難な施設は、近隣の保育園等と連携し、臨時の応急保育を実施する。
○ 被災し、通園できない園児、児童については、地域の実情を把握し、できる限り早期に応急保育ができる体制をとる。
○ 保育園等は、園児、児童の心的症状に対応するため、児童相談ケースワーカーや関係機関の協力のもと、相談体制を整備する。

４　学童クラブ及び児童館等の再開

○ 市は、施設が被害を受け、使用できない場合、学童クラブ等の実施場所を、学校の校舎、公共施設等に確保する。

第６　養護を要する園児、児童、生徒の保護体制【教育対策部】【子ども対策部】

○ 市は、避難所における養護を必要とする園児、児童、生徒の実情を把握する。

○ 養護を要する園児、児童、生徒を、避難所等で措置した場合は、都に報告し、今後の対応について協議する。

第１６節　災害廃棄物等の処理対策

第１　障害物の除去【環境共生対策部】【まちづくり対策部】

○ 市は、災害が発生したとき、または二次災害が発生するおそれがあるとき、応急措置を実施するため支障となる工作物等の除去を行う。
○ 被災状況を勘案し優先順位を定め、迅速に実施する。

１　実施主体

○ 私有財産である民間住宅等の解体は原則として所有者がその責任において行う。ただし、個人住宅や中小事業所等（住居兼事業所である場合等を含む）であって、自らの資力では被災家屋の解体・撤去ができない場合や、解体・撤去の遅れが復興の妨げとなるような場合で市長が必要と認めるとき、事業者に要請し、被災住宅等の解体・撤去を行う。市のみで対応できない場合は、都に応援を要請する。

２　除去対象

（１）市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする障害物
（２）避難、救援等、緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物
（３）建物等の応急危険度判定で「危険」の判定をうけたもの
（４）被害家屋調査で半壊以上の被害を受けたもの
（５）その他公共的立場から除去を必要とする障害物

３　実施方法

○ 市が解体・撤去を行うものについては、市内及び近隣の建設業者及び産業廃棄物処理業者等に協力を要請して、建物の解体・仮置き場への搬出を行う。
○ 市は、委託業者に対しては、解体時の環境保全や分別の徹底等の適正処理を指導する。さらに、建築物等の解体等によるアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言を行う。
○ 建物・工作物等の除去作業においては、緊急の場合を除き、土地の境界標識や塀・石垣等の基礎部分、側溝等の保存に努める。
○ 除去作業においては、行方不明者の存在への配慮を行うとともに、位牌、写真・アルバム、携帯電話等、所有者にとって価値があると認められるものについては、一律に廃棄せず別途保管し、所有者に引き渡す機会を設ける等、被災者に配慮した作業に努める。

４　分別区分

○ 災害廃棄物は原則として、震災廃棄物等対策実施マニュアルにより区分し処理を行う。

５　仮置場の選定

○ 市は、あらかじめ仮置場を定めておくが、被災状況等によりその保管が困難なときは、おおむね次の基準により新たな仮置場を確保する。

○ なお、その場合、二次災害や環境、地域の基幹産業への影響や応急仮設住宅の建設等に十分考慮し選定する。

（１）公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地

（２）未利用工業跡地等で、長期間利用が見込まれない民有地の借り上げ

（３）農地等の民有地や企業等の所有地等の借り上げ

第２　災害廃棄物の処理【環境共生対策部】

１　がれき処理計画の作成

○ 市は、震災廃棄物等対策実施マニュアルに基づき、がれき発生量を推計し、仮置き場や最終処分場を含む「がれき処理計画」を策定する。

２　がれき処理の実施

○ 市は、作成したがれき処理計画や震災廃棄物等対策実施マニュアルに基づき、浅川清流環境組合と連携を取りながら、がれき処理を行う。また、がれき発生状況を都に報告し、必要に応じて応援を要請する。

○ 処理に当たっては、発生場所においてがれきの分別を徹底するとともに、仮置き場においても分別を徹底し、破砕・選別により可能な限り再利用・再資源化を推進する。再利用・再資源化が不可能なものについては、減量化・減容化に努め、最終処分を行う。

第１７節　災害救助法関係

第１　災害救助法の適用基準【本部事務局】

１　災害救助法の適用基準

○ 災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第１条に定めるところによるが、本市における具体的適用は、次のいずれか１つに該当する場合である。

表第１０　本市の人口による災害救助法適用基準

指標となる被害項目 （災害救助法施行令第１条）	滅失世帯数	災害救助法施行令 第１条各号
市内の住家が滅失した世帯の数（※１）	日野市の場合 100 世帯以上	第１号
都内の住家が滅失した世帯の数	東京都の場合 2,500 世帯以上	第２号
そのうち市内の住家が滅失した世帯の数（※２）	日野市の場合 50 世帯以上	第２号
災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者救護が著しく困難である場合（※３）	都 12,000 世帯以上	第３号
多数の者が生命又は、身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（※４）	―	第４号

令和７年１月１日現在の人口（188,477 人）を基準に算定

※１　市町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第１に定める数以上であること。

※２　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が、災害救助法施行令別表第２に定める数以上であって、区市町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第３に定める数以上であること。

※３　都の区域内で住家が滅失した世帯の数が災害救助法施行令別表第４に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

※４　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

２　住家被害程度の認定

○ 住家の被害程度の認定を行う上で、おおよその基準は次のとおりとする。

表第１１　住家被害程度の認定基準

認 定 の 基 準
（ア）住家が滅失したもの 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの。
（イ）住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの。 このうち、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満、又はその住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを大規模半壊という。
（ウ）住家が半壊・半焼に準ずる程度に損傷したもの 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のもの。
（エ）住家の床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの 上記（ア）から（ウ）に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

３　滅失世帯の算定

○ 住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半壊する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

○ 世帯及び住家の単位は、以下の通り定める。

（１）世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

（２）住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等についてはそれぞれをもって、１住家として取り扱う。

（出典：東京都地域防災計画　震災編　本冊）

第２　災害救助法の適用申請【本部事務局】

○ 市長は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を都知事に報告する。

○ その場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書により改めて要請

を行う。

１　災害発生の日時及び場所
２　災害の原因及び被害の状況
３　適用を要請する理由
４　適用を必要とする期間
５　既に実施した救助措置及び実施しようとする救助措置
６　その他必要な事項

○ 市長は、災害の事態が急迫し、都知事による災害救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受ける。

第３　災害救助法の運用等【本部事務局】

１　都による公布手順等

○ 都は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を行う。
○ 災害救助法の適用後の救助業務は、都知事が実施者となり、市長は都知事の補助又は委任による執行として救助を行うことになる。
○ 都は、市からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。
○ 災害救助法を適用したときは、都により速やかに公布される。

２　救助の種類

○ 災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。（災害救助法第４条及び災害救助法施行令第２条）

（１）避難所及び応急仮設住宅の供与
（２）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
（３）被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
（４）医療及び助産
（５）被災者の救出
（６）被災した住宅の応急修理
（７）生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与※
（８）学用品の給与
（９）埋葬
（１０）死体の捜索及び処理
（１１）災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

※　災害援護貸付金等の各種貸付制度の充実により現在運用されていない。

○ 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

３　被害状況調査体制の整備

○ 災害救助法が適用されるにあたっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。
○ 市は、救助の実施に当たって各部に関係帳簿の作成を指示し、整理を始める。

４　救助の実施に必要な関係帳票の整備

○ 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が義務付けられている。
○ 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

５　災害報告

○ 災害救助法に基づく「災害救助」には災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告⇒中間報告⇒決定報告の３段階がある。
○ これらの報告は、救助用物資、義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、市は迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに都知事に報告する。

６　救助実施状況の報告

○ 災害直後における当面の応急措置及び災害救助国庫負担金の清算事務に必要となるため、市は、各救助種目の救助実施状況の初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、都知事に報告する。

７　救助の程度・報告及び期間

○ 救助の程度・報告及び期間並びに実費弁償の基準は別に定めるとおりである。

第６章　災害復興対策

第１節　復興体制の確立
第２節　被災状況の調査・把握
第３節　生活再建支援策
第４節　復興対策

第６章は、復興に関する方針を定めたものである。

第６章　災害復興対策

第１節　復興体制の確立

○ 市域に大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。応急・復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は中長期的視点に立って計画的に行うものである。
○ 市は、国や都との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の市民活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに復興計画を策定・推進できる体制づくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進める。
○ また、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、男女双方の視点に配慮するよう努める。

第１　復興に係わる庁内組織の設置

○ 市は、復興に係わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（復興対策本部）を庁内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部において、復興計画作成の方針の検討、復興計画に係る庁内原案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、庁内各部の調整を行う。

１　災害復興本部の設置の通知等

○ 市は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を国、都、各市町村等及び関係機関に通知する。
○ 市は、災害復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとともに市民への周知を図る。

２　災害復興本部の役割及び災害対策本部との関係

○ 災害復興本部は、災害復興事業を長期的視点に立って計画的に実施する。
○ 災害復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から質的変化を伴いつつ、連続的に徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が所管する応急的な事務事業で、災害復興にも関係し、それに大きな影響を与えるものについては、両本部が緊密に連携、連絡しながら処理する。

表第 １２　災害復興本部の組織

構成員			所管事務
本部長		市長	本部の事務を統括し、本部を代表する。
副本部長		副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
事務局	事務局長	企画部長	本部長の命を受け、本部の事務を掌理する。
	事務局員	企画部長が指名するもの	本部長の命を受け、本部の事務に従事する。 事務局員には女性職員も従事させる。

第２　人員の確保

○ 本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になる。また、職員が被災することによる減員等により特定の分野や職種において人員不足が予測される。

○ このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、迅速かつ的確に人員配置を行うとともに、必要に応じ臨時職員等の任用を行う。

１　派遣職員の受入れ

○ 不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、協定等に基づき、職員の派遣、またはあっ旋の要請を行い、職員を受け入れる。

２　専門家の支援の受入れ

○ 災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想される。

○ このため、協定を締結している専門業務団体や都各局への応援要請を行い、専門家の支援を受け入れる。

第２節　被災状況の調査・把握

第１　被災状況の調査

１　市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

（１）建築物の被災状況に関する調査の実施

○ 市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊、焼失といった建築物の被災状況の概要調査を行う。

（２）都市基盤施設被害状況調査の実施

○ 施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行う。

（３）応急住宅対策に関する調査の実施

○ 応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行う。

○ 市は、全壊、半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊、半壊、焼失した住宅が数多く存在する地域等を把握し、都に報告する。

２　復興計画の作成・実行するための調査

（１）市街地復興に係わる調査の実施

○ 市は、市街地復興を行うため、その事業対象地域の、全壊・半壊、焼失建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、その地区の従前の権利関係等も含め綿密な調査を行う。

（２）生活再建支援に係わる調査

ア　罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

○ 市は、全壊・半壊建築物数及びデータ等を基に、罹災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行う。

イ　死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

○ 市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握する。

○ また、災害状況や市民からの安否情報等をもとに、行方不明者数を把握する。

ウ　災害による離職者数についての調査の実施

○ 市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数やその特

性等について、調査を行う。

（３）地域経済の復興施策に係わる調査の実施

○ 被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行う。

ア　物的被害状況調査

○ 市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・半壊等の被害の状況について、調査を行う。

イ　地域への影響の把握

○ 市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握する。

第２　罹災証明書の交付

１　証明の範囲

○ 災害により被害を生じた建物等について、必要な事項の証明を行う。

（１）建物被害

ア　全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊

イ　全焼・半焼・部分焼

２　被害の判定基準

○ 被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行う。

表第 １３　災害の被害認定基準

判定基準	住家全壊（全焼・全流出）	住家半壊（半焼）	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊
○損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流出した部分の床面積の延床面積に占める損壊割合	70%以上	20%以上 70%未満	50%以上 70%未満	30%以上 50%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満
○損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	20%以上 50%未満	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満

３　被害認定調査活動

○ 市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定する。

４　罹災証明書の交付

○ 罹災証明書は、被災者からの申請に基づき市長または消防署長が交付する。

（１）建物等の被害調査

○ 市は、建物等の被害調査を計画し、調査員を確保し、被災地域の写真の撮影及び目視・聞取り調査を実施する。

（２）罹災台帳

○ 建物等の被害調査結果等を基に罹災台帳を作成し、罹災証明書の証明内容の確認台帳とする。

（３）罹災証明書の交付

○ 被災者から罹災証明書の交付申請があったときは、罹災台帳に基づき、交付する。

（４）再調査の申し出

○ 被災者は、罹災証明書の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ることができるものとする。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、罹災証明書を交付する。

５　罹災証明書の交付に関する広報

○ 罹災証明書の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底する。

第３節　生活再建支援策

第１　災害相談

１　災害相談の実施

○ 市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施する。
○ 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。

２　臨時災害相談所の開設

○ 市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努める。

３　臨時災害相談所の規模等

○ 相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定する。
○ 相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じる。

４　相談業務の内容

（１）行方不明者に関すること
（２）被災者の住居に関すること
（３）被災者の生活資金に関すること
（４）被災事業者の資金に関すること
（５）市民生活に関すること
（６）その他

５　情報提供

○ 市は、企業等と連携を図り、法制度、金融機関、生命保険、損害保険、火災保険等、被災地域の必要な生活関連情報や支援等を整理し、ホームページや広報紙を利用して市民に提供する。

第２　被災者台帳の作成及び活用

１　被災者台帳の作成

○ 市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成する。
○ 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載、又は記録する。
（１）氏名
（２）生年月日
（３）性別

（４）住所又は居所
（５）住家の被害その他の被害の状況
（６）援護の実施の状況
（７）要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
（８）前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第８条の５で定める事項

○ 市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとする。
○ 市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができるものとする。

２　台帳情報の利用及び提供

○ 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第９０条の４及び災害対策基本法施行規則第８条の６に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとする。
（１）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
（２）市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
（３）他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第３　被災者の安否情報の提供

○ 市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第８６条の１５に基づき回答するよう努める。
○ なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとする。
○ また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

第４　生活再建支援策

○ 生活再建支援策は、大きく復興に係わる応急対策と一般の生活再建支援策に分けられ、それぞれの施策ごとに、具体的な実施内容を定める。

１　復興に係わる応急対策

（１）災害廃棄物等の処理

○ 市は、災害廃棄物の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図る。

（２）応急仮設住宅等の供給

○ 市は、応急仮設住宅等の供給、市営住宅等の空き家の活用等により、当分の間の生活の支援、居住の安全を確保するとともに、市営住宅等への一時入居を行う。

２　一般の生活再建支援策

（１）住宅・宅地の供給及び住宅再建支援

○ 市は、建築物の被災状況調査による継続使用の可否、住宅復興に関する情報の提供、あるいは、被災者の住宅対策として、自己再建の支援等を行う。

（２）被災者の経済的再建支援

ア　被災者生活再建支援金の支給

○ 市は、被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給し、支給申請等に係る窓口業務を行う。

○ また、都は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行う。

イ　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

○ 市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律８２号）及び同法施行令（昭和４８年制令３７４号）の規定に基づく日野市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第４４号）の定めるところにより災害弔慰金を支給する。

ウ　災害援護資金、生活福祉資金の貸付

○ 市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行う。

エ　災害見舞金等の支給

○ 市は、災害により被害を受けた市民に対し、日野市災害見舞金等支給要綱に基づき、災害見舞金または弔慰金を支給する。

オ　義援金の受入れ及び配分

（ア）特定義援金の受入れ

○ 日野市または日野市長等、本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、総務部が受け入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管する。

○ また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領証を発行するとともに、その記録、整理を行う。

（イ）その他の義援金の受入れ

○ 都は、義援金の受け入れ、配分に関して、市、日本赤十字社東京都支部、東京都共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受入れ、配分を行う。

カ　義援物資の受入れ及び配分

（ア）民間企業や自治体等からの義援物資

○ 市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び希望しないものを把握する。都及び市は、その内容のリスト及び送り先をホームページ等で公表し、周知等を図るものとする。

○ また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行う。

（イ）個人等からの小口義援物資

○ 市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとする。

○ なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関への情報提供を行う。

キ　生活保護

○ 被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、市は、申請漏れが生じないよう相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行う。

○ また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、要保護者の把握に努める。

ク　税の減免等

○ 市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討する。

ケ　社会保険関連

○ 市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を行う。

（３）精神的支援

ア　被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

○ 市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行う。

イ　被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

○ 市は、被災者のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行う。

ウ　男女双方の視点に配慮した精神的支援

○ 市は、避難所や仮設住宅で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、女性相談員等による相談や、必要な支援、助言を行う。

○ また、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、精神的負担を緩和し、１日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行う。

（４）要配慮者を対象とした支援

ア　高齢者・障害者等への支援の実施

○ 市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受入れ、福祉ボランティアの確保等を行う。

イ　外国人被災者への支援の実施

（ア）日本語を話せない外国人への生活情報の発信

○ 市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続き等の生活情報を、多言語で発信する。

（イ）外国人相談窓口の設置

○ 市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、罹災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受ける。

○ また、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語で相談に応じることができるよう体制を整備する。

第５　住宅の応急修理

○ 市は、災害救助法が適用された地域において、震災により住家が半壊し、又は半焼した場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持することにより、取り壊しに伴うがれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

○ 市は、都が提示する募集選定基準等をもとに、募集・受付・審査を実施する。

第６　応急仮設住宅等の供与

１　建設型応急住宅

（１）需要の把握

ア　需要の把握

○ 市は、災害発生後速やかに建設型応急住宅への入居希望者を把握する。

イ　被災家屋調査に基づく需要の概算

○ 市は、被災家屋調査に基づき仮設住宅の建設必要数の概算を把握する。

（２）仮設住宅の用地確保及び建設

ア　仮設住宅の建設

○ 市は、災害救助法に基づき都知事が建設に着手したとき、補助機関として実施に協力する。都知事から委任された場合は、市が建設する。

○ 災害の事態が急迫し、災害救助法に基づく都知事による実施を待つことができないときも、市が建設に着手する。

イ　用地の確保

○ 市は、事前に建設候補地を決定し、都に報告する。

ウ　建設型応急住宅の入居者の募集・選定

○ 市は、都が策定した入居者の選定基準に基づき市が入居者の募集・選定を行う。

２　賃貸型応急住宅

○ 市は、災害救助法に基づき、都知事が公営、民間住宅の確保、供与を実施した時、補助機関として実施に協力する。

○ 市は、市営住宅、市内民間住宅の空き家の確保を行う。

○ 市は、都に東京都住宅供給公社や、独立行政法人都市再生機構等の住宅等の確保を要請する。

（１）需要の確保

ア　供与の目的

○ 市は、災害救助法が適用された地域において、震災により住家を減失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的な住宅を供与する。

イ　市営住宅の確保

○ 市は、市営住宅の空き家を、応急的な住宅として確保する。

ウ　民間住宅の確保

○ 市は、関係団体と協力し、市内の民間賃貸住宅の空き家を、借上げ又はあっせんの方法により被災者が入居できるよう確保する。

（２）入居者の募集・選定

ア　募集・選定

○ 賃貸型応急住宅への入居者の募集・選定は、建設型応急住宅の入居者の募集・選定を準用する。

イ　管理

○ 市は、入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。

３　応急仮設住宅地域での見守り、健康支援及び地域育成支援

○ 市は、地域包括支援センター、民生委員・児童委員協議会及び日野市社会福祉協議会等と協力・連携して、応急仮設住宅地域での見守り、健康支援活動を推進する。

第７　要配慮者向け応急仮設住宅の供与と復旧期ケア対策

１　要配慮者向け住宅の供与計画案の作成等

○ 市は、要配慮者向け応急仮設住宅の供与を、「本節第６　応急仮設住宅等の供与　１　建設型応急住宅（２）仮設住宅の用地確保及び建設」により行う。

２　復旧期ケア対策の実施

○ 市は、必要に応じ、関係各部及び関係機関・団体等の協力を得て、要配慮者向け応急仮設住宅の居住者への復旧期ケア対策として、健康チェックやこころのケア対策等のサービスの実施に努める。

３　復旧期ケア対策に関する広報並びに相談受付業務

○ 市は本庁舎等に相談窓口を開設する。

第４節　復興対策

第１　復興計画の作成

１　復興計画の目的

○ 発災後に復興対策を迅速かつ効果的に実施していくためには、その基本となる復興計画を速やかに策定するとともに、その内容を市の職員及び住民等に周知することにより、関係者の共通の合意の形成を図っていく必要がある。

○ 復興計画は、すべての復興事業の根幹となるものであり、可能な限り迅速に策定することが望まれる。各種都市基盤や産業基盤が被災した場合においては、その再建は多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。

○ 復興計画の作成目的は、これらの再建をできるだけ迅速に行い、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めることにある。

○ また、復興計画には、単なる原状復旧と異なり、再度被災しないために防災性の向上を図った施策等を盛り込むことが重要な事項となる。

２　留意事項

（１）位置づけ

○ 復興計画は、各地方公共団体で作成されている総合計画、長期計画等の地域の将来ビジョンを踏まえ、被災者の生活再建、産業・経済の再建、復興防災まちづくり等を進めるために必要な施策をとりまとめた計画として位置づけられている。

（２）目標・方向性の設定

○ 住民、事業者、地方公共団体が一体となって、より効果的に復興事業を進めていくためには、復興に係わるすべてのものが、地域・都市のあるべき姿を共有することが必要である。復興計画を策定する目的には、そのための復興の目標となるレベル、復興の方向性を明確にすることが挙げられる。

○ 復興計画の策定にあたり、男女共同参画を実現するため女性委員の割合を３割以上にするように努める。

（３）復興事業の効果的な実施

○ 大規模な災害による被災地の再建にあたっては、市街地整備のみならず、産業振興、福祉、教育等広範な分野にわたる事業を展開していく必要がある。このような多岐にわたる復興事業の計画面での整合性のチェックや調整を図ることにより、復興事業を効率的かつ総合的に実施するための指針を示すことができる。

（４）復興施策の広報

○ 復興は、地域が一体となって行っていくものであり、市は復興施策を市民に示していくことが必要である。復興計画は、復興を行っていくための具体的な手法として、さまざまな復興施策を記述す

るものであり、これを策定し市民に公表することにより、地域住民に対し復興施策を具体的に伝えることができる。

３　復興計画で規定する事項

○ 復興施策は広範囲な分野にわたり、内容も多岐にわたる。そのため、限られた財源の中で、地域の被災状況等に応じ、復興施策の優先順位を設定することが必要となる。

○ 復興計画で規定する事項はつぎのとおりである。

（１）復興に関する基本理念
（２）復興の方向性
（３）復興の基本方針・目標
（４）復興計画の目標年次
（５）復興計画の対象地域
（６）個々の復興施策の体系（被災市街地･都市基盤等の復興計画・被災者の生活再建支援計画・地域経済復興支援計画等）
（７）復興施策や復興事業の事業推進方策
（８）復興施策や復興事業の優先順位

４　施策の広報・相談対応の実施

○ 市は、被災者の生活再建等の推進、地域住民の意向を反映させた復興計画づくり、各種計画内容への理解と合意形成のため、被災者及び地域住民に対して、各種支援内容や復旧復興計画内容の広報、計画内容等に関する説明会を行うとともに、各種相談体制づくりを行う。

○ 市は、市等が行っている支援措置についての情報提供、法律問題等も含めた適切な対応窓口の紹介などを行うとともに、被災者の相談を受け、必要な情報を提供する。これにより、被災者の不安や悩みを解消するとともに、被災者の抱える各種課題・必要性を把握することが可能となる。

５　地域等との連携

○ 市は、市街地の復興と生活の復興を両輪と捉え、住民の生活の復興を第一の目標として掲げることが、より住民の立場に立った復興の考え方になる。このため、計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女双方の視点に配慮し、いち早いまちの活力の再生や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向け取り組む。

第２　復興財源の確保

○ 被災の状況に応じた復旧事業や復興計画に定めた事業に対する財源の確保を行う。

１　財政需要の見積り

○ 市は、災害発生後の応急・復旧、復興事業を遅滞なく進めるとともに、国や都に対して各種要望を行うため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に財政需要の見込みの算定を行う。

２　財源確保対策

（１）財源の確保

○ 市は、補助事業、特例等の有効活用、起債、特別交付税、他の事業の抑制等により、財源の確保に取り組む。

（２）国への支援要望等

○ 更なる財源確保のため、激甚災害の指定や補助、地方交付税措置等を国に対して要望していく。

第３　市街地復興

○ 被災した市街地の復興は、市民の生活、地域経済の復興に繋がることから、迅速な対策が必要となる。
○ また、単に被災前の状態である原状復旧するだけでなく、将来に向けた安全で安心なまちづくりの視点で市街地の復興対策の可能性もあわせて検討することが重要である。

１　復興整備条例の制定と復興対象区域の設定

（１）復興整備条例の目的

○ 市は、大規模な災害により重大な被害を受けた市街地（以下「被災市街地」という。）の復興に際し、被災市街地の計画的な整備について必要な事項を定め、市民等及び事業者が協働して、被災市街地の整備に係る対策を総合的かつ計画的に推進することにより災害に強い活力のある市街地の形成を図り、もって安全・安心な市民生活の実現を図ることを目的とした復興整備条例を制定する。

（２）復興対象区域の設定

○ 市は、家屋被害状況調査の結果を踏まえ、発災後１か月以内を目途に計画的な市街地復興をどこの地域で進めるかの方針を定める復興対象地区の指定を行う。

表第 １４　復興対象地区の指定基準

重点復興地区	・過去に土地区画整理事業等の面的整備が行われておらず大被害であり、復興を契機として抜本的、面的な復興事業を実施することが適当な地区 ・過去の土地区画整理事業等の面的整備の有無に関わらず、中被害であっても、重要な復興課題、都市計画上の拠点的な位置付けがあり、市街地の再整備も含め復興を契機としてモデル的な復興事業導入を図ることが適当な地区
復興促進地区	・過去に土地区画整理事業等の面的整備が行われておらず中被害であり、線的な復興事業を実施することが適当な地区 ・過去に土地区画整理事業等の面的整備が行われているが大被害又は中被害であり、部分的な復興事業の導入、被災者個人による自力復興を進めることが適当な地区
復興誘導地区	・被災が散在的に見られる地区で被災者個人による自力復興を図ることが適切な地区

２　建築制限の実施

○ まちづくりの方向が定まる前に被災市街地内で無秩序な市街地形成が進むと、計画的な都市復興・市街地復興の妨げとなるだけではなく、被災者の合意形成にも支障をもたらすことになる。このため、市は、壊滅的な被災を受けた市街地内で面的な市街地整備が必要と考えられる区域において、建築を制限するため、建築制限区域を設定する。
建築制限には「第一次建築制限」と「第二次建築制限」がある。

表第　１５　建築制限区域における制限

第一次建築制限	家屋被害概況調査によっておおむね８割以上の家屋の焼失・倒壊が確認された地区を基本とする
第二次建築制限	重点復興地区を基本として、無秩序なまちなみが形成されるおそれがあり、事業等の導入が必要な区域

３　復興都市計画案の作成・事業実施

○ 市は、地域復興協議会を結成するとともに、アンケート調査等で市民の意見集約等の合意形成を図りながら、復興まちづくりや住宅、産業、暮らしの復興のあり方の検討を行い、被災市街地復興推進地域の復興まちづくり計画等案を作成し、決定手続きを行う。

４　防災まちづくり

○ 市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう市民の合意形成に最大限努める。
○ また、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

第４　住宅復興

１　応急的な住宅の供給・確保

○ 市は、自力で速やかに住宅を確保することができない被災者が避難所等から一日も早く出られるよう、応急仮設住宅等（公的住宅等の空き住戸の活用、新規建設による仮設住宅、民間賃貸住宅の借上げ）の供給量を早急に算定し、その整備のための施策を推進する。
○ その際、被災者が状況に応じて選択できるよう、できるだけ多様な応急住宅対策を講じる。供給に当たっては、できる限り従前居住地での時限的な生活の場の確保に努め、コミュニティ維持を支援するなど、まちづくりとの連携を図る。

２　本格的な住宅の再建

○ 市は、都市復興事業と連動し、安全で快適な住宅・住環境の整備支援や福祉のまちづくりの推進を行うため、住宅の取得等、マンション等の再建に対する支援を行うとともに、民間住宅の供給促進や住まい・まちづくり活動への支援を行い自力での住まいの確保の支援を行う。

○ また、災害復興公営住宅の建設、公営住宅等の建替等の公的住宅等の供給を行う。

第５　産業復興（工業・商店街等）

１　産業復興方針の策定

○ 市は、総合的に産業復興を進めていくため、緊急的対応、中長期的対応など、復興の段階に応じた産業復興の方向性を明らかにし、それに基づき施策を進める。

２　事業の場の確保等

○ 市は、避難生活の段階から、操業再開・工場再建・営業再開・商店街再建に向けた取り組みを支援する。

○ 市は、中小企業の事業再開に対する支援策として、再建までの一時的な事業スペースの確保支援、施設の再建のための金融支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を行う。

○ 産業の復興に当たっては、事業者の新分野進出、事業転換等を積極的に支援・促進する等の産業活性化策を行う。

３　商店街の復興

○ 地域コミュニティの核である商店街については、既存振興施策を活用し、早期の復興を図り、まちのにぎわい創出につなげる。

４　雇用・就業施策

○ 市民が速やかに自立し、生活再建を図るためには、経済的な基盤の確保が前提となる。そこで、雇用維持対策により失業者の発生を未然に防ぐとともに、離職を余儀なくされた市民の速やかな再就職を支援する。

第６　くらしの復興

１　福祉施策

○ 被災により新たな対象者が発生するなど様々な福祉需要が生じてくる一方、地域において福祉サービスを提供していた組織そのものが被災し、その機能が低下することも予想される。このため、市は、地域住民の自助と共助を基本とした福祉サービス体制の再構築を図る。

２　保健施策

○ 市は、被災者の健康維持・管理、メンタルヘルスケアについて関係機関と連携した対策を行う。

３　医療施策

○ 市は、各種医療ニーズに的確に対応するため、日野市医師会と連携し仮設診療所の設置などの支援を

速やかに行い地域医療体制を確保する。

４　文化・社会教育施策

○ 市は、貴重な文化財等の散逸や消失を防ぐとともに、その再建や復旧について的確な対応を行う。
○ また、被災地域全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、観光・地場産業のＰＲや地産地消の推進等を行い、地域経済全体の活性化を図る。

５　消費生活施策

○ 悪質な商法等の防止を図るとともに、消費生活の早期安定を図る。

６　ボランティア等や専門家との連携に関する施策

○ 市は、ボランティア、ＮＰＯ等の自主性・自律性を尊重しつつ、市民活動と行政活動との間に無駄な重複が生じないよう相互の連絡調整に努める。また、各団体が円滑に活動ができるよう、環境整備を行う。
○ 専門家については、平常時から連携し、復興期には、専門家による相談会の開催等を行い、円滑な生活再建支援を行う。

７　広域避難者等への支援に関する施策

○ 市は、市内に留まっている被災者はもとより、市外へ移転した被災者についても、漏れなく生活再建支援を継続していくことができるよう、被災者台帳の管理等を的確に行う。

第７章　南海トラフ地震対策

第１節　総則
第２節　基本的な考え方

第７章　南海トラフ地震対策

本章の考え方

日野市は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第３条に基づき指定される南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「防災対策推進地域」という。）には含まれていないものの、南海トラフ地震が発生した場合には震度５強程度の揺れが予測されていることから、本市においても地域の実情に即した必要かつ具体的な防災対策を速やかに定め、住民の安全確保と被害軽減に万全を期すものとする。特に、震度５強の揺れでも建物の損壊や二次災害の発生が懸念されるため、耐震化の推進、避難計画の整備、地域防災体制の強化、避難行動の周知徹底など、多角的かつ実効性の高い対策を講じることが求められる。これにより、推進地域に指定されていない地域であっても、南海トラフ地震による被害を最小限に抑えるための備えを強化し、地域住民の安心・安全を確保することについて定めるものである。

気象庁が発表する南海トラフ地震に関連する情報は下表のとおり。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 ※防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表される	（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	（巨大地震警戒）	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 ・想定震源域のプレート境界意外や、想定震源域の海溝軸外側 50ｋｍ程度までの範囲でM7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）	

※異常な現象が発生せず、情報の発表がないまま、突発的に南海トラフ地震が発生することがある。
※地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合でも南海トラフ地震が発生しないこともある。
※南海トラフ地震の切迫性は高い状態にあり、いつ地震が発生してもおかしくないことに留意が必要である。

第１節　総則

第１　本編の目的等

１　本編の目的

○ 南海トラフ地震の発生が予想される場合において、都や近隣市町村ならびに各防災関係機関が一体となって地震被害の発生の防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

２　本編の前提

○ 日野市では、南海トラフ巨大地震による多摩地域の最大震度などの想定は、「首都直下地震等による東京の被害想定」よりも小さいため、本市における対策は、地震災害対策編第１章から第６章までに記載されている首都直下地震等の対策を推進していくこととする。

第２節　基本的な考え方

第１　南海トラフ地震について

○ 南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界で周期的（100～150 年）に発生する大規模地震であり、過去には一度に広範囲で発生したり、隣接地域で時間差をおいて発生したりと多様な形態が見られる。地震調査研究推進本部の南海トラフの地震活動の長期評価では、令和 7 年9月、今後 30 年以内の発生確率をこれまでの「80%程度」から「60～90%程度以上」に見直すとともに、多くの海溝型地震で用いている、発生間隔のみを用いた計算方法による発生確率として「20～50%」を併記されている。防災対策推進地域等については、特別措置法第３条に基づき定められている。

○ 防災対策推進地域指定市町村は、北は茨城県から南は沖縄県まで、１都２府 27 県 723 市町村が指定されている。

また、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域指定市町村は、東は千葉県から南は鹿児島県まで、１都 13 県 139 市町村が指定されている。（令和７年７月１日）

○ 東京都では、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村が防災対策推進地域となっている。

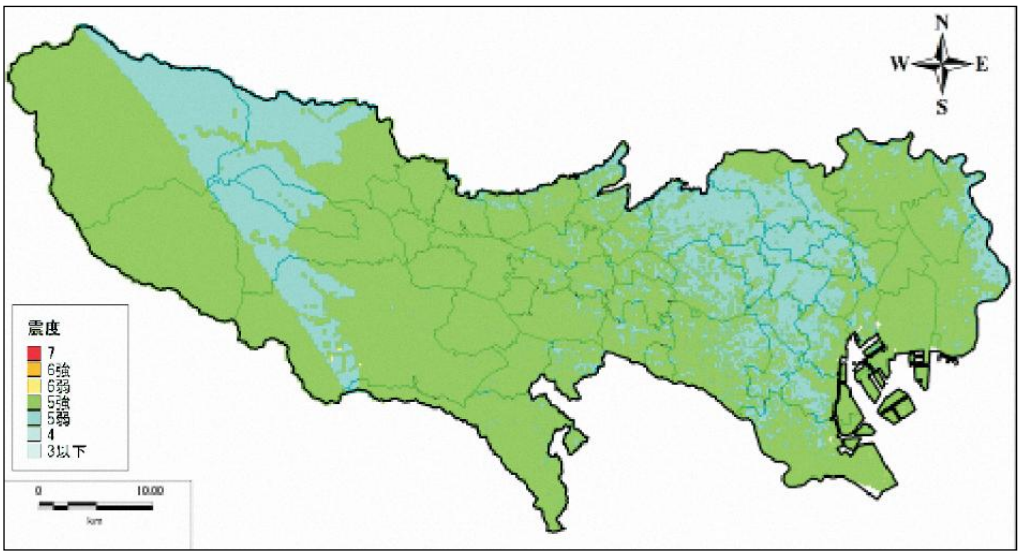
第２　基本的な考え方

１　南海トラフ地震における市の対処方法

○ 日野市は、防災対策推進地域には含まれないが、南海トラフ地震がシミュレーション上で想定した震源域で発生した場合、震度５強以下程度の揺れが予測されている。

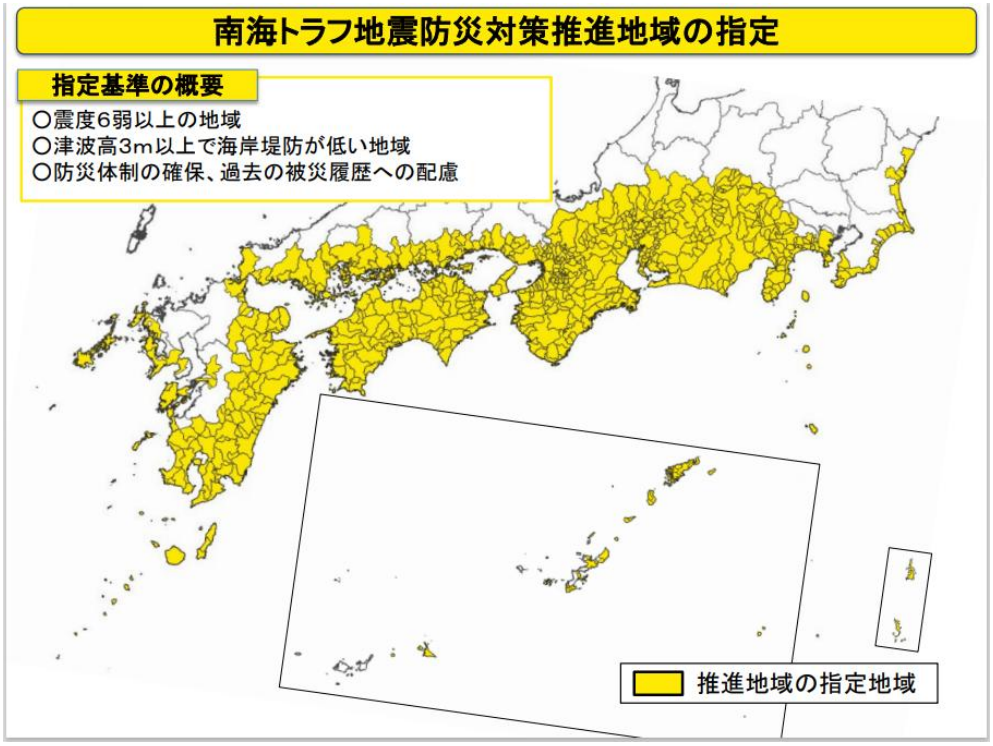
○ 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合においても、市の機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、次の措置を講ずることとする。

（１）南海トラフ地震臨時情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
（２）南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるための防災措置



南海トラフ巨大地震（M9.0）の震度分布図（東側ケース+経験的手法）

○ 日野市は、防災対策推進地域には含まれないが、「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」におけるシミュレーション上の想定では、市全域で震度５強以下の揺れが予測されている。



（出典：内閣府防災情報のページ）

○ なお、市が災害協力協定を締結している「神奈川県秦野市」「静岡県富士宮市」「山梨県甲府市」「山梨県山梨市」「山梨県大月市」「山梨県韮崎市」「長野県諏訪市」「長野県茅野市」は、防災対策推進地域に指定されているため、これらの自治体の被害実態について情報を得て、必要な場合、被災地支援の体制を構築し、支援活動を行うか検討する。

２　南海トラフ地震臨時情報が発表されたら

○ 南海トラフ地震臨時情報は、異常現象が観測された際にまず「調査中」として発表され、個々の状況に応じた防災準備と今後の情報への注意が求められる。最短２時間後の調査結果に応じて、以下のいずれかの情報が発表される。

- **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）**：日頃の備えを再確認し、すぐに避難できる準備をすることに加え、地震発生後の避難では間に合わない可能性のある住民は１週間の事前避難が必要である。
- **南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）**：日頃の備えを再確認し、すぐに避難できる準備をしますが、事前避難は伴わない。
- **南海トラフ地震臨時情報（調査終了）**：通常の生活に戻るが、大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないため、引き続き地震への注意は必要である。

いずれの場合も、政府や自治体からの呼びかけに応じて適切な防災対応をとることが重要である。

<table>
<tr><th>地震発生から
最短２時間後</th><th>南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震警戒）</th><th>南海トラフ地震臨時情報
（巨大地震注意）</th><th>南海トラフ地震臨時情報
（調査終了）</th></tr>
<tr><td>（最短）
２時間程度</td><td>・<u>日頃から地震への備え</u>の再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備
・地震発生後の避難である住民は事前避難</td><td>・<u>日頃から地震への備え</u>の再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備</td><td rowspan="3">・大規模地震発生がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>１週間（※）</td><td>・<u>日頃から地震への備え</u>の再確認に加え、地震が発生したらすぐに避難するための準備</td><td rowspan="2">・大規模地震発生がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
<tr><td>２週間</td><td>・大規模地震発生がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。</td></tr>
</table>

※　通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合は、すべりの変化が収まってから変化していた期間と概ね同程度の期間が経過したときまで。

日野市地域防災計画修正の経過

作成または修正の年度	備考
昭和 43 年１月	日野市地域防災計画策定
昭和 46 年３月	一部修正
昭和 48 年３月	一部修正
昭和 49 年９月	一部修正（加除式）
平成２年度	一部修正（加除式）
平成６年度	一部修正（加除式）
平成８年度	一部修正
平成 10 年度	一部修正
平成 17 年度	一部修正
平成 25 年度 （平成 26 年３月）	平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災を踏まえ、本冊及び別冊資料編として全部修正。 本冊に震災編、風水害編、大規模事故編、火山災害編、原子力災害編、東海地震対策編（警戒宣言に伴う対応措置）を収載。 資料編を別冊とする。
令和３年度	地震災害対策編、風水害・特殊災害編、別冊資料編として全部修正。
令和５年度	一部修正
令和７年度	一部修正
令和８年度	一部修正

日野市地域防災計画

（令和８年度修正）

【地震災害対策編】

令和８年６月発行

編集発行　日野市防災会議
（事務局）日野市総務部防災安全課
〒191－0016　日野市神明１－11－16
電話　代表　０４２－５８５－１１１１